

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

インドネシア編

2005年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェットロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。平成 16 年度は、中国、韓国、タイを中心として、知的財産保護に関する情報収集・提供、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル インドネシア編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェットロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。(<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>) 本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構
経済分析部
知的財産課

目 次

1 . 概況	1
2 . 知的財産の取得	2
(1) 所管官庁	2
(2) 特許	2
(2-1) 特許法の概要	
(2-2) 出願に必要な書類	
(2-3) 出願から登録までの手続き	
(2-4) 出願・登録状況	
(2-5) 出願費用	
(3) 産業意匠	9
(3-1) 産業意匠法の概要	
(3-2) 出願に必要な書類	
(3-3) 出願から登録までの手続き	
(3-4) 出願登録状況	
(3-5) 出願費用	
(4) 商標	11
(4-1) 商標法の概要	
(4-2) 出願に必要な書類	
(4-3) 出願から登録までの手続き	
(4-4) 出願・登録状況	
(4-5) 出願費用	
(5) 著作権	14
(5-1) 著作権法の概要	
(5-2) 出願に必要な書類	
(5-3) 出願費用	
(6) 不正競争防止法	14
3 . 知的財産権の行使	15
(1) 刑事的対抗手段	15
(1-1) 刑事的対抗手段の有効性	
(1-2) 所管警察組織	
(1-3) 刑事告発に必要な書類	
(1-4) 手続きの流れ	
(1-5) 摘発状況	
(1-6) 刑事告発に要する費用	
(2) 民事的対抗手段	17
(3) 水際取締	18

(4) 不公正な競争に対する対抗手段	19
4 . 他人の知的財産権に対する対抗手段	20
(1) 情報入手方法	20
(2) 対抗手段	20
(2-1) 特許異議申立	
(2-2) 産業意匠異議申立	
(2-3) 商標異議申立	
(2-4) 不使用に基づく商標取消	
(2-5) 登録取消訴訟	
(2-6) 商標の冒認出願	
5 . ライセンシング	22
(1) ライセンシングに関する法規	22
(2) 営業秘密の保護	22
(3) 強制による実施	23
(参考) インドネシアにおける知的財産関連機関・団体一覧	
添付資料	27
(1) 特許法全文 (2001 年法律第 14 号)	28
(2) 産業意匠法全文 (2000 年法律第 31 号)	46
(3) 商標法全文 (2001 年法律第 8 号)	55
(4) 著作権法全文 (2002 年法律第 19 号)	69
(5) 通報書 (見本)	82
(6) 捜査命令書 (見本)	85
(7) 専門家証人取調報告書 (見本)	86
(8) 証人取調報告書 (見本)	90
(9) 起訴状 (見本)	93
(10) 求刑書 (見本)	95
(11) 中央ジャカルタ商務裁判所知財関連裁判一覧	98
(12) 著作権損害賠償請求訴訟事例 (81/HKI-HakCipta/2003)	105
(13) 不使用に基づく商標取消事例	110
(14) 冒認出願への対抗事例	114

1. 概況

インドネシアはWTO加盟を機にインドネシアは知的財産分野における法律整備を積極的に押し進めてきた。2000年12月20日には産業意匠法が新たに制定され、2001年6月から意匠出願受付が開始されたほか、2001年8月1日には特許法と商標法が、2002年には7月29日には著作権法が再改正された。これら一連の法改正をもって、インドネシア政府は、TRIPS協定の本格的実施に向けての意欲を示したと言えよう。また、政府当局や関係機関による模倣品や海賊版に関する警告もメディアを通して社会全体に浸透してきたように見受けられる。

しかしながら、政府当局を含め、知的財産保護に対するインセンティブは決して十分に高いとは言えない。元々、インドネシアの法律制度は透明性に乏しく、政府機関には汚職が蔓延していると言われるが、知的財産制度もそのような環境の影響を受けながらゆっくりと発展してきているのである。当然のことながら、権利者が知的財産権を行使するに当たっては、日本と大きく事情を異にする状況がたくさん見受けられる。

インドネシアにおける知的財産権の行使は、今のところ刑事告発による場合がほとんどである。民事的救済措置は近年法律上可能となったが、実際に民事訴訟によって解決を図った例は数が少ない。インドネシアにおける権利行使とは、警察権力に訴えて侵害行為を停止させ、侵害品を廃棄させることを大方意味するのである。

権利行使に当たっては、商標権等の登録証を提示することが前提になるので、模倣に対抗するためには、できるだけ早い時期に権利の登録をしておくことが肝要である。商標やトレードドレスの剽窃的行為が横行する中、インドネシアには不正競争防止法に相当する法律がないため、商標権、意匠権等を事前に取得しておくことは、極めて重要である。

また、インドネシアでは、現地代理店等が本来の商標所有者に断りなく商標登録することが頻繁に発生している。このような問題を未然に防ぐためにも、本来権利を受けるべき者が早期に権利取得をする必要がある。

2. 知的財産権の取得

(1) 所管官庁

インドネシアにおける知的財産権の申請・登録に係る行政は法務人権省知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property, Department of Law and Human Rights, 住所: Jl.Daan Mogont Km 24, Tangerang) が所管している。知的財産総局は 430 名の職員より構成され、知的財産総局長の下に、特許局、商標局、著作権産業意匠集積回路配置営業秘密局、協力開発局、情報技術局が置かれている。知的財産総局の組織図と各局の構成員数 (2002 年時点) は図1のとおりである。

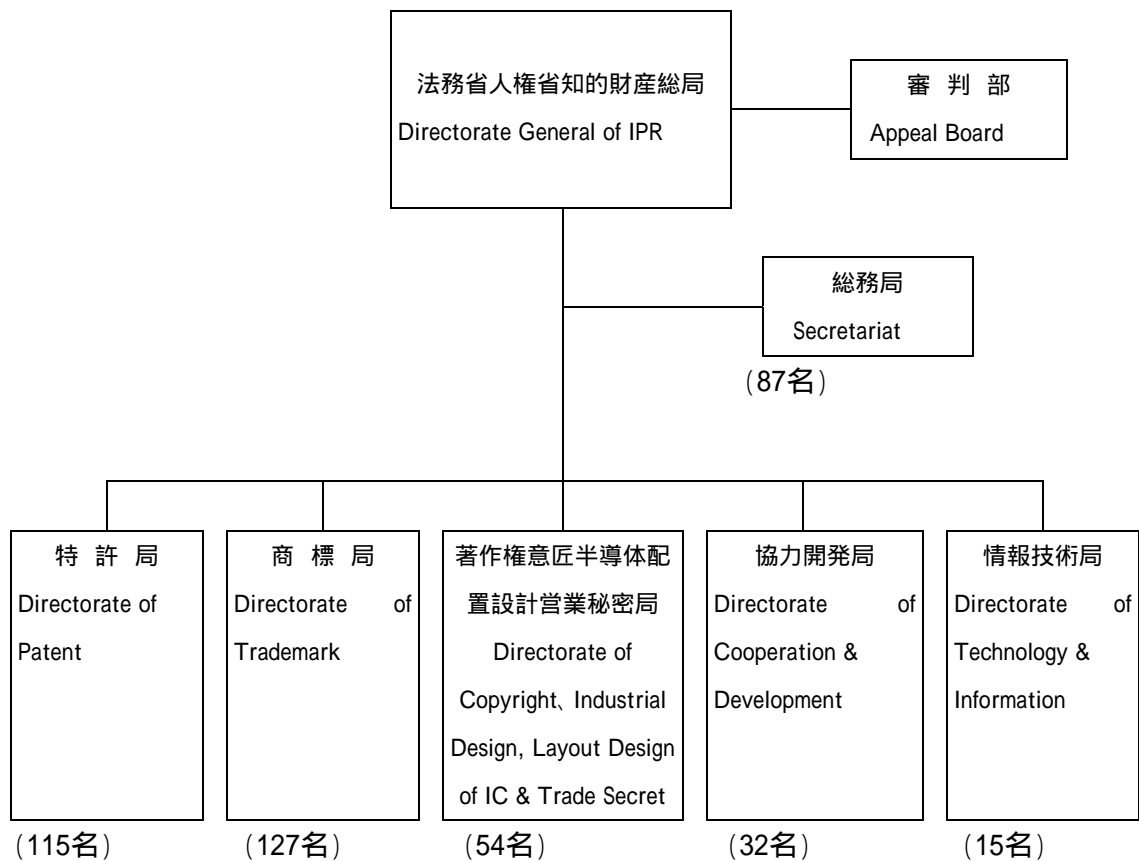


図1 知的財産総局組織図

(2) 特許

(2 - 1) 特許法の概要

現在施行されている特許法は、2001 年特許に関する法律第 14 号であって、2001 年 8 月 1 日に

改正・施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 特許登録要件は、新規性、進歩性、産業上利用性。
- ・ 不特許事由は、公序良俗違反、人体又は動物の検査・治療等の方法、数学的理論、生物(微生物を除く)、動植物製造のための生物学的方法(微生物学的方法を除く)。
- ・ 特許存続期間は出願から 20 年。実用新案に相当する簡易特許の存続期間は出願から 10 年。
- ・ 先使用权が認められる。
- ・ 英文明細書によって出願日の確保が可能。
- ・ 出願公開によって第三者に異議申立の機会を与える。
- ・ 出願公開後すべての出願に対して実体審査が行われる。
- ・ 実体審査は、審査請求から 36 ヶ月以内(簡易特許の場合は出願から 24 ヶ月以内)に終了させる。
- ・ 出願の拒絶に対して審判請求ができる。無効審判制度はない。
- ・ 特許付与から 36 ヶ月以内に実施されない発明は、第三者が強制実施権を申請できる。
- ・ 他人の特許を侵害した者には、最高懲役 4 年、罰金 5 億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪。

(2 - 2) 出願に必要な書類

特許出願に当たっては、以下の書類を提出しなければならない。

- 1) 願書
 - 記載事項
 - (a) 出願年月日
 - (b) 出願人の氏名、住所
 - (c) 発明者の氏名、国籍
 - (d) 代理人の氏名、住所(在外者は代理人を通して出願しなければならない。)
 - (e) 発明の名称
 - (f) 優先権情報(優先権主張を伴う場合)
- 2) 特許請求の範囲
- 3) 明細書
- 4) 図面(もしあれば)
- 5) 要約
- 6) 委任状(代理人を通して出願する場合)
- 7) 譲渡書(出願人と発明者が異なる場合)
- 8) 宣言書(出願人と発明者が同じ場合)
- 9) 優先権証明書(優先権主張を伴う場合)

(2 - 3) 出願から登録までの手続き
 特許出願から登録までの流れを図2に示す。

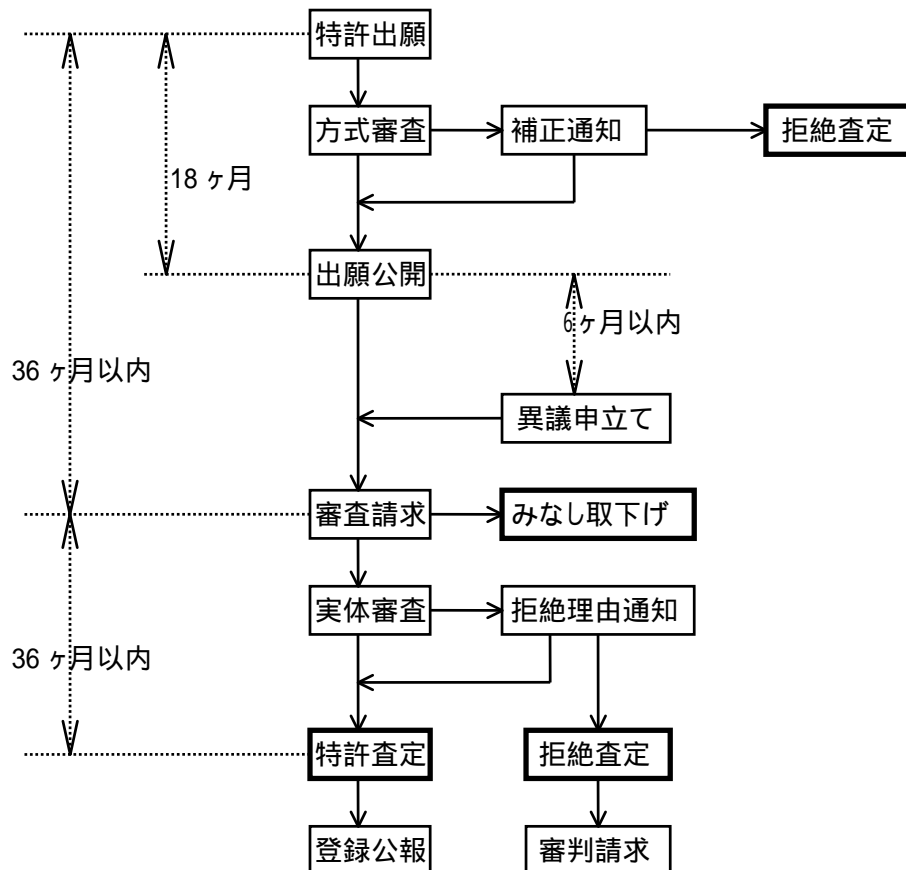


図2 特許出願から登録まで

(2 - 4) 出願・登録状況

表 - 1 に示すように、2000 年以降年間ほぼ 4000 件に達する出願が受け付けられている。1998 年に出願件数が落ち込んでいるのは特許協力条約(以下、PCT)に基づく出願の受付が開始されたためと考えられる。

表 - 2 に見られるように、出願受付開始から 2004 年末までに審査請求された出願の総数は 30,962 であるのに対して、この内最終処分に至った出願の総数は 17,071 であるから、45%が未処分であることになるが、2002 年以降はほぼ 3000 件に達しており、審査効率が大幅に改善されてきている様子が伺える。現行法で審査期間を審査請求日から 36 ヶ月以内に終了させるとの規定が設けられているが、新しい出願についてはこの規定がほぼ守られているようである。

表 - 1 特許出願状況

年	特許		簡易特許		合計
	内国	外国	内国	外国	
1991	34	1,280	19	3	1,336
1992	67	3,905	12	43	4,027
1993	38	2,031	28	43	2,140
1994	29	2,305	33	60	2,427
1995	61	2,813	61	71	3,006
1996	40	3,957	59	76	4,132
1997	79	3,939	80	80	4,178
1998	93	1,753 (145)	109	32	1,987
1999	152	2,784 (1,733)	168	19	3,123
2000	157 (1)	3,733 (2,750)	213	38	4,141
2001	212 (4)	3,714 (2,901)	197	24	4,147
2002	234 (6)	3,609 (2,976)	157	48	4,048
2003	202 (1)	3,098 (2,620)	163	29	3,492
2004	235 (11)	3,434 (2,728)	179	29	3,877
合計	1633 (23)	42,355 (15,912)	1,478	595	46,061

(括弧内は PCT 出願の内数)

表 - 2 特許登録状況

出願年	審査請求			最終処分						
				登録			拒絶			合計
	特許	簡易 特許	合計	特許	簡易 特許	小計	特許	簡易 特許	小計	
1992	86	57	143	0	0	0	0	2	2	2
1993	716	51	767	2	16	18	3	10	13	31
1994	1,321	100	1421	59	33	92	6	13	19	111
1995	2,132	90	2222	390	50	440	79	9	88	528
1996	1,557	130	1687	902	58	960	187	28	215	1,175
1997	2,089	144	2233	976	45	1021	177	19	196	1,217
1998	2,522	125	2647	1,217	163	1380	36	6	42	1,422
1999	3,582	42	3624	1,274	27	1301	42	23	65	1,366
2000	2,712	164	2876	1,053	21	1074	19	119	138	1,212
2001	2,968	272	3240	1,334	64	1398	57	46	103	1,501
2002	3,280	239	3519	2,492	65	2557	67	56	123	2,680
2003	3,045	189	3234	2,844	67	2911	67	32	99	3,010
2004	3,141	208	3349	2,643	99	2742	38	36	74	2,816
合計	29,151	1,811	30,962	15,186	708	15,894	778	399	1,177	17,071

(2 - 5) 出願費用

特許出願に要する費用は以下のとおりである。

表 - 3 特許料金表

項目		金額(ルピア)		
1. 出願・請求	出願	特許	575,000	
		簡易特許	125,000	
	審査請求	特許	2,000,000	
		簡易特許	350,000	
	10項を超える1項毎の追加料金		40,000	
	出願変更		450,000	
	審判請求		1,000,000	
	先発明者証		1,000,000	
	優先権証明書		75,000	
	微生物サンプル取得の公式証明書		100,000	
	特許原簿の抄録		60,000	
	特許文献の複写(1頁当たり)		5,000	
	PCT取り扱い手数料		500,000	
	特許公開公報検索		150,000	
2. 登録	特許権移転登録		150,000	
	実施権又は強制実施権の設定登録		1,000,000	
3. 年金	特許料	年	基本料金	1項毎の追加料金
		第1年から第3年	70,000	50,000
		第4年から第5年	1,000,000	100,000
		第6年	1,500,000	150,000
		第7年から第8年	2,000,000	200,000
		第9年	2,500,000	250,000
		第10年	3,500,000	250,000
		第11年から第20年	5,000,000	250,000

(3) 産業意匠

(3 - 1) 産業意匠法の概要

2000年産業意匠に関する法律第31号が2000年12月20日に施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 登録要件は、新規性のみ。
- ・ 保護期間は出願から10年。
- ・ 出願公開によって、第三者に異議申立の機会を与える。
- ・ 異議申立のあった出願に対して実体審査が行われる。
- ・ 異議申立のない出願は自動的に登録される。
- ・ 審判制度はない。
- ・ 他人の産業意匠を侵害した者には、最高懲役4年、罰金3億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪。

産業意匠は商標や特許と異なり、異議申立がなければ自動的に登録されるので、第三者にとっては出願から3ヵ月間与えられる異議申立の機会を逃さないことが極めて重要である。出願された産業意匠は知的財産総局内の掲示板やウェブサイトで見ることができるが、利害関係人にとって情報収集が困難であるため、本来拒絶されるべき産業意匠が登録されてしまう危険性がある。

(3 - 2) 出願に必要な書類

産業意匠出願に当って必要な書類は以下のとおりである。

1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
 - (b) 創作者の氏名、住所及び国籍
 - (c) 出願人の氏名、住所及び国籍
 - (d) 代理人の氏名、住所(在外者は代理人を通して出願しなければならない。)
 - (e) 優先権情報(優先権主張を伴う場合)
- 2) 登録出願に係る工業意匠の見本、図面又は写真及び説明
 - 3) 委任状(代理人を通して出願する場合)
 - 4) 出願に係る意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言書
 - 5) 優先権証明書(優先権主張を伴う場合)

(3 - 3) 出願から登録までの手続き

産業意匠出願から登録までの流れを図3に示す。

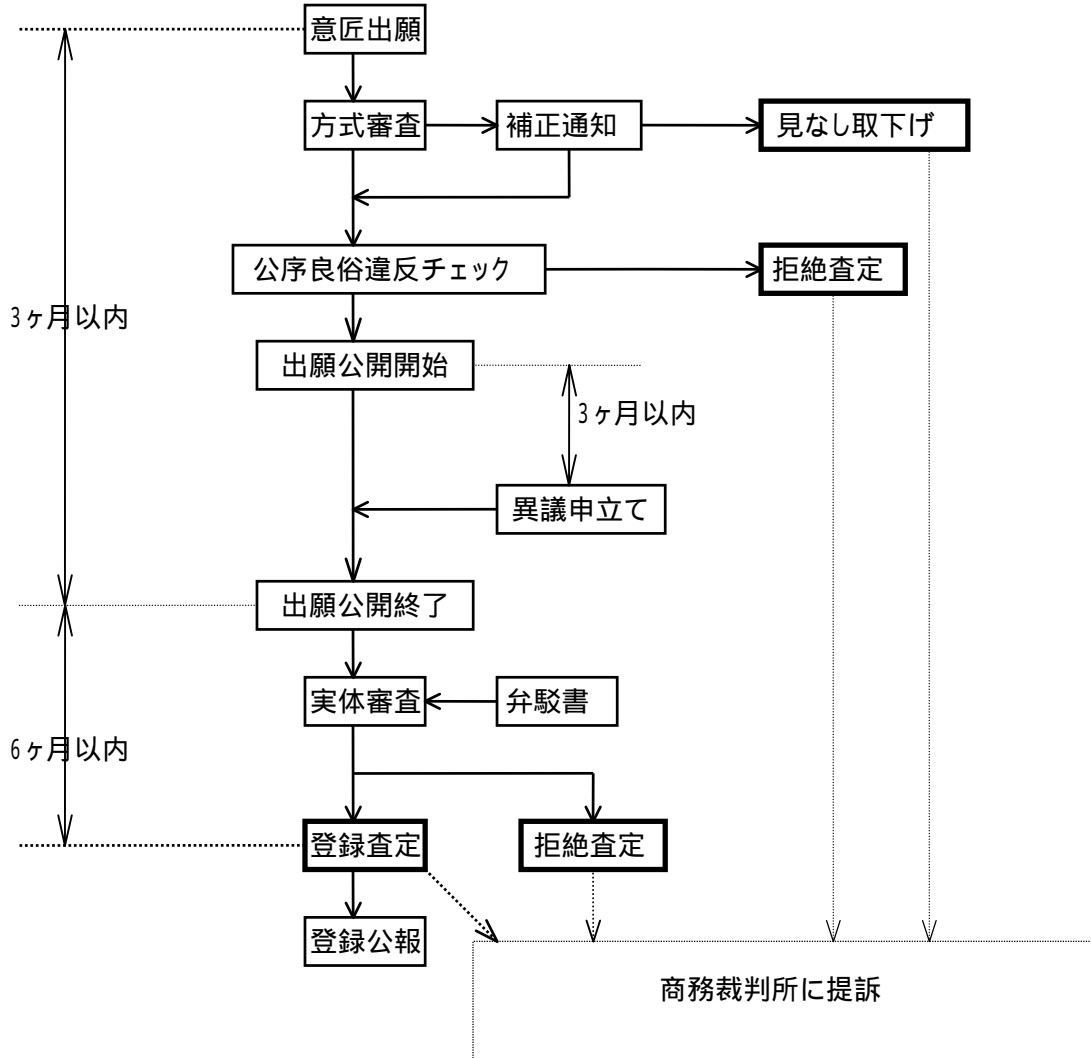


図3 意匠出願から登録まで

(3 - 4) 出願・登録状況

産業意匠出願は2001年6月に開始され、2004年末までに11819件の出願が寄せられている。産業意匠の実体審査は第三者による異議申立のあった場合にのみ行われるが、2003年7月末までに異議申立を受けた産業意匠出願は307件であって、そのうち異議理由ありと判断され登録が拒絶されたものは165件であった。

(3 - 5) 出願費用

産業意匠出願にかかる費用は、Rp600,000。これは出願時に支払うが、登録の費用をも含むので、

別途登録料の支払いは不要である。

(4) 商標

(4 - 1) 商標法の概要

現在施行されている商標法は、2001年商標に関する法律第8号であって、2001年8月1日に改正・施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 登録の対象は、商品又はサービスに使用する商標及び地理的表示・原産地表示。(地理的表示、原産地表示は商標として登録されて初めて保護される。)
- ・ 識別力のないもの、商品・役務に関する説明にすぎないものは登録できない。
- ・ 同一類で登録済み又は著名な商標と同一又は類似する商標は登録を拒絶される。
- ・ 保護期間は出願から10年。10年ごとに更新可能。
- ・ すべての出願に対して実体審査を行う。
- ・ 実体審査は、出願から30日以内に開始され、9ヶ月以内に終了する。
- ・ 審査終了後に公告し、第三者に異議申立の機会を与える。
- ・ 出願の拒絶に対して審判請求ができる。無効審判制度はない。
- ・ 他人の商標を侵害した者には、最高懲役5年、罰金10億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪。

(4 - 2) 出願に必要な書類

商標出願に当たっては、以下の書類を提出しなければならない。

1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
- (b) 出願人の氏名、住所
- (c) 代理人の氏名、住所(在外者は代理人を通して出願しなければならない。)
- (d) 優先権情報(優先権主張を伴う場合)
- (e) 商標見本の貼付
- (f) 商標が色彩を使用する場合、その色の名前
- (g) 商品又は役務とその分類

2) 商標見本

なお、商標法第8条は複数の分類に跨る商標をひとつの出願で出願することを認めているが、この規定は実際に運用されておらず、依然としてひとつの出願でひとつの分類のみ指定可能である。

(4 - 3) 出願から登録までの手続き
 商標出願から登録までの流れを図4に示す。

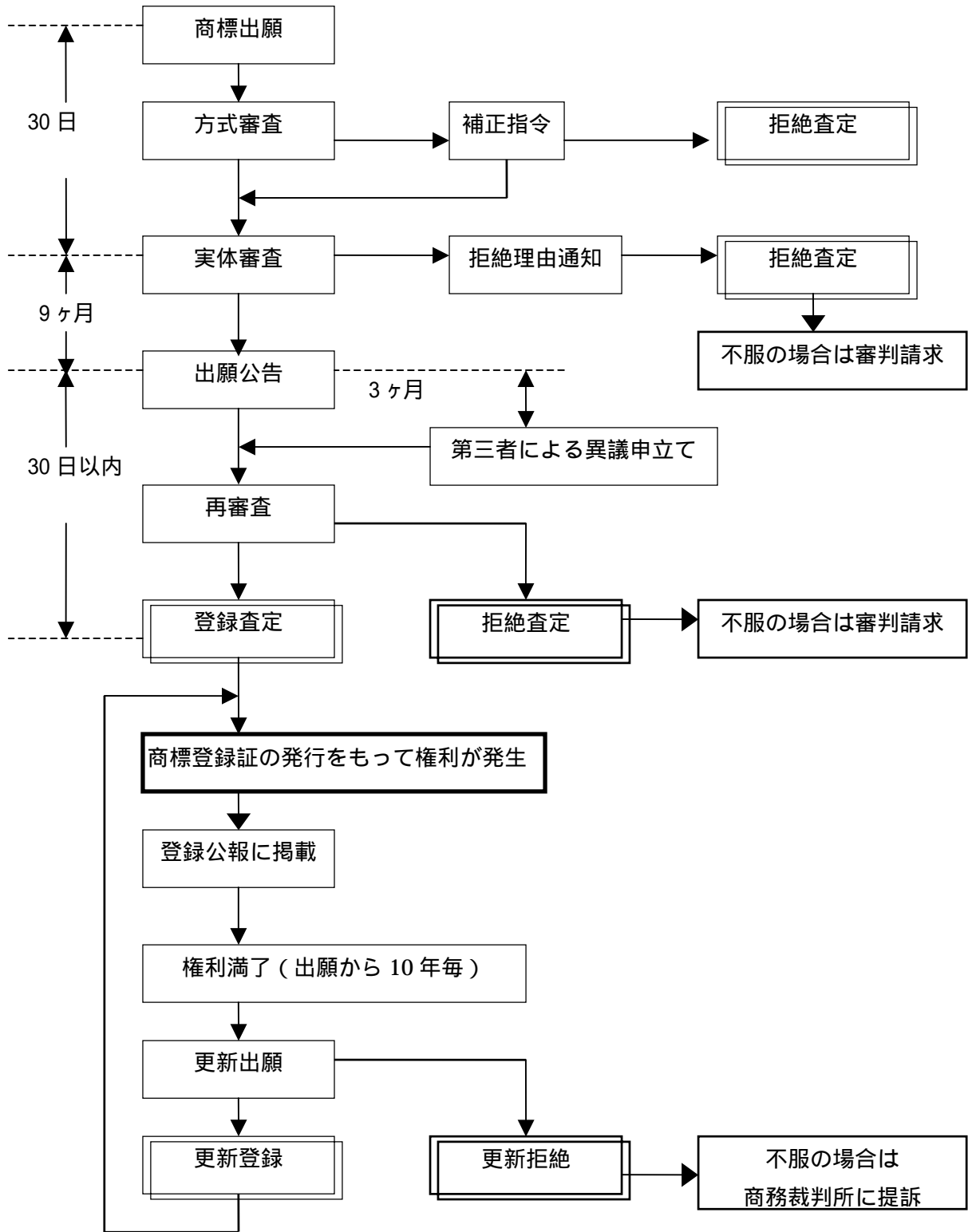


図4 商標出願から登録まで

(4 - 4) 出願・登録状況

商標出願件数は制度改正による大量出願の翌年に当たる1994年を例外に、全体的に上昇傾向にあり、2000年以降は年間30,000件を超える商標が出願されている。90年から2004年までの時点で累積437,921件の商標が出願されたのに対して、同じ期間に最終処分に達した出願は335,916であって、これは出願件数の77%に相当する(表 - 4)。

現行商標法は審査期間を9ヶ月と規定しているが、実態としては出願から登録までに約18ヶ月以上要している。

表 - 4 商標出願・登録状況

年	出願	最終処分			
		登録	拒絶	取下	計
1990	19,276	8,096	2,111	0	10,207
1991	1,149	278	109	0	387
1992	15,284	15,312	7,778	0	23,090
1993	42,026	7,848	1,167	0	9,015
1994	23,803	16,469	1,878	0	18,347
1995	24,643	23,943	2,747	211	26,901
1996	28,189	22,249	2,675	517	25,441
1997	28,339	34,533	1,507	20	36,060
1998	23,160	8,897	3,974	1,060	13,931
1999	23,355	15,002	2,520	149	17,671
2000	31,675	22,098	923	180	23,201
2001	38,648	35,878	3,969	117	39,964
2002	42,416	23,356	2,421	84	25,861
2003	46,647	35,353	3,527	83	38,963
2004	49,311	23,187	3,044	16	26,247
合計	437,921	292,499	40,350	2,437	335,916

(4 - 5) 出願費用

商標出願にかかる費用は、Rp450,000。別途登録料の支払いは不要である。更新登録の費用はRp600,000。

(5) 著作権

(5 - 1) 著作権法の概要

現在施行されている著作権法は、2002年著作権に関する法律第19号であって、2002年7月29日に改正、2003年7月29日に施行された。その概要は以下のとおりである。

- ・ 権利発生には登録不要であるが、権利行使のためには登録しておいた方がよい。
- ・ データベースの保護
- ・ コンピュータプログラム、データベースの保護期間を規定
- ・ 隣接権の保護を規定
- ・ 仮処分、損害賠償、差止め等民事的救済措置を規定
- ・ 他人の特許を侵害した者には、最高懲役7年、罰金50億ルピアが科せられる。
- ・ 侵害は親告罪ではない。

(5 - 2) 出願に必要な書類

著作権登録出願に当たっては、以下の書類を提出しなければならない。

1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
- (b) 出願人の氏名、住所
- (c) 代理人の氏名、住所(代理人を通して出願する場合。)

2) 著作物見本

(5 - 3) 出願費用

著作権出願にかかる費用は、コンピュータプログラムの場合 Rp150,000、コンピュータプログラム以外の場合 Rp75,000 であって、別途登録料の支払いは不要である。

(6) 不正競争防止法

インドネシアには日本の不正競争防止法に相当する法律がない。1999年法律第5号独占行為と不公正な事業競争の防止に関する法律は、実質的に独占を禁止する条項しかなく、日本の不正競争防止法に相当する規定がない。

したがって、現在ある法律の枠組みの中では、商標権、意匠権の登録に基づいて権利行使をするか、あるいは代替的に刑法、民法、消費者保護法を利用して対抗する方法が考えられる。

< 刑法 >

刑法第382条の2は、不正な方法によって公衆を錯誤させることにより事業の利益を得ようとする行為を禁じる規定である。外観、形態の模倣品については、本条がもっとも適用しやすいと思われる。

る。

また、刑法第380条は、自己の商品に虚偽の名前や標章を付して、あたかもその商品の出所がその名前や印の所有者であるかのように公衆を欺く行為を禁じている。刑法第393条は、商品又は包装に、虚偽又は他人のものと類似する名前、社名、標章を付した商品を国内に持ち込む行為を禁じている。

ただし、これらの規定による罰金は最高でも13500ルピア(約200円程度)と非常に軽いため、実際に適用できたとしても効果が希釈化する可能性がある。

< 民法 >

民法第1365条は「他人に損害を生じさせる不法行為は、すべて、その損害を生じさせた行為を行った者に、その損害を補償すべき義務を負わせる」と規定している。

< 消費者保護法 >

模倣品の品質が劣悪である等、品質表示が実際と異なる場合は、消費者保護法第8条に触れ、模倣品業者は罰せられる。

また模倣品が破損していたり、欠陥があったりするような場合は、破損品、欠陥品の販売を禁じている消費者保護法第8条第3項によって、このような模倣品を販売した模倣品業者は罰せられる。

3. 知的財産権の行使

(1) 刑事的対抗手段

(1-1) 刑事的対抗手段の有効性

法的対抗手段として最も効果的なのは刑事告発である。インドネシアでは民事訴訟による損害賠償請求はまだ一般的でない。世界最大のイスラム国家であるこの国では、他人の過ちを寛大に許すことが人間の徳を高めると考えられており、特に富める者は、貧しき者の過ちを大目に見ることが期待される。知的財産問題に当てはめれば、権利者であるところの外国企業は富者の代表であって、模倣をした侵害者(多くの場合インドネシア企業)はそれに比して貧者ということになるが、富者(権利者)が貧者(侵害者)に損害賠償を請求するということは、インドネシア人の精神風土に合わないことのように見受けられる。

インドネシアにおける権利行使では、まず侵害行為そのものを停止させ、侵害品を廃棄させ、謝罪広告させるところまでを確実に行うことを目指すべきであって、そのために警察権力を活用することが有効である。刑事手続きの途中で示談交渉に入ることが多いため、侵害者が実際に起訴される前に問題は決着するが、またその方が時間的、費用的にも有利であり、相手方の経済的責任を追及することもできる。

(1 - 2) 所管警察組織

インドネシアの国家警察組織は、州警察(POLDA)、県警察(POLRES)、都市警察(POLWIL)、町村警察(POLSEK)からなる。このうち、知的財産侵害事件に関する被害届は、国家警察本部(R.I. Police Headquarters, Jl. Trunjoyo No.3, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan)又は侵害発生場所を管轄する州警察、県警察、都市警察が受け付ける。複数の州にまたがる場合は国家警察本部が捜査する。

(1 - 3) 刑事告発に必要な書類

侵害の告発に当たって必要な書類・証拠は以下のとおりである。

(1) 被害届(警察にて作成)

記載事項)	届出者の氏名、生年月日、出生地、宗教、職業、住所
	侵害の発生時期、発生場所、発生状況
	被疑者の氏名と住所(知り得る範囲で)

(2) 侵害品の見本と入手先を示す証拠(領収書等)

(3) 侵害されている知的財産権の証明書

(4) 委任状(被害届が代理人によって行われる場合)

(1 - 4) 手続きの流れ

被害届が受理された後、担当警察官が割り当てられ、実際に捜査が始まるまでに通常2、3日要する。捜査の最初の段階として被害者側の証人が尋問され、その後必要に応じて専門家証人(通常知的財産総局から招聘され、侵害の有無について証言する)や被疑者側証人が尋問を受ける。被害届受理から侵害場所が搜索されるまでに3日から6日以上要することがある。捜査調書、令状等の例を添付資料に示す。

これらの手続きを経た後、侵害が立証されるならば、侵害者は検察によって起訴される。刑事訴訟の場合は知的財産関連であっても地方裁判所が審理する。判決に不服のある場合は高等裁判所、最高裁判所に上告することができる。

実際には起訴の前に、示談交渉が成立し、被害届が取り下げられることも多い。示談交渉は、解決の早期化、費用の節約につながるだけでなく、侵害者に対して謝罪広告、侵害品の回収・処分、損害の賠償等を要求することができるため、よく使われている解決手段である。

(1 - 5) 摘発状況

インドネシア国家警察が1996年から2000年までに摘発した知的財産侵害事件の件数は、1391件であって、そのうち981件が商標侵害、409件が著作権侵害に関する事件である。起訴にいたっ

た件数は926件(67%)であるが、これ以外のほとんどは示談交渉によって起訴に至る前に解決したケースと考えられる。

2003年の摘発件数は著作権343件、商標28件、また2004年の摘発件数は著作権203件、商標48件となっている。

表-5 知的財産侵害事件摘発統計

	捜査中				起訴済				合計
	著作権	特許	商標	小計	著作権	特許	商標	小計	
1996	98	0	261	359	56	0	185	241	600
1997	104	0	305	409	73	0	185	258	667
1998	44	0	214	258	28	0	160	188	446
1999	44	0	129	173	33	0	77	110	283
2000	119	1	72	192	94	1	34	129	321
合計	409	1	981	1,391	284	1	641	926	2,317

(出所)インドネシア国家警察特殊犯罪捜査局産業犯罪部

(1 - 6) 刑事告発に要する費用

通報に際して公的には費用はかからないが、調書の作成や捜査に対する謝礼が期待される。謝礼の額は、状況に応じてその都度500円程度から5万円程度まで。

(2) 民事的対抗手段

現行法は商務裁判所に対する仮処分の申請、損害賠償の請求を可能としている。商務裁判所の判決に不服のある場合は最高裁判所に上告することができる。2003年末の時点で仮処分の申請がされた例はまだない。損害賠償請求については、2003年に以下の5件の訴訟が起こされている。(中央ジャカルタ商務裁判所知財関連裁判一覧 添付資料)

事件番号:29/HKI-Merek/2003

原告:PT.Aqua Golden Mississippi(インドネシア)

被告:Tau Gwan Hartanto(インドネシア)

事件内容:商標権に基づいた損害賠償請求

進行状況:2003年6月4日原告敗訴

事件番号:30/HKI-Merek/2003

原告:PT.Aqua Golden Mississippi(インドネシア)

被告:Harry Le Khong(インドネシア)

事件内容:商標権に基づいた損害賠償請求
進行状況:2003年7月29日原告敗訴

事件番号:79/HKI-Merek/2003
原告:Srilinarti (インドネシア)
被告:PT.Epiderma Indoensia(インドネシア)
事件内容:商標権に基づいた損害賠償請求
進行状況:2004年1月15日原告敗訴

事件番号:81/HKI-HakCipta/2003
原告:PT. Ardy Insani International(インドネシア)
被告:PT. Avidex Centra Enterprise(インドネシア)等
事件内容:著作権専用使用権に基づいた損害賠償請求
進行状況:2004年3月15日原告勝訴

事件番号:83/HKI-Merek/2003
原告:PT. Mariza Rasa Sari Murni(インドネシア)
被告:H.R.Muksin(インドネシア)
事件内容:商標権に基づいた損害賠償請求
進行状況:2004年2月24日原告敗訴

このうち、損害賠償請求が認められたのは、81/HKI-HakCipta/2003のみであって、おそらくこれがインドネシアでは初めて知的財産の損害賠償請求を認めた事例であろう(概要 添付資料)。これまで権利行使といえば警察権力によって侵害を抑え込むことが一般的であったが、今後民事的解決手段も徐々に実効的なものとなっていくように期待したい。

(3) 水際取締

関税法(1995年法律第10号)は税関当局による商標権と著作権を侵害する物品の差し止めについて規定している。すなわち、

第54条 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠の基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

第62条 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

2004年には、スカルノハッタ国際空港内の税関が職権により海賊版のCD等押収した実績が15件あるものの、権利者からの申請に基づく差し止めは、施行規則がないためにまだ行ったことがない。

(4) 不公正な競争に対する対抗手段

インドネシアにおいて、商標権、意匠権等の登録なしに、不正競争に対抗することは非常に難しい。インドネシアにも独占と不正競争の防止に係る法律と題されたものはあるが、実質的に独占行為を禁じるのみであって、日本の不正競争防止法に相当する規定は存在していない。インドネシアで知的財産侵害に対抗するためには、商標権、意匠権等、登録された権利をまず取得しておくことが肝要である。

しかしながら、トレードドレス侵害、未登録商標の剽窃行為のように、商標権、意匠権等の登録だけでは防ぎきれない問題もある。現在の法制度の枠組みの中でこのような不正競争行為に対抗するためには、刑法、民法、消費者保護法を代替的に利用していく方法が考えられる。

刑法

商品の外観や形態を模倣した侵害品の場合には、刑法第382条の2が最も適用しやすいと思われる。(但し、不正な方法に果たして未登録の形態の模倣が含まれるかどうかの問題にされる可能性がある。)

商標や社名等を模倣された場合には、刑法第380条、刑法第393条が適用できる。

消費者保護法

模倣品の品質が劣悪である等、品質表示が実際と異なる場合は、消費者保護法第8条に触れ、模倣品業者は罰せられる。

また模倣品が破損していたり、欠陥があったりするような場合は、破損品、欠陥品の販売を禁じている消費者保護法第8条第3項によって、このような模倣品を販売した模倣品業者は罰せられる。

民法

民法第1365条は「他人に損害を生じさせる不法行為は、すべて、その損害を生じさせた行為を行った者に、その損害を補償すべき義務を負わせる」と規定しており、不正競争への対抗手段としてこの規定を利用することを薦める弁護士もいる。(しかし、この場合知的財産の訴訟ではなく、一般の訴訟として地方裁判所に提訴することになり、いたずらに訴訟期間が長くなることが懸念される。)

4. 他人の知的財産権に対する対抗手段

(1) 情報入手方法

インドネシアでは他人(特に外国)の商標や意匠へのただ乗りに対するモラルが低く、他人の商標等を無断で自分名義で出願するケースが後を絶たない(冒認出願事例 添付資料)。このような行為を防止し、対抗するためには、他人の出願を常にウォッチングすることが重要である。

インドネシアにおける知財情報活用に対する理解はまだまだ浅く、知財情報の普及は隣国のマレーシアやタイと比べても大きく立ち遅れているが、最近では知的財産総局がウェブサイト <http://www.dgip.go.id> にて公報を公開する等、改善の兆しが見られる。

他人の出願に関する情報入手は主に知的財産総局が発行する公報に基づいて行うことができる。知的財産総局は特許、商標、意匠の公開公報を局内の掲示板又は閲覧室にて公開しているが、これらの情報は検索に便利にできていないので、データベースを構築している業者に検索を依頼するのが实际的である。

また、特定の出願の審査状況については、直接知的財産総局に出向いて照会することができるが、これも一度の照会ですぐに回答が得られないことが多いので、専門の業者を通して調査する方がよい。これらの業者は明細書やクレーム等の複写請求にも対応している。

(2) 対抗手段

(2 - 1) 特許異議申立

出願日から 18 ヶ月経過した出願は 6 ヶ月間公開される。この公開情報に基づいて、第三者は異議を申立ることができる。現行特許法は、異議申立期間を特に定めていない。審査係属中である限り、いつでも異議申立を受け付けるものと解される。

異議申立及び答弁の内容は実体審査の補足資料として使われるとされているだけで、異議決定に関する規定がないので、インドネシアにおける異議申立は日本における情報提供に相当すると考えられる。

(2 - 2) 産業意匠異議申立

すでに述べたように、産業意匠の実体審査は異議申立があった場合のみ行われるので、登録産業意匠の質は異議申立に大きく依存している。

産業意匠出願は出願日のほぼ翌週には局内掲示板にて公開される。この公開は 3 ヶ月間行われるとされているが、実体としてはほぼ毎週新しい公報に貼り替えられている。公開公報は現在知的財産総局のウェブサイトから見る事が可能となっている。

公開期間中第三者は異議を申し立てることができる。出願人は異議通知書送付の日から 3 ヶ月以内に答弁書を提出する。異議決定は公開期間満了日から 6 ヶ月以内にしなければならず、異議決定は両当事者に決定の日から 30 日以内に通知される。

2004 年末までに受け付けられた出願 11819 件に対して 2003 年 7 月末までに 307 件の異議が申し立てられた。この内異議理由有りと判断されたものは 165 件である。

(2 - 3) 商標異議申立

特許や産業意匠と異なり、商標は異議申立よりも先に実体審査が行われる。実体審査の結果登録するのが相当と判断された出願は公告決定日から 10 日以内に出願公告される。公告は公報に掲載され、3 ヶ月間局内の閲覧室にて閲覧に供される。また知的財産総局のウェブサイトでも公告内容を見ることが可能となっている。

3ヶ月の公告期間中、第三者は登録に対する異議を申し立てることができる。知的財産総局は異議申立から 14 日以内に出願人に対して異議を通知し、出願人は異議申立副本を受領した日から 2 ヶ月以内に答弁書を提出する。異議審査は公告期間終了後 2 ヶ月以内に終了させなければならない。異議審査の結果は当事者に通知されると規定されている。しかしながら、実際の運用では異議申立の審査は往々にして長期にわたったり、通知が遅れたりすることが多い。

(2 - 4) 不使用に基づく商標取消

商標法第 61 条は、3 年以上連続して使用されていない商標の登録を商標局が職権で取り消すことができると規定している。この規定を利用して元代理店が本来の商標権者の登録商標の取消を試みたが、最終的に元の商標登録が復活した事例を紹介する。

(2 - 5) 登録取消訴訟

異議申立が拒絶されたり、あるいは異議申立の機会を逃したために、他人の出願が登録されてしまった場合、商務裁判所に対して登録の取消を訴えることができる。また、商務裁判所の判決に不服のある場合は、最高裁判所に上告できる。

商務裁判所は、登録取消の他、拒絶査定不服審判の取消、損害賠償請求、仮処分の申請を審理することとなっているが、実際に商務裁判所で審理されている事件のほとんどが商標の登録取消に関するものである。インドネシアには商標局に対して無効審判請求をする制度がないので、商務裁判所が実質的に無効審判の役割を果たしていると言えよう。その中でも中心的役割を果たしているのが中央ジャカルタ商務裁判所 (Jakarta Pusat Commercial Court, Jl.Gajah Mada 17 Jakarta Pusat) である。同裁判所に提訴された 05/Merek/2001 (原告: ブラザー工業)、17/Merek/2001 (原告: コーセー)、34/Merek/2001 (原告: コンビ) はいずれも原告商標が先に登録されていたにもかかわらず、被告の後願商標が二重に登録されてしまったケースであった (中央ジャカルタ商務裁判所知財関連裁判一覧表 添付資料)。商標局の不適正な審査が商務裁判所への提訴につながっている実態が伺える。

現行商標法は、商務裁判所は提訴から 90 日以内に判決を下すように規定しており (第 80 条第 8 項)、さらに上告審も上告から 90 日以内に判決を下すように定めている (第 82 条第 9 項)

が、実態としても中央ジャカルタ商務裁判所が審理した裁判に要した期間は、最高裁への再審請求も含めて平均 200 日程度であり、裁判の早期化が現実のものとなっている。

(2 - 6) 商標の冒認出願

インドネシアでは、真正な商標所有者が商標出願をする前に、他人に商標出願をされてしまうことが往々にして発生している。全く知らない者が出願するケースもあるが、元社員や元代理店が会社が無断で出願するケースが目につく。特に代理店契約終結を機にそのような行為に出ることが多いようである。インドネシア進出を決めた時点から早期に知的財産の保護を図ることが必要である。

図らずも自身が出願するよりも先に、他人によって商標が出願しまった場合には、自身の商標が著名であることと、相手方が悪意をもって商標出願していたことを理由に異議申し立てしなければならない。著名性を証明するためには、以下のような書類を提出することができる。

著名性を示す証拠例：

- 他国での商標登録証
- 宣伝、カタログ等
- INVOICE 等、商取引があったことを示す書類

インドネシアでは著名性の定義がはっきりされていないが、他国での登録証はできるだけ多くの国をカバーし、宣伝、カタログ、商取引の証拠はインドネシアにおける宣伝・商業活動を示すものが求められるようである。

まだ商標取消訴訟が地方裁判所の管轄であった時期のものであるが、冒認出願によって他人名義で登録されてしまった商標を最高裁まで戦って取り戻した事例を紹介する。(添付資料)

5. ライセンシング

(1) ライセンシングに関する法規

特許法、意匠法、商標法及び著作権法は、ライセンス契約の届出を義務付けており、ライセンス契約の登録なしに第三者に対抗し得ないと規定しているが、その実施に関する施行規則がないために、ライセンス契約の届出は受け付けられていない。

登録された商標等は、多くの場合日本の本社名義になっているが、インドネシアの現地法人が商標を使用することは、ライセンス登録がなくても、これまで問題になった事例はないようである。

(2) 営業秘密の保護

営業秘密法は、その情報が秘密性(特定の者に限定して知られているか、又は広く社会に知られるに至っていない状態)を有し、経済的価値があり(商業活動又は事業活動に利用できる、又は利益増加に寄与する)、当然取られるべき方法で秘密性が維持されているとき、営業秘密として保護されると規定している。故意に営業秘密を開示したり、営業秘密を守るための義務を怠る者や、不当に営業秘密を入手する者は、最高懲役 2 年、罰金 3 億ルピアが科せられる。

(3) 強制による実施

特許法第 75 条は、特許付与の日から起算して 36 ヶ月経過後、当該特許が実施されていないとき、第三者は強制実施権を申請できると規定している。

また、同法第 99 条は、国家の防衛・安全保障上、重要な特許を自ら実施することができる。2004 年第 83 号エイズ治療薬の特許使用に関する大統領令は、2つのエイズ治療薬(ベーリンガーインゲルハイムの「ネビラリン」(特許番号 0001338)とピオケムファルマの「ラミブジン」(特許番号 0002473))の国による使用を可能にした。使用期間はそれぞれ 7 年と 8 年で、特許権者は 0.5% のロイヤルティを受け取る。

(参考)

インドネシアにおける知的財産関連機関・団体一覧

< 政府機関 >

法務人権省知的財産総局

Directorate General of Intellectual Property

Jl.Daan Mogot Km24, Tangenrang, Jawa Barat

<http://www.dgip.go.id/>

同局内 JICA 専門家サイト <http://www.idipr-jica.com>

中央ジャカルタ商務裁判所

Central Jakarta Commercial Court

Jl.Gajah Mada 17, Jakarta Pusat

最高裁判所

R.I. Supreme Court

Jl. Medan Merdeka 9-13, Jakarta Pusat

インドネシア国家警察本部

R.I. Police Headquarters

Jl.Trunojoyo No.3, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan

財務省関税消費税総局

Directorate General of Customs and Excise

Directorate of Prevention and Investigation

Jl.A.Yani, P.O.Box No.108 Jakarta

< 関係団体 >

インドネシア知的財産協会

Indonesia Intellectual Property Society

c/o Suryomurcito & Co.

Wisma Pondok Indah Suite 601

Jl.Iskandar Mudah Kav V-TA, Jakarta

インドネシア模倣品対策協会

Masyarakat Indonesia Anti Pemalsuan

c/o APCO Indonesia
World Trade Center Bdg. 10th Fl.
Jl. Jend. Sudirman Kav 29-31, Jakarta

インドネシア著作権協会

Yayasan Karya Cipta Indonesia
Golden Plaza Fatmawati C-12
Jl.R.S. Fatmawati 15 Jakarta
<http://www.kci.or.id/>

インドネシア出版協会

Ikatana Penerbit Indonesia
Jl.Kalipasir No.32, Jakarta
<http://www.ikapi.or.id/>

インドネシア消費者保護協会

Yayasan Lembaga Konsumen Indonesia
Jl.Pancoran Barat VII/1, Durentiga, Jakarta
http://www.lp3es.or.id/direktori/data/dki/jakarta_027.htm

< コンサルタント >

ハキンダ・インターナショナル(日系知的財産コンサルタント)

Hakindah International
Gedung Gajah Unit AT, Jl.Dr.Saharjo No.111, Jakarta Selatan
<http://www.hakindah.co.id/>

アムロス・アンド・パートナーズ

Amroos & Partners
Jl.Permata Hijau Raya Blok B-29, Jakarta
<http://www.amroos.co.id/>

ルメンタ・シトルス・アンド・パートナーズ

Lumenta, Sitorus & Partners
Jl.Metro Pondok Indah TB-34, Jakarta Selatan
<http://www.lsp.lawoffice.com>

ビロ・オクトロイ・ルゼノ

Biro Oktroi Roosseno

Kantor Taman A-9, Unit C1&C2

Jl.Mega Kuningan, Kuningan, Jakarta

<http://www.iprbor.com/>

チタ・チトラウィンダ・プリアパンチャ・アンド・アソシエーツ

Cita Citrawinda Priapantja & Associates

Menara Imperium 12th Floor, Suite D

Jl.Rasuna Sahid Kav.1

Metropolitan Kuningan Superblok, Jakarta

<http://www.ccp-associates.com/>

スリヨムルチト・アンド・カンパニー

Suryomurcito & Co.

Wisma Pondok Indah Suite 601

Jl.Iskandar Mudah Kav V-TA, Jakarta

<http://www.iprights.com/indexindo.asp/>

添付資料

添付資料1

特許法

2001 年法律第 14 号
2001 年 8 月 1 日改正

第 I 章 総則

第 1 条

この法律において、

- (1) 「特許」とは、一定期間当該発明を自ら実施し、又は他の者に対してその実施許諾を与えるために、技術分野におけるその発明の成果に対して国が発明者に与える特権をいう。
- (2) 「発明」とは、技術分野における特定の問題を解決するために注がれた発明者の思想であって、方法若しくは物又は方法若しくは物の改良及び拡張の形をとりうるものをいう。
- (3) 「発明者」とは、単独又は複数の者が共同で発明をなす活動に対して思想を注いだ者をいう。
- (4) 「出願人」とは、特許出願を申請する者をいう。
- (5) 「出願」とは、総局に申請される特許出願をいう。
- (6) 「特許権者」とは、特許の所有者としての発明者又は特許の所有者から当該権利を受け継いだ者又は前述の者からさらに権利を受け継いだ他の者であって、特許登録簿に記載されている者をいう。
- (7) 「代理人」とは、知的財産コンサルタントをいう。
- (8) 「審査官」とは、その専門知識により大臣令により特許審査の実務を遂行する者として任命され、特許出願に対する実体審査を行うことを任務とする者をいう。
- (9) 「大臣」とは、その業務及び責任の一部が特許を含む知的財産の分野の発展にかかる省の大臣をいう。
- (10) 「総局」とは、大臣の配下にある省に含まれる知的財産総局をいう。
- (11) 「出願日」とは、方式要件を満たした出願が受理された日をいう。
- (12) 「優先権」とは、工業所有権のためのパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国に

において最初にされた出願の出願人が、前記 2 協定のいずれかの加盟国における後の出願が前記パリ条約に規定される期間内になされる限り、最初の出願の出願日がある後の出願の優先日として認められるための権利をいう。

- (13) 「実施権」とは、特許権者から他者に対して与えられる許可であって、特定の条件、特定の期間内に保護された特許から経済的利益を享受するための権利を与える許諾に基づくものをいう。
- (14) 「日」とは、実働日をいう。

第 II 章 特許の範囲

第 1 節 特許を受けることができる発明

第 2 条

- (1) 特許は、新規で進歩性を有し、かつ、産業上利用できる発明に対して与えられる。
- (2) 発明は、当該発明が技術に関する通常の知識を有する者にとってそれ以前には予測しえないことであるときには、進歩性を有する。
- (3) 発明がそれ以前に予測しえないことであるという判断は、特許出願をした時点における専門知識、又はその出願が優先権の主張を伴ってなされた場合には最初の出願がなされた時すでに存在した専門知識に注意を払って行われなければならない。

第 3 条

- (1) 発明は、出願日において当該発明が先行する技術と同一でないとき、新規性を有するとみなされる。
- (2) 第 1 項の先行する技術とは、次に掲げる日、すなわち、
 - (a) 出願日、又は
 - (b) 優先日、より前に、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭説明若しくは展示又はその他の方法で、専門家が当該発明を実施することができるように公表されている技術をいう。
- (3) 第 1 項の先行する技術は、インドネシアにおいて申請された出願であって、出願日又はそれ以後に公開されたが、実体審査継続

中であって、出願日が当該出願の出願日又は優先日より前であるものを含む。

第4条

- (1) 発明は、特許出願前最長 6 月以内に次に該当するに至ったときには、すでに公表されたものとはみなされない。
 - (a) その発明が、インドネシア国内若しくは国外における公の若しくは公と認められた国際博覧会において又はインドネシア国内における公の若しくは公と認められた全国博覧会においてすでに展示された場合。
 - (b) その発明が、研究開発の目的のために試験の枠内で、その発明者によりインドネシア国内ですでに使用されている場合。
- (2) 特許出願がなされる前 12 月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で公表した他の者の存在が判明したときにも、発明はすでに公表されたものとはみなされない。

第5条

発明が、出願に説明された態様で産業において実施されうるとき、当該発明は産業上利用することができる。

第6条

新規な製品又は装置の発明であって、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的価値を有するものは、簡易特許として法的保護を受けることができる。

第7条

次に掲げる発明については、特許を受けることができない。

- (a) その公表及び使用又は実施が、現行の法規、宗教規範、公共の秩序又は道徳に反する方法又は物。
- (b) 人及び/又は動物に対する検査、看護、治療及び/又は手術の方法。
- (c) 科学及び数学の分野における理論及び方法。
- (d) i. すべての生物。但し微生物を除く。
ii. 植物又は動物の製造のための生物学的方法。但し非生物学的方法又は微生物学的方法を除く。

第2節 特許の存続期間

第8条

- (1) 特許は、出願日から起算して20年間付与され、その期間は延長できない。
- (2) 特許期間の開始日と満了日は記録され公開される。

第9条

簡易特許は、出願日から起算して10年間付与され、その期間は延長できない。

第3節 特許の対象

第10条

- (1) 特許を受ける権利を有する者は、発明者又はその発明者の権利を後に受け継いだ者である。
- (2) 発明が複数の者により共同でなされたときには、当該発明に対する権利は当該複数の発明者により共有される。

第11条

反証がない限り、発明者として推定されるのは、出願において発明者として宣言された単独又は複数の者である。

第12条

- (1) 別途契約がない限り、職務環境の中でなされた発明に対して特許を受ける権利を有するのは、当該職務を与えた者である。
- (2) 第1項の規定は、その雇用契約が発明をなすことを義務付けていないとしても、当該職務において用意された資料及び手段を使用した従業員又は労働者によりなされた発明に対しても適用される。
- (3) 第1項及び第2項の発明者は、当該発明から得ることができる経済的利益を考慮して、相当な対価を受ける権利を有する。
- (4) 第3項の対価は、次の方法で支払うことができる。
 - (a) 定額かつ一括的報酬。又は
 - (b) 歩合。又は
 - (c) 定額かつ一括的報酬と賞与又は臨時報酬との組合せ。又は
 - (d) 歩合と賞与又は臨時報酬との組合せ。又は
 - (e) 両者が合意するその他の形態

- その額は、関係当事者自身により定められる。
- (5) 対価の額の算出方法及び算定に関して合意が得られないときには、それに対する判決を商務裁判所が与えることができる。
 - (6) 第1項、第2項及び第3項の規定は、特許証においてなおその名前を記載するための発明者の権利を全く損なうものではない。

第13条

- (1) 本法の他の規定を鑑み、同一の発明に対して特許出願がなされた時点で発明を実施している者は、当該同一の発明に対して後に特許が付与されたとしても、先の使用人として引き続き当該発明を実施する権利を有する。
- (2) 第1項の規定は、優先権の主張を伴ってなされた特許出願に対しても適用される。

第14条

第13条の規定は、当該発明を実施する者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報から当該発明に関する知識を使用してその実施をしたときには、適用されない。

第15条

- (1) 第13条の発明を実施する者が、同一の発明に対して特許を付与された後に総局に対してその発明に対する出願をするとき、その者は先の使用人として認められるのみである。
- (2) 先の使用人としての認定の出願には、当該発明の実施が、特許出願をしている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報を使用して行われたものではないという証明を添付しなければならない。
- (3) 先の使用人としての認定は、それに対する手数料を納付し、先使用者証明書の形態で総局より与えられる。
- (4) 先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる。
- (5) 先使用者証明書取得のための手続きは政令に規定される。

第4節 特許権者の権利及び義務

第16条

- (1) 特許権者は、自己の所有する特許を実施し、かつ、その許諾なしに次に掲げる行為をすることを他の者に禁止する特権を有する。
 - (a) 物の特許の場合：特許を付与された物を生産し、使用し、販売し、輸入し、貸渡し、譲渡し、又は販売、貸渡し若しくは譲渡のために準備すること。
 - (b) 方法の特許の場合：物品の生産及び(a)に規定するその他の行為をするために、特許を付与された方法を使用すること。
- (2) 方法の特許の場合には、その許諾なしに第1項に規定する輸入を行った他の者に対する禁止は、当該方法の特許の使用のみから生じた物の輸入に対してのみ適用される。
- (3) 当該特許の使用が教育、研究、試験、又は分析を目的とし、特許権者が当然受ける利益を損なわない場合、第1項及び第2項の規定の適用から除外される。

第17条

- (1) 第16条第1項の規定に反せず、特許権者は、インドネシア共和国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務がある。
- (2) 当該物の製造又は方法の使用が地域的規模においてなされた場合にのみ妥当であるとき、第1項に規定する義務から除外される。
- (3) 第2項に規定する除外は、理由及び権限のある機関により発行された証拠を付して特許権者により書面にて申請された場合にのみ、総局により承認される。
- (4) 第3項に規定する除外及び書面による申請の手續は、政令で定める。

第18条

特許の効力を維持するために及び実施権の登録のために、特許権者又は特許の実施権者は、年金を納付しなければならない。

第5節 特許侵害に対する法的措置

第19条

ある物がインドネシアへ輸入され、かつ、当該物の生産をするための方法が本法に基づき特許によりすでに保護されている場合において、当該物

が特許により保護された方法を使用してインドネシアにおいてすでに生産されているとき、当該方法の特許権者は、第16条第2項の規定に基づき、当該輸入された物に対する法的措置をとる権利を有する。

第III章 特許出願

第1節 通則

第20条

特許は、出願に基づき付与される。

第21条

各特許出願は、一発明又は単一性を有する複数の発明に対してのみ行うことができる。

第22条

特許出願は、手数料を総局に納付して行われる。

第23条

- (1) 特許出願が、発明者でない者により行われる場合、当該出願は、その者が当該発明に対する権利を有するという十分な証拠を備えた宣言書を添付しなければならない。
- (2) 発明者は、第1項の発明者でない者によりなされた特許出願についての願書を調査することができ、自己の費用で当該出願書類の写を請求することができる。

第24条

- (1) 特許出願は、総局に対して、インドネシア語による書面にて行われる。
- (2) 特許出願についての願書には次に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) 願書の年月日。
 - (b) (a)の出願人の完全かつ明白な住所。
 - (c) 発明者の完全な氏名及び国籍。
 - (d) 出願が代理人を通して行われる場合には、当該代理人の氏名及び完全な住所。
 - (e) 出願が代理人により行われる場合には、特別な委任状。
 - (f) 特許の付与の申立。
 - (g) 発明の名称。
 - (h) 発明に含まれる請求の範囲。
 - (i) 発明を実施する方法に関する情報を

完全に記載した発明に関する明細書。

- (j) 発明の説明に必要とされ明細書において述べられている図面。
 - (k) 発明の要約。
- (3) 特許出願の実施に関するさらなる規定は、政令により定められる。

第2節 知的財産コンサルタント

第25条

- (1) 特許出願は、出願人又は代理人によって申請できる。
- (2) 第1項の代理人とは、総局に登録されている知的財産コンサルタントをいう。
- (3) 委任状の受理の日から当該特許出願の公開の日まで、代理人は、発明及びすべての特許出願にかかる書類の秘密を守る義務がある。
- (4) 知的財産コンサルタントとして登録可能な要件に関する規定は、政令に定め、その任命手続は大統領令で定める。

第26条

- (1) インドネシア共和国内に住所又は常居所を有さない発明者又は出願人により申請される出願は、インドネシアの代理人を通じて申請されなければならない。
- (2) 第1項の発明者又は出願人は、当該特許出願のためにインドネシアにおける住所又は法律上の居所を選定し、明記しなければならない。

第3節 優先権を伴う出願

第27条

- (1) 工業所有権保護のためのパリ条約に規定される優先権を伴う出願は、同条約に同様に加盟する国又は世界貿易機関設立条約の加盟国において最初に受理された特許出願の日から起算して12ヶ月以内に行われなければならない。
- (2) 出願において具備されるべき要件に関して本法の規定を常に遵守して、第1項に規定する優先権を伴ってなされた出願には、当該国における権限ある当局により認証された優先権証明書を優先日から起算して16

- ヶ月以内に添付しなければならない。
- (3) 第1項及び第2項の要件が満足されないときには、出願は、優先権を伴って行うことができない。

第28条

- (1) 第24条の規定は優先権を伴う出願にも適用される。
- (2) 総局は、当該優先権を伴う出願が次に掲げる事項をも具備するように請求することができる。
- (a) 外国における最初の特許出願に対して行われた実体審査結果に関する書類の認証謄本。
- (b) 外国における最初の特許出願に関してすでに付与された特許書類の認証謄本。
- (c) 当該出願が拒絶された場合には、外国における最初の特許出願の拒絶に関する査定書類の認証謄本。
- (d) 当該特許が無効とされている場合には、外国においてなされていた当該特許の無効の決定に関する書類の認証謄本。
- (e) 特許出願されている発明が、新規であり、進歩性を有し、かつ産業上利用できることの判断を容易にするために必要とされるその他の書類。
- (3) 第2項に規定する書類の謄本の提出には、出願人により別途補足説明を添付することができる。

第29条

総局による優先権証明書及び優先権を伴う出願に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第4節 出願受理日

第30条

- (1) 出願日とは、第22条の手数料の納付があった後に、総局がすでに第24条第1項及び第2項(a)、(b)、(f)、(h)及び(i)の規定を満たした出願書類を受理した日をいう。
- (2) 第24条第2項(h)及び(i)の明細書が英語で記載されているとき、当該明細書はインドネシア語訳に翻訳され、第1項(1)の出願日から30日以内に提出されなければならない。

- (3) 第2項に規定する期間内にインドネシア語訳文が提出されないとき、当該出願は取下げられたものとみなされる。
- (4) 出願日は総局により記録される。

第31条

第30条第1項及び第30条第2項の規定が満たされないとき、出願日は当該最低要件が総局により受理された日である。

第32条

- (1) 第30条に規定する要件が満たされたが、第24条の他の要件が満たされないことが明らかになったとき、総局は、総局による当該不備の補完を要求する文書を送付の日から起算して3ヶ月以内に当該不備を補完するよう要求する。
- (2) 総局が承認する理由に基づき、第1項の期間は、出願人の請求により最大2ヶ月間延長できる。
- (3) 第2項の期間は、出願人が手数料を支払うという条件のもと、当該期間満了の日から最大1ヶ月間延長できる。

第33条

第32条に規定する期間内にすべての要件が満たされないとき、総局は、出願人に対しが取下げられたものとみなされた旨を書面にて通知する。

第34条

- (1) 同一の発明に対して異なる者により2以上の特許出願が行われたとき、最初に申請された出願が受理される。
- (4) 第1項に述べる複数の出願が同日に行われたときには、総局は、当該複数の出願人に対していずれの出願が行われたものとするかを決定するために協議することを求め、かつ、当該文書が送付された日から起算して遅くとも6ヶ月以内にその決定の結果を総局に届け出ることを書面にて要求する。
- (5) 出願人の間で合意又は決定に達さないとき、協議をすることができないとき又は第2項に規定する期間内に総局に協議の結果が届け出られないときには、当該出願は拒絶され、総局は当該出願人に対して当該拒絶を書面にて通知する。

第5節 特許出願の補正

第 35 条

出願は、当該補正は出願当初に申請された発明の範囲を拡大するものではないという条件のもとに、明細書及び/又は請求の範囲を補正することにより、補正することができる。

第 36 条

- (1) 出願が第 21 条に規定する発明の単一性を有する発明によって構成されないとき、出願人は、当初の出願を分割することができる。
- (2) 第 1 項に規定する出願の分割は、当該各出願で求められる保護の範囲が当初の出願で申請された保護の範囲を拡大するものではないという条件のもとに、1 以上の出願として個別に出願できる。
- (3) 第 1 項に規定する出願の分割は、当初の出願に第 55 条第 1 項又は第 56 条第 1 項に述べる決定が下されるまでに申請できる。
- (4) 第 1 項及び第 2 項に規定する分割出願であって、第 21 条及び第 24 条の要件をすでに満たすものは、当初の出願と同じ日に出願されたと見なされる。
- (5) 出願人が第 3 項に規定する期間内に分割出願を申請しないとき、出願の実体審査は、当初の出願の最初の一連の請求の範囲に記載された発明に対してのみなされる。

第 37 条

出願は、本法の規定に依然として従う限り、特許から簡易特許に、又はその逆に変更できる。

第 38 条

第 35 条、第 36 条及び第 37 条に規定する補正に関するさらなる規定は大統領令で定める。

第 6 節 特許出願の取下

第 39 条

- (1) 出願は、総局に対して書面による請求をもって取下げることができる。
- (2) 出願の取下に関するさらなる規定は、大統領令で定める。

第 7 節 出願の禁止及び守秘義務

第 40 条

総局職員、又は任務により総局のために及び/

又は総局の名において業務を遂行した者は、在職中から総局を定年退職した後又はいかなる理由によっても退職した後 1 年の間、その特許の所有が相続による場合を除き、出願をすること、特許を取得すること、又は何らかの方法により特許に関する権利を取得すること若しくは保有することを禁じられる。

第 41 条

出願日から当該出願の公開の日まで、特許局の全職員又は職務により総局の任務に関連する者は、発明及び出願書類の秘密を守る義務がある。

第 IV 章 公開及び実体審査

第 1 節 出願公開

第 42 条

- (1) 総局は、第 24 条の規定をすでに満たした出願を公開する。
- (2) 公開は、次に掲げる期間後に行われる。
 - (a) 特許の場合、出願日から 18 ヶ月又は優先権を伴う出願の場合は優先日から 18 ヶ月。
 - (b) 簡易特許の場合、出願日から 3 ヶ月。
- (3) 第 2 項(a)の公開は、出願人の申請により、手数料の支払いを伴って、より早期に行うことができる。

第 43 条

- (1) 公開は、次のように行われる。
 - (a) 総局により定期的に発行される特許公報に掲載される;及び/又は
 - (b) 総局により提供される専用の設備に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように設置される。
- (2) 出願公開の開始日は、総局により記録される。

第 44 条

- (1) 公開は次の期間行われる。
 - (a) 特許出願公開の日から 6 ヶ月
 - (b) 簡易特許出願公開の日から 3 ヶ月
- (2) 公開は、次に掲げる事項を記載して行われる。
 - (a) 発明者の氏名と国籍。
 - (b) 出願人、及び代理人を通して出願さ

れる場合は代理人の氏名と完全な住所。

- (c) 発明の名称。
- (d) 出願日；優先権を伴う出願の場合は、優先日、最初の出願の番号及び国名。
- (e) 要約。
- (f) 発明の分類。
- (g) 図面（添付の場合）。
- (h) 公開番号。及び
- (i) 出願番号。

第 45 条

- (1) 何人も、第 44 条の公開を縦覧することができ、書面にてその理由を付して当該出願に対して意見又は異議の申立をすることができる。
- (2) 第 1 項に規定する意見又は異議があったときには、総局は、直ちに特許出願人に対して当該意見又は異議を内容とする文書の副本を送達する。
- (3) 出願人は、総局に当該意見又は異議に対する答弁及び釈明を書面にて提出する権利を有する。
- (4) 総局は、第 1 項及び第 3 項の意見又は異議、答弁及び/又は釈明を当該出願の実体審査段階における判断の補足資料として利用する。

第 46 条

- (1) 検討の末、国の防衛及び安全保障上の利益を妨げ又は利益に反することになりうると推測されるとき、大臣の承認を得て、総局は、必要ならばその職務及び権限が防衛及び安全保障に関連する政府機関と協議の後、出願を公開しないように決定することができる。
- (2) 第 1 項の出願を公開しないという決定は、出願人又は代理人に対して書面にて総局により通知される。
- (3) 第 1 項の総局による他の政府機関との協議は、出願され、その後出願公開しないという決定を伴って終結した発明に関する情報の提供を含み、第 40 条及び第 41 条に規定する守秘義務の違反とはみなされない。
- (4) 第 3 項の規定は、協議された出願にかかる発明及び書類の秘密をいかなる第三者に対しても常に守るべきであるという、当該政府

機関及びその職員の義務を減じるものではない。

第 47 条

- (1) 第 46 条の公開されない特許出願に対しては、実体審査は、当該出願を公開しないことを総局が決定した日から 6 ヶ月後に行われる。
- (2) 第 1 項の実体審査は、手数料の負担を伴わない。

第 2 節 実体審査

第 48 条

- (1) 実体審査の請求は、手数料を納付して、総局に対して書面にて行われる。
- (2) 第 1 項の実体審査請求の手続きおよび要件は、さらに大統領令で定める。

第 49 条

- (1) 第 48 条第 1 項の実体審査請求は、出願日から遅くとも 36 ヶ月以内に行われる。
- (2) 第 1 項の期間内に実体審査請求が行われなかったとき、又はそのための料金が支払われなかったとき、出願は取下げられたものとみなされる。
- (3) 総局は、第 2 項の取下げられたとみなされた出願を、出願人又は代理人に対して書面にて通知する。
- (4) 第 1 項の実体審査請求が、第 44 条第 1 項の公開期間満了前になされたとき、その審査は公開期間満了後に行われる。
- (5) 第 1 項の実体審査請求が、第 44 条第 1 項の公開期間満了後になされたとき、その審査は当該実体審査請求を受理した日より後に行われる。

第 50 条

- (1) 実体審査のために、総局は、専門家の支援を要請し、及び/又は他の政府機関の必要とされる施設若しくは他国の特許庁の特許審査官を利用することができる。
- (2) 第 1 項の専門家の支援、施設又は他国特許庁審査官の利用は、第 40 条及び第 41 条の守秘義務に関する規定を常に遵守して行われる。

第 51 条

- (1) 実体審査は、審査官により行われる。

- (2) 審査官は、現行法規に従い、大臣によって任免される実務遂行員として総局に配置される。
- (3) 第 2 項の審査官に対しては、現行法規に従って与えられる他の権利に加えて地位及び実務手当が与えられる。

第 52 条

- (1) 審査官が、特許出願を申請する発明が、重要な点で不明瞭又はその他の欠陥を含むと報告したとき、総局は、出願人又は代理人に対して当該不明瞭又は欠陥について書面にて通知し、当該欠陥に対する意見又は釈明を求める。
- (2) 第 1 項の通知は、明瞭かつ詳細で、不明瞭又は重要な欠陥であると判断された箇所を引用し、実体審査において使用された理由と参考文献を付して、補正の期間とともに述べなければならない。

第 53 条

第 52 条第 1 項の通知の後、特許出願人が、第 52 条第 2 項に規定する総局が指定する期間内に提出すべき意見を述べず、又は要件を満足させず、又は補正をしないとき、当該出願は取下げられたものとみなされ、書面で出願人に通知される。

第 3 節 特許出願の承認又は拒絶

第 54 条

総局は、次の期間内に出願の承認又は拒絶の決定をしなければならない。

- (a) 特許の場合；第 48 条に規定する実体審査請求受理の日、又はその実体審査請求が当該公開期間満了前になされたときは、第 44 条第 1 項に規定する公開期間満了の日から実体審査の請求書の受理の日から 36 ヶ月以内。
- (b) 簡易特許の場合；出願日から 24 ヶ月以内。

第 55 条

- (1) 審査官により報告された実体審査の結果、当該発明は、第 2 条、第 3 条、第 5 条及び本法のその他の規定を満たしているとき、総局は、出願人又は代理人に特許証を与える。

- (2) 審査官により報告された実体審査の結果、当該発明は、第 3 条、第 5 条、第 6 条及び本法のその他の規定を満たしているとき、総局は、出願人又は代理人に簡易特許証を与える。
- (3) 付与された特許は、防衛及び安全保障に関するものを除き、記録され公開される。
- (4) 総局は、第 46 条に述べる公開されない特許を除き、手数料の納付をすることにより、特許書類の謄本を必要とする者に交付する。

第 56 条

- (1) 審査官により報告された実体審査の結果が、特許を出願された発明は第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 35 条、第 52 条第 1 項、第 52 条第 2 項の規定を満足しないとき、又は第 7 条の規定により除外されるものであることを示すとき、総局は、当該出願を拒絶し、その拒絶を出願人又は代理人に対して書面で通知する。
- (2) 当該分割が発明の範囲を拡大するとき、又は第 36 条第 2 項若しくは第 36 条第 3 項の期間の経過後申請されたとき、総局は分割された出願をも拒絶することができる。
- (3) 審査官により報告された実体審査の結果が、特許を出願された発明は第 36 条第 2 項の規定を満たさないことを示すとき、総局は当該出願の一部を拒絶し、書面で出願人又は代理人に通知する。
- (4) 出願拒絶の通知は、明瞭で拒絶の根拠となった理由と検討を記載しなければならない。

第 57 条

- (1) 特許証は、特許権の証明である。
- (2) 拒絶の通知書は総局によって記録される。

第 58 条

特許は特許証交付の日に発効し、かつ、特許出願の受理の日に遡及して有効である。

第 59 条

特許証交付、形式及び記載内容、並びに記録に関するさらなる規定は、特許書類謄本に関する規定と共に、政令で定める。

第 4 節 審判の請求

第 60 条

- (1) 審判の請求は、第 56 条第 1 項及び第 56 条第 2 項の実体的事項に関する判断根拠及び理由に関連する出願の拒絶に対して行うことができる。
- (2) 審判の請求は、特許審判委員会に対して、出願人又は代理人により、特許局に送付するその副本を添えて書面にて行われる。
- (3) 審判の請求は、実体審査結果としての出願拒絶に対する不服の完全な説明とその理由を付して行われる。
- (4) 第 3 項の理由とは、第 35 条の発明の範囲を拡大する新しい理由又は釈明を構成しない。

第 61 条

- (1) 審判の請求は、出願拒絶の通知送付の日から起算して遅くとも 3 ヶ月以内に行われる。
- (2) 第 1 項の期間が審判の請求なしに徒過したとき、出願拒絶は、出願人により受諾されたものとみなされる。
- (3) 出願拒絶が、第 2 項に規定するようにすでに受諾されたものとみなすことができるとき、総局は、それを記録し公開する。

第 62 条

- (1) 審判は、審判委員会により審判請求の受理の日から遅くとも 1 ヶ月以内に審理が開始される。
- (2) 審判委員会の決定は、第 1 項の期間が満了する日から 9 ヶ月以内に下される。
- (3) 審判委員会が審判請求を容認し合意したとき、総局、審判委員会の決定を実行する。
- (4) 審判委員会が審判請求を拒絶したとき、出願人又は代理人は、当該拒絶審決の日から 3 ヶ月以内に、当該拒絶当該決定に対する不服を商務裁判所に申し立てることができる。
- (5) 第 4 項の商務裁判所の決定に対しては、最高裁判所への不服申し立てのみ可能である。

第 63 条

審判、審理及び審判の終結手続きはさらに大統領令で定める。

第 5 節 特許審判委員会

第 64 条

- (1) 特許審判委員会は、独立した特別機関であって、知的財産の分野に属する省内にある。
- (2) 特許審判委員会は、委員を兼任する 1 名の委員長、委員を兼任する 1 名の副委員長及び必要とされる分野における複数の専門家及び上級審査官から構成される。
- (3) 第 1 項の特許審判委員会の構成員は、大臣により 3 年の任期をもって任免される。
- (4) 委員長と副委員長は特許審判委員会の構成員から同構成員により選出される。
- (5) 審判請求の審理のために、特許審判委員会は少なくとも 3 名よりなる奇数人数の合議体を形成し、その内 1 名は出願の実体審査を行わなかった上級審査官である。

第 65 条

特許審判委員会の組織構成、職務及び業務についてはさらに政令で定める。

第 V 章 特許の移転及び実施許諾

第 1 節 移転

第 66 条

- (1) 特許は、次に掲げる事由によりその全部又は一部分を移転し、又は移転されることができる。
 - (a) 相続。
 - (b) 贈与。
 - (c) 遺言。
 - (d) 書面に記載された契約。又は
 - (e) 法律により認められたその他の理由。
- (2) 第 1 項(a)、(b)及び(c)による特許の移転は、その特許に関する他の権利とともに特許書類原本を伴ってなされなければならない。
- (3) 第 1 項に規定する全ての形態の特許の移転は、手数料の支払いにより記録され公開されなければならない。
- (4) 本条の規定に従ってなされない移転は、合法ではなくかつ有効でもない。
- (5) 特許の移転の記録の要件及び手続は、さらに大統領令で定める。

第 67 条

- (1) 相続の場合を除き、第 13 条の先の使用権は移転できない。
- (2) 第 1 項の権利の移転は手数料の支払いにより記録され公開される。

第 68 条

特許の移転は、氏名その他の本人である旨を当該特許に記載するための発明者の権利を依然として消滅させるものではない。

第 2 節 実施許諾

第 69 条

- (1) 特許権者は、実施許諾の契約書に基づき、第 16 条に規定する行為を実施するために他の者に実施許諾を与える権利を有する。
- (2) 別段の合意のない限り、第 1 項の実施許諾の範囲は、第 16 条に規定するすべての行為に及び、与えられた実施許諾の期間中になされ、インドネシア共和国全域において有効である。

第 70 条

別段の合意のない限り、特許権者は、何時でも第 16 条に規定する行為を自ら実施すること又はその行為を実施するための実施許諾を第三者に与えることができる。

第 71 条

- (1) 実施許諾契約は、直接、間接を問わず、インドネシア経済に損失を与える結果をもたらしうる規定を含み、又は特に当該特許を付与された発明に関連して、一般的技術の修得及び発展におけるインドネシア国民の能力を妨げる制限を含むものであってはならない。
- (2) 第 1 項の規定を含む実施許諾契約の記録申請は、総局により拒絶されなければならない。

第 72 条

- (1) 実施許諾契約は、手数料の支払いにより総局において記録され、公開されなければならない。
- (2) 実施許諾契約が第 1 項に規定するように総局において記録されないとき、当該実施許諾契約は、第三者に対して法的効力を有さない。

第 73 条

実施許諾契約に関するさらなる規定は、政令で定める。

第 3 節 強制実施権

第 74 条

強制実施許諾は、特許を実施するための権利であって、申請に基づいて総局の決定により与えられる。

第 75 条

- (1) 特許付与の日から起算して 36 ヶ月を経過した後は、何人も、当該特許を実施するために総局に対して強制実施許諾の申請を手数料の支払いによりすることができる。
- (2) 第 1 項の強制実施許諾の申請は、特許権者が当該特許をインドネシアにおいて実施していないか、又は完全に実施していないという理由においてのみ申請することができる。
- (3) 強制実施許諾の申請は、特許が公衆の利益を損なう形態又は方法において特許権者又はその実施権者により実施されているという理由に基づき、特許が付与された後何時でも行うこともできる。

第 76 条

- (1) 第 75 条第 2 項に規定する理由の正当性の他に、強制実施許諾は次の場合にのみ付与することができる。
 - (a) 当該申請人が、次のことを確認する証拠を提示できた場合。
 - (i) 当該特許を自ら十分に実施する能力を有すること。
 - (ii) 当該特許をできる限り速やかに実施するための施設を自ら所有していること。
 - (iii) 合理的な要件及び条件に基づき特許権者から実施許諾を得るために、適切な期間内に手段を講じる努力はしたが、成果を得なかったこと。及び
 - (b) 総局が、当該特許は合理的な経済的規模でインドネシアにおいて実施することができ、かつ、大多数の公衆に対して利益を与えることができると判断した場合。
- (2) 強制実施許諾の申請に対する審理は、専門家、関係者及び当該特許権者の意見を聴取して総局により行われる。
- (3) 強制実施許諾は、特許保護期間を超えない期間に付与される。

第 77 条

第 76 条に規定する証拠及び意見に基づき、総局が、第 75 条第 1 項の期間は、特許権者がインドネシア又は第 17 条第 2 項で定める地域の範囲において商業的に実施するためには十分ではないとの確信を得たとき、総局は、当該強制実施権の付与を一時的に延期するか、又は拒絶することができる。

第 78 条

- (1) 強制実施許諾の実施は、特許権者に対する強制実施権者による実施料の支払を伴う。
- (2) 支払うべき実施料の額及びその支払方法は、総局により定められる。
- (3) 実施料の額の決定は、特許の実施許諾契約又は同種のその他のものにおいて通常使用されている慣行を考慮して行われる。

第 79 条

強制実施許諾の付与に関する総局の決定は、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 強制実施許諾は、排他的性格を有しないこと。
- (b) 強制実施許諾の付与の理由。
- (c) 強制実施許諾の付与の根拠となると確信させられた情報又は説明を含む証拠。
- (d) 強制実施許諾の期間。
- (e) 特許権者に対して強制実施権者が支払うべき実施料の額及びその支払方法。
- (f) 強制実施許諾の終了の要件及び取消の根拠になり得る事項。
- (g) 強制実施許諾は、国内市場の需要を満たすためにのみ使用されるものであること。
- (h) 当該関係当事者の利益を公正に保護するために必要とされるその他の事項。

第 80 条

- (1) 総局、強制実施権の付与を記録し、公開する。者は、自己が受けた強制実施権を特許局に登録し、かつ、特許原簿に記載しなければならない。
- (2) 強制実施権の実施は特許の実施とみなされる。

第 81 条

総局による強制実施権付与の決定は、当該強制実施権の申請の日から 90 日以内に下される。

第 82 条

- (1) 強制実施許諾は、既存の他の特許を侵害することなしには、その特許の実施が不可能であるという理由に基づき、特許権者により何時でも申請することができる。
- (2) 第 1 項の強制実施許諾の申請は、実施される予定の特許が当該既存の特許より明らかに進歩した技術の革新的要素を真に含んでいるときにのみ考慮することができる。
- (3) 強制実施許諾の申請が第 1 項及び第 2 項の理由に基づきなされる場合：
 - (a) 特許権者は合理的な要件に基づき、他の者の特許を利用するために相互に実施許諾を与えるための権利を有する。
 - (b) 実施権者による特許の使用は、他の特許とともに移転される場合を除き、移転することができない。
- (4) 第 1 項及び第 2 項に規定する総局に対する強制実施権の申請は、第 75 条第 1 項の強制実施権の申請期間に関する規定を除き、第 5 章第 3 節の規定を適用する。

第 83 条

- (1) 特許権者の申請に基づき、総局は、次の場合に第 5 章第 3 節の強制実施権付与の決定を取り消すことができる。
 - (a) 強制実施許諾を付与するための根拠となった理由が消滅した場合。
 - (b) 強制実施許諾を受けた者が、当該強制実施許諾を実施せず、又は速やかにその実施をするための適切な準備をしていないことが判明した場合。
 - (c) 強制実施許諾を受けた者が、強制実施許諾の付与の際に定められた、実施料の支払を含む要件及びその他の規定をもはや遵守していない場合。
- (2) 第 1 項に規定する取消は記録され、公開される。

第 84 条

- (1) 強制実施許諾は、定められた期間の満了又は取消により消滅したとき、強制実施権者は実施権を与えた者に実施権を返還する。

- (2) 総局は、消滅した強制実施権を記録し、公開する。

第 85 条

第 83 条及び第 84 条の強制実施許諾の消滅は、その記録の日から当該特許を有する者の権利を回復させる。

第 86 条

- (1) 強制実施権は、相続による場合を除き移転することができない。
- (2) 相続により移転した強制実施権は、常にそれを付与された要件及び特に期間に関するその他の規定に拘束され、記録及び公開されるために総局に対して報告されなければならない。

第 87 条

強制実施許諾に関するさらなる規定は、政令で定める。

第 VI 章 特許の取消

第 1 節 法律による取消

第 88 条

特許は、特許権者が本法で定める年金を期間内に年金を納付する義務を履行しないとき、法律による取消を宣言される。

第 89 条

- (1) 法律による特許の取消は、特許権者及び実施権者に対して総局により書面にて通知され、かつ、当該通知の日から効力を発生する。
- (2) 第 88 条の理由による特許の取消は、記載され、公開される。

第 2 節 特許権者の請求に基づく取消

第 90 条

- (1) 特許は、総局に対して書面にて提出された特許権者の請求に基づき、その全部又は一部分を総局により取り消される。
- (2) 実施権者が、当該取消の請求に添付される書面による承諾を与えないとき、第 1 項の特許の取消は行うことができない。
- (3) 特許の取消の決定は、実施権者に対して、

総局により書面にて通知される。

- (4) 第 1 項の理由による特許の取消の決定は、記載され、公開される。
- (5) 特許の取消は、当該取消に関する総局の決定がなされた日から効力を発生する。

第 3 節 訴訟による取消

第 91 条

- (1) 特許の取消訴訟は、次の場合に行うことができる。
- (a) 当該特許が、第 2 条、第 6 条及び第 7 条の規定により、付与されるべきでない場合。
- (b) 当該特許が、本法に基づき同一の発明に対して他の者にすでに付与された他の特許と同一である場合。
- (c) 強制実施権の付与が、当該強制実施権付与の日又は複数の強制実施権が付与された場合には、最初の強制実施権付与の日から 2 年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法において特許の実施を継続することを防止することができないと判明した場合。
- (2) 第 1 項(a)の理由による取消訴訟は、商務裁判所を通して、特許権者に対して、第三者が提起することができる。
- (3) 第 1 項(b)の理由による取消訴訟は、その特許と同一である他の特許が取り消されるように特許権者又は実施権者が商務裁判所に提起することができる。
- (4) 第 1 項(c)の理由による取消訴訟は、商務裁判所を通して特許権者又は実施権者に対して検察官により提起することができる。

第 92 条

第 91 条に述べる特許の取消訴訟が、1 つ若しくは複数の請求の範囲又は請求の範囲の一部のみに関するときには、その取消を請求された事項に対してのみ取消がなされる。

第 93 条

- (1) 特許の取消に関する商務裁判所の判決内容は、総局に対して判決の日から 14 日以内に送付されなければならない。
- (2) 総局は、第 1 項の特許の取消を記録し、公開する。

第 94 条

本法第 12 章の訴訟手続きは、第 91 条及び第 92 条にも適用する。

第 4 節 特許取消の効果

第 95 条

特許の取消は、特許及び当該特許から生じる他の権利に関するすべての法的効果を消滅させる。

第 96 条

商務裁判所の判決において別に定められていない限り、特許はその全部又は一部分に対して、当該取消の判決の日から取り消される。

第 97 条

- (1) 第 91 条第 1 項(b)の理由により取り消された特許の実施権者は、実施許諾契約において定められた期間の満了まで、引き続き自身が所有している実施権を行使する権利を有する。
- (2) 第 1 項の実施権者は、自己の特許が取り消された特許権者に対して支払われるべき実施料の支払をもはや継続する義務はないが、権利を有する特許権者に対してその者の所有している実施権の残存期間に対する実施料を支払う義務がある。
- (3) 特許権者が、先に実施権者から実施料を一括してすでに受領しているとき、当該特許権者は、権利を有する特許権者に対して実施権を利用する残存期間に相当する実施料の額を支払う義務がある。

第 98 条

- (1) 第 91 条第 1 項(b)の理由により取消が宣言された特許の実施権であって、当該特許の取消訴訟が提起される前に、善意で取得したものは、当該他の特許に対して引き続き効力を有する。
- (2) 第 1 項の実施権は、当該実施権者が、取り消されていない特許権者に対して従前どおり実施料を継続して支払う義務があり、その額は、特許が取り消された特許権者とそれ以前に合意していた額と同額とするということを条件として引き続き効力を有する。

第 VII 章 政府による特許の実施

第 99 条

- (1) インドネシアにおけるある特許は、国の防衛及び安全保障を遂行するために極めて重要であると政府が判断したとき、政府は当該特許を自ら実施することができる。
- (2) ある特許を自ら実施するための決定は、大統領が当該分野の担当大臣又は管轄機関の長の判断を聴取した後、大統領令により決定される。

第 100 条

- (1) 第 99 条の規定は、特許出願がなされたが、第 52 条の公開がされていない発明に対しても適用される。
- (2) 政府が第 1 項の特許を自ら実施することを意図せず、又は未だ意図していないとき、それと同一の特許の実施は、政府の承諾を伴ってのみ行うことができる。
- (3) 第 2 項の特許権者は、当該特許が実施されるまで年金の納付義務を免除される。

第 101 条

- (1) 政府が、国の防衛及び安全保障を遂行するために重要なある特許を自ら実施することを意図するとき、政府は、次に掲げる事項を記載して特許権者に対してその旨を書面にて通知しなければならない。
 - (a) 実施を意図される特許及び特許権者の氏名と特許番号。
 - (b) 理由。
 - (c) 実施期間。
 - (d) 重要と考えられるその他の事項。
- (2) 政府による特許の実施は、特許権者に対して相応の対価を支払ってなされる。

第 102 条

- (1) ある特許を政府が自ら実施するという政府の決定は、最終的なものである。
- (2) 特許権者が、政府の定めた対価の額に同意しないときには、その事項に関する不服申立を商務裁判所に対して提起することができる。
- (3) 第 2 項の訴訟の審理手続は、政府による特許の実施を停止させるものではない。

第 103 条

政府による特許実施の手続きはさらに政令で定

める。

第 VIII 章 簡易特許

第 104 条

明らかに簡易特許に関連しない事項を除き、本法において定められた特許に関する規定は、すべて簡易特許に対しても適用される。

第 105 条

- (1) 簡易特許は、ひとつの発明に対してのみ付与される。
- (2) 簡易特許の実体審査請求は、出願と同時に又は出願日から 6 ヶ月以内に手数料の支払いにより行うことができる。
- (3) 第 2 項の期間内に実体審査請求が行われないうち又はそのための手数料が支払われないうち、出願は取下げられたとみなされる。
- (4) 簡易特許出願に対し、実体審査は第 44 条第 1 項(b)に規定する公開期間終了後に行われる。
- (5) 実体審査の実施において、総局は第 3 条の新規性及び第 5 条の産業上利用性のみ審査する。

第 106 条

- (1) 総局により付与された簡易特許は、記録され、公開される。
- (2) 証書として、簡易特許権者に対して簡易特許証が交付される。

第 107 条

簡易特許は強制実施権を請求されない。

第 108 条

簡易特許に関するさらなる規定は、政令で定める。

第 IX 章 特許協力条約を通じた出願

第 109 条

- (1) 出願は特許協力条約を通して申請することができる。
- (2) 第 1 項の出願に関するさらなる規定は政令で定める。

第 X 章 特許行政

第 110 条

本法で定める特許行政の実行は、本法で定める他の機関の権限を考慮した上で、総局により行われる。

第 111 条

総局は、国家規模の特許公報及び情報ネットワークの構築により文書化及び情報サービスを実行し、特許を付与された技術に関する情報を社会にできる限り広く提供する。

第 112 条

特許行政の実施において、総局は大臣より指導を受け、かつ大臣に対して責任を負う。

第 XI 章 手数料

第 113 条

- (1) 本法において支払いが義務付けられる手数料は、すべて政令で定める。
- (2) 第 1 項の手数料の要件、期間、支払い手続きに関するさらなる規定は、大統領令で定める。
- (3) 総局は、大臣及び財務大臣の承認により、現行法規に基づいて、(1)の手数料による収入を使用することができる。

第 114 条

- (1) 第 1 回目の年金の納付は、特許付与の日から起算して遅くとも 1 年以内になされなければならない。
- (2) その後の年金納付は、当該特許が存続する限り、遅くとも当該特許付与の日又は実施権の登録の日と同日までになされなければならない。
- (3) 第 1 項の年金は出願の最初の年から起算される。

第 115 条

- (1) 特許権者が、継続して 3 年間第 18 条及び第 114 条で定める年金の納付をしなかったとき、特許は、当該 3 年目に対する納付義務の期限の末日において法律による取消を宣言される。
- (2) 当該年金納付義務が、18 年目及びその後に対する年金の納付義務に関すると、特許は、当該年に対する年金の納付義務の期限到来時に、法律により取り消されたことみな

される。

- (3) 第 1 項及び第 2 項の理由による特許取消は、記載され、公開される。

第 116 条

- (1) 第 114 条第 3 項及び第 115 条第 2 項に該当する場合を除き、本法で定める期限に対する納付の遅延は、遅れた年の年金に毎月 2.5%の追徴金が課せられる。
- (2) 第 1 項の年金納付の遅延は、所定の期限の経過後 7 日以内に特許権者に対して総局により書面にて通知される。
- (3) 第 2 項の通知書が関係当事者により受領されなかったとしても、第 1 項の規定の有効性を損なうものではない。

第 XII 章 紛争解決

第 117 条

- (1) ある特許が、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に基づき当該特許に対する権利を有する者以外の他の者に付与されたとき、当該特許に対する権利を有する者は、商務裁判所に対して提訴することができる。
- (2) 第 1 項の訴権は、特許出願の受理の日に遡及して有効である。
- (3) 第 1 項の訴えに対する判決の内容の通知は、両当事者に対して商務裁判所により判決の日から 14 日以内に送達される。
- (4) 第 3 項の判決内容は、総局により記録され、公開される。

第 118 条

- (1) 特許権者又は実施権者は、故意にかつ権限なくして第 16 条の行為をなした何人に対しても、管轄区域の商務裁判所にて損害賠償を請求する権利を有する。
- (2) 第 1 項の損害賠償の請求は、その製品又は方法が特許を付与された発明を利用することが証明されたときにのみ承認される。
- (3) 第 1 項の商務裁判所の判決内容は、判決の日から 14 日以内に、記録され、公開された目に総局に送達される。

第 119 条

- (1) 方法の特許に対する訴訟の審理において、ある物が第 16 条第 1 項(b)の方法の特許を

利用して製造されたものではないことを証明する義務は、次の場合に被告側に課せられる。

(a) 当該特許を付与された方法により生産された物が新規な物の場合。

(b) その物が方法の特許を利用して製造された嫌疑があり、そのための十分な努力がすでになされたにもかかわらず、特許権者がその物を製造するために利用された方法が何であるか確定することができない場合。

- (2) 第 1 項の訴訟の審理の利便性のために、裁判所は次に掲げる権限を有する。

(a) 当該方法の特許証の謄本及び訴えの根拠となった最初の証拠を予め提出することを特許権者に命じる。

(b) 生産された物が当該方法の特許を利用していないことを立証するように被告に命じる。

- (3) 第 1 項及び第 2 項の訴訟の審理において、裁判所は、法廷における立証の中ですでに説明された方法の秘密性に対する保護を確保するために、被告の利益を考慮しなければならぬ。

第 120 条

- (1) 訴えは手数料の支払いにより商務裁判所に登録される。
- (2) 訴え登録の日から 14 日以内に商務裁判所は審理の日程を決定する。
- (3) 訴えに対する審理は、訴え登録の日から 60 日以内に開始する。

第 121 条

- (1) 廷吏による両当事者の召喚は、最初の審理の 14 日前までに行われる。
- (2) 訴えに対する判決は訴え登録の日から 180 日以内に下されなければならない。
- (3) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 2 項の訴えに対する判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない。
- (4) 商務裁判所は出席しなかった当事者に対して、判決が公開の場で一般公衆に告げられてから 14 日以内に判決内容を送達する義務がある。

第 122 条

第 121 条第 3 項の商務裁判所の判決に対して、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。

第 123 条

- (1) 第 122 条の最高裁への上告は、上告の対象となる判決言い渡し又は受理の日から 14 日以内に、当該判決を下した裁判所にて登録すると共に、請求することができる。
- (2) 書記官は、当該上告が請求された日に上告請求を登録し、上告請求人に対して書記官の署名する受領書を登録受理の日に行発する。
- (3) 上告人は、第 1 項及び第 2 項の上告請求登録の日から 7 日以内に、書記官に対して上告理由書を提出する義務がある。
- (4) 書記官は、書記官により上告理由書が受理されてから 2 日以内に、上告請求と第 3 項の上告理由書を、上告被請求人に通知する義務がある。
- (5) 被上告人は、被上告人が第 4 項の上告理由書を受領した日から 7 日以内に、答弁書を書記官に提出することができ、書記官は、答弁書が受理された日から 2 日以内に答弁書を上告人に送達する義務がある。
- (6) 書記官は、第 5 項の期間の経過後 7 日以内に、最高裁判所に対して当該上告書類を送付する義務がある。
- (7) 最高裁判所は、上告書類を検討し、上告請求が最高裁判所により受理されてから 2 日以内に、審理の日を決定しなければならない。
- (8) 上告書類の審理は、上告書類が最高裁判所に受理された日から 60 日以内に開始される。
- (9) 上告の判決は上告書類が最高裁判所に受理された日から 180 日以内に言い渡されなければならない。
- (10) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 9 項の上告に対する判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない。
- (11) 最高裁判所書記官は、上告判決言い渡しの日から 3 日以内に、上告判決の内容を商務裁判所書記官に送達しなければならない。
- (12) 廷吏は、上告判決が受理された日から 2 日以内に、第 11 項の判決内容を上告請求人及び上告被請求人に対して送達しなければ

ならない。

- (13) 第 11 項の上告判決の内容は、記録され、公開されるために、上告判決が商務裁判所に受理された日から 2 日以内に、総局に送達される。

第 124 条

第 117 条の紛争解決以外に、両当事者は当該紛争を代替的紛争解決手段で解決することができる。

第 XIII 章 裁判所の仮処分

第 125 条

特許の実施により被害を受けた側の請求に基づいて、商務裁判所は迅速かつ効力のある決定書を次の目的で発行することができる。

- (a) 特許侵害行為の継続、特に特許及び特許に関連する権利を侵害している疑いのある物が、輸入を含む商業流通経路に乗ることを防ぐため。
- (b) 当該特許及び当該特許に関連する権利の侵害に関する証拠の紛失を避け、証拠を保全するため。
- (c) 被害を受けた側に、その者が実際に特許権又は特許に関連する権利を有する者であることの証拠及びその権利が実際に侵害されていることの証拠を求めるため。

第 126 条

当該仮処分の決定がなされたとき、当該仮処分を受けた者に意見陳述の機会を与えることを含め、両当事者は直ちに通知を受けなければならない。

第 127 条

商務裁判所が仮処分の決定をしたとき、商務裁判所は第 125 条の仮処分の決定を変更するか、取消すか、支持するかを決定を、当該仮処分の日から 30 日以内にしなければならない。

第 128 条

仮処分が取消されたとき、被害を受けた側は仮処分の申請をした者に対して、当該仮処分によって生じた損害に対する賠償を請求することができる。

第 XIV 章 捜査

第 129 条

- (1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、その職務と責任が知的財産の分野を含む特定の国家公務員に対して、特許分野における犯罪行為を捜査するために、1981年刑事訴訟に関する法律第8号に規定する捜査官としての特権を与える。
- (2) 第 1 項の文民捜査官は、次の権限を有する。
 - (a) 特許の分野における犯罪行為に関する通報の真偽を取り調べること。
 - (b) (a)の通報に基づいて、特許の分野における犯罪行為を行った嫌疑のある個人又は法人を取り調べること。
 - (c) 特許の分野における犯罪行為に関連する者に情報及び証拠を求めること。
 - (d) 特許の分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録、その他の書類を捜査すること
 - (e) 証拠品、帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所を捜査し、かつ特許の分野における犯罪訴訟の証拠になり得る材料及び侵害製品を差し押さえること。
 - (f) 特許の分野における犯罪行為の捜査業務を遂行するに当たって、専門家の支援を要請すること。
- (3) 第1項の文民捜査官は、インドネシア共和国国家警察捜査官に対して捜査の開始と捜査の結果を報告する。
- (4) 第1項の文民捜査官は、1981年刑事訴訟に関する法律第8号第107条の規定に従い、インドネシア共和国国家警察を通して捜査の結果を検察官に報告する。

第 XV 章 罰則

第 130 条

何人も、故意に権利なく、第 16 条に規定する行為のひとつを行って特許権者の権利を侵害する者は、最高4年の禁固刑及び/又は最高Rp500,000,000(五億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 131 条

何人も、故意に権利なく、第 16 条に規定する行

為のひとつを行って簡易特許権者の権利を侵害する者は、最高2年の禁固刑及び/又は最高Rp250,00,000(二億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 132 条

何人も、故意に権利なく、第 25 条第 3 項、第 40 条及び第 41 条の義務を果たさない者は、最高2年の禁固刑に処せられる。

第 133 条

第 130 条、第 131 条及び第 132 条に述べる犯罪行為は、親告罪である。

第 134 条

特許侵害が証明されたとき、裁判官は当該特許侵害製品を廃棄するために商務裁判所によって差し押さえることを命じることができる。

第 135 条

本章の規定は次の場合に適用しない:

- (a) インドネシアにおいて特許が保護されている医薬品であって、当該医薬品が正式な特許権者によりある国においてすでに市場に出されているものを、現行法規に基づいて輸入される場合。
- (b) インドネシアにおいて特許が保護されている医薬品を、特許期間満了の2年前に、当該特許の保護が満了した後の販売許可を得るために製造する場合。

第 XIV 章 経過規定

第 136 条

本法の施行により、特許の分野における法規であって本法施行の日すでに存在しているものは、(本法に)反しないか、本法に基づく新しい法規と置き換えられない限り、すべて依然として有効である。

第 137 条

本法施行の前に申請された出願に対して、依然として1989年特許に関する法律第6号の改正にかかる1997年法律第13号によって改正された1989年特許に関する法律第6号が適用される。

第 XVII 章 終則

第 138 条

本法施行の日から、特許に関する法律第 6 号(インドネシア共和国官報 1989 年 39 号、インドネシア共和国官報補足 3398 号)及び 1989 年特許に関する法律第 6 号の改正にかかる 1997 年法律第 13 号(インドネシア共和国官報 1997 年 30 号、インドネシア共和国官報補足 3680 号)は、もはや効力がないものと宣言される。

第 139 条

本法は、制定の日から施行される。

添付資料2

産業意匠法

2000 年法律第 31 号
2000 年 12 月 20 日制定

第 1 章 総則

第 1 条

この法律において、

- (1) 産業意匠とは、姿態、形状又は立体又は平面における線及び/又は色彩の構図、又はそれらの組合わせに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面を実現することができるもので、製品、商品、工業的生産物、又は手工芸品の生産に使用されることができるものをいう。
- (2) 創作者とは、個人又は共同で産業意匠を創作する者をいう。
- (3) 出願とは、総局に対する産業意匠の登録の出願をいう。
- (4) 出願人とは、出願をする者をいう。
- (5) 産業意匠権とは、創作に対してインドネシア共和国により与えられる独占権であって、一定期間当該創作を独占的に実施するか、その実施の許諾を他人に与える権利をいう。
- (6) 大臣とは、産業意匠を含む知的財産権の行政をその義務と責任の範囲に含む省を管轄する大臣をいう。
- (7) 総局とは、大臣が所管する省の下部組織である知的財産総局をいう。
- (8) 代理人とは、本法で定める大臣から許可を得た知的財産コンサルタントをいう。
- (9) 出願日とは、方式要件を満足した出願が受理された日をいう。
- (10) 知的財産権コンサルタントとは、知的財産権の分野における専門知識を有し、特許、商標、産業意匠及びその他の知的財産権の出願手続きを専門に行い、総局に知的財産権コンサルタントとして登録された者をいう。
- (11) 実施権とは、保護が認められた意匠権の経済的利益を特定の条件下で一定期間享受する権利を与える（移転では

ない）契約を通して、意匠権者から他者に対して認められる許可をいう。

- (12) 優先権とは、パリ条約加盟国において最初に出願をした出願人が、パリ条約又は WTO 協定加盟国でもあるその国における出願日が、パリ条約で定める期間内、最初の出願国における出願日と同じ日であると認められる権利をいう。
- (13) 日とは実働日をいう。

第 2 章 産業意匠の範囲

第 1 節 保護が受けられる産業意匠

第 2 条

- (1) 産業意匠権は、新規な産業意匠に対して与えられる。
- (2) 産業意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でないとき、新規であると見なされる。
- (3) 第 2 項の規定における事前の公表とは、以下の日より前に、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。
 - (a) 出願日 又は
 - (b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

第 3 条

産業意匠は、その出願前 6 ヶ月以内に次の項目に該当するとき、公表されたとは見なされない。

- (a) インドネシア国内又は国外における公式又は公式とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合。
- (b) 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合。

第 2 節 保護を受けられない産業意匠

第 4 条

産業意匠が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反するとき、産業意匠権は与えられない。

第 3 節 産業意匠の保護期間

除外される。

第5条

- (1) 産業意匠の保護は、出願日から10年間与えられる。
- (2) 第1項の保護の開始日は産業意匠原簿及び産業意匠公報に記録される。

第4節 産業意匠の主体

第6条

- (1) 産業意匠権を受ける者は、創作者又は創作者から権利を譲渡された者である。
- (2) 創作者が複数者からなるとき、別途契約がある場合を除き、産業意匠権はそれらのもに共同で与えられる。

第7条

- (1) 産業意匠が他者との関連で公務としてその労働環境において創作されたとき、その産業意匠創作の職務を与えた者が産業意匠権者である。ただし、創作者の権利を損なわない範囲で、別途両者の間に合意がある場合を除く。
- (2) 第1項の規定は、公務の中でなされた注文に基づいて他者が創作した産業意匠に対しても適用する。
- (3) 産業意匠が雇用関係又は注文に基づいて創作されたとき、両者の間に別途合意のない限り、その産業意匠を創作した者が、創作者であり産業意匠権者であると見なされる。

第8条

第7条第1項及び第2項の規定は、創作者の名前を産業意匠登録証、産業意匠原簿及び産業意匠公報に掲載する権利を損わない。

第5節 権利の範囲

第9条

- (1) 産業意匠権者は、自ら所有する産業意匠を実施する独占権を有し、他者が承認を得ずに産業意匠を使用した製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び/又は頒布することを禁じる権利を有する。
- (2) 当該産業意匠の使用が研究及び教育を目的とし、産業意匠権者の利益を損なわないとき、第1項の規定の適用から

第III章 産業意匠登録出願

第1節 総則

第10条

産業意匠権は出願に基づいて与えられる。

第11条

- (1) 出願は、インドネシア語での記載により総局に対して本法に規定する料金の支払と共に申請される。
- (2) 第1項に規定する出願は出願人又は代理人によって署名される。
- (3) 出願書類は以下の項目を含む。
 - (a) 出願の年月日
 - (b) 創作者の氏名、住所及び国籍
 - (c) 出願人の氏名、住所及び国籍
 - (d) 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
 - (e) 優先権主張を伴う場合は、最初の出願の国名及び出願日
- (4) 第3項に規定する出願は、以下の事項を伴う。
 - (a) 登録出願に係る産業意匠の見本、図面又は写真及び説明
 - (b) 代理人を通して出願する場合は、委任状
 - (c) 登録出願に係る産業意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言書
- (5) 出願が複数の出願人によって共同で出願されるとき、当該出願は他の出願人の合意を添付した上で、一名の出願人によって署名される。
- (6) 出願が創作者以外の者によって申請されるとき、出願は、出願人が当該産業意匠に対する権利を有することを十分に証明する書類と共に申請されなければならない。
- (7) 出願手続きに対する更なる規定は政令による。

第12条

反証されない限り、最初に産業意匠登録出願をする者が、産業意匠権を有する者であると見なす。

第 13 条
ひとつの出願で申請できるのは、以下の産業意匠である。

- (a) ひとつの産業意匠
- (b) 複数の産業意匠であって、産業意匠の単一性を有するか同一の分類に属するもの

- 第 14 条
- (1) 出願人がインドネシア国外に居住するとき、その出願は代理人通して申請されなければならない。
 - (2) 第 1 項の規定における出願人は、インドネシアにおける住所を選択して宣言しなければならない。

第 15 条
知的財産権コンサルタントとして任命されるための条件は政令で規定され、任命手続きは大臣令で規定される。

第 2 節 優先権を伴う出願

- 第 16 条
- (1) 優先権を利用する出願は、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国である外国において最初の出願が受理された日から 6 ヶ月以内に出願されなければならない。
 - (2) 第 1 項の優先権を伴う出願に当たり、産業意匠登録を取り扱う官庁が証明する優先権書類とそのインドネシア語訳を、優先権を伴う出願の期限の最終日から 3 ヶ月以内に提出することが義務づけられる。
 - (3) 第 1 項及び第 2 項の要件が満たされないうとき、当該出願は、優先権の利用を伴わないと見なされる。

- 第 17 条
- (1) 第 16 条第 2 項の写し以外に、総局は、当該優先権を利用する出願が次の事項を伴うように要求することができる。
 - (a) 外国における最初に出願された登録に関連し、すでに付与された産業意匠権の謄本
 - (b) 当該産業意匠が新規であるかどうか

かの評価を促進するために必要なその他の法的複写物

第 3 節 出願受付期間

第 18 条
出願日は、出願人が次の要件を満たし、出願書類が受理された日である。

- (a) 出願様式への必要事項の記入
- (b) 登録出願される産業意匠の見本、図面又は写真及び説明
- (c) 第 11 条第 1 項に規定する料金の支払

- 第 19 条
- (1) 第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定する出願の要件を満たさないとき、総局は出願人又は代理人に対して、当該不備がその通知の発送日から 3 ヶ月以内に満たされるように通知する。
 - (2) 第 1 項に規定する期限は、出願人の要請に基づいて最大 1 ヶ月延長できる。

- 第 20 条
- (1) 第 19 条第 1 項の規定における不備が期限内に満たされなかったとき、総局は出願人又は代理人に対して、出願は取下げられたものと見なされることを書面で通知する。
 - (2) 第 1 項の規定するように出願が取下げられたものと見なされたとき、総局にすでに支払われた料金は払い戻されない。

第 4 節 出願の取下

第 21 条
当該出願に対する決定がされていない間、出願人又は代理人から総局に対して書面により出願の取下を申請することができる。

第 5 節 出願の禁止及び守秘義務

第 22 条
在職中の期間から総局を定年又はそれ以外の理由で退職後 12 ヶ月の間、総局の職員又はその専門性により総局において及び/又は総局の名の元に勤務した者は、相続による場合を除き、

出願を申請すること、産業意匠に関する権利を享受又は所有することを禁じられる。

第 23 条

出願日以降、総局の職員又はその専門性により総局において勤務する者は、当該出願が公開されるまで出願の秘密を保持する義務がある。

第 IV 章 産業意匠の審査

第 1 節 方式審査

第 24 条

- (1) 総局は現行法規にしたがって出願に対する審査を行う。
- (2) 総局は出願人に対して、当該産業意匠が第 4 条の規定に該当するとき出願の拒絶を、また第 20 条の規定を満たさないため取下げられたと見なす旨を出願人に通知する。
- (3) 出願人又は代理人は、第 2 項の拒絶又は取下げられたと見なされることに対して、通知を受けた日から 30 日以内に不服を申し立てることができる。
- (4) 第 3 項に規定する不服を出願人が申立てないとき、第 2 項の総局による拒絶又は見なし取下の決定は確定する。
- (5) 総局による拒絶又は見なし取下の決定に対して、出願人又は代理人は本法に規定する手続きより商務裁判所に不服を訴えることができる。

第 2 節 公開、実体審査、登録及び拒絶

第 25 条

- (1) 第 4 条及び第 11 条の要件を満たす出願は、総局により、簡単かつ明瞭に公衆が閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から最大 3 ヶ月間公開される。
- (2) 第 1 項の公開は以下の事項を含む。
 - (a) 出願人の氏名及び住所
 - (b) 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
 - (c) 出願日及び出願番号
 - (d) 優先権を利用する場合は、最初の出願の国名及び出願日
 - (e) 産業意匠の名称
 - (f) 産業意匠の図面又は写真

(3) 出願が拒絶されたか取下げられたと見なされたにも関わらず、その後裁判所の決定により登録されるとき、第 1 項及び第 2 項に規定する公開は、総局が当該決定の謄本を受領した後で行われる。

(4) 出願時に申請人は書面により公開の延期を申請することができる。

(5) 第 4 項の公開の延期は、出願受領日又は優先日から 12 ヶ月を超えることができない。

第 26 条

- (1) 第 25 条第 1 項の公開開始日以降、何人も実質的な事由の異議を総局に対して書面でかつ本法に規定する料金の支払を伴い申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の異議は、公開開始日から 3 ヶ月以内に申し立てることができる。
- (3) 第 2 項の異議は、総局から出願人に通知される。
- (4) 第 2 項の異議に対して、出願人は総局からの通知送付の日から 3 ヶ月以内に答弁することができる。
- (5) 第 1 項の異議の申立があったとき、審査官による実体審査が行われる。
- (6) 総局は異議及び答弁を当該出願の登録・拒絶の審査における参考資料として使用する。
- (7) 総局は第 1 項の異議を認めるか否かの決定を第 2 項の公開の終了日から 6 ヶ月以内に下す。
- (8) 第 7 項の総局の決定は、出願人又は代理人に対して当該決定の日から 30 日以内に書面で通知される。

第 27 条

- (1) 第 26 条第 5 項の審査官は、総局の職員であって、大臣令により任命・解任される実務職員である。
- (2) 審査官に対して、現行法規にしたがって職位と手当が与えられる。

第 28 条

- (1) 出願が拒絶された出願人は、第 26 条第 8 項の通知の日から 3 ヶ月以内に、商務裁判所に対して不服を申し立てることができる。
- (2) 第 2 条又は第 4 条に基づいて拒絶され

- た出願に対して、出願人は総局に対して書面で理由を述べて不服を申し立てることができる。
- (3) 総局が出願が第 4 条の規定にしたがっていないと判断したとき、出願人は本法に規定する手続きにより、総局の拒絶の決定に対する不服を商務裁判所に申し立てることができる。

第 29 条

- (1) 第 26 条第 2 項に規定する公開の終了日までに異議申立がなかったとき、総局は産業意匠登録証を公開終了日から 30 日以内に発行し、付与する。
- (2) 産業意匠登録証は出願日から有効である。

第 30 条

- (1) 産業意匠登録証の謄本を必要とする者は、本法に規定する料金を支払って総局に対して申請することができる。
- (2) 産業意匠登録証の謄本申請の要件と手続きは、さらに大統領令で規定される。

第 V 章 移転及び実施許諾

第 1 節 移転

第 31 条

- (1) 産業意匠権は次の方法によって移転することができる。
- (a) 相続
- (b) 遺産
- (c) 遺言
- (d) 書面による契約
- (e) その他の合法的な理由
- (2) 第 1 項の産業意匠権の移転は、権利の移転に関する書類の提出を伴う。
- (3) 第 1 項の産業意匠権の移転のすべての形式は、本法に規定する料金の支払をもって総局の産業意匠原簿に記録されなければならない。
- (4) 産業意匠原簿に記録されなかった産業意匠権の移転は、第三者に対抗できない。
- (5) 第 3 項の産業意匠権の移転は産業意匠公報にて公開される。

第 32 条

産業意匠権の移転は、創作者が氏名その他の属性を産業意匠登録証、産業意匠公報及び産業意匠原簿に記載される権利を損なうものではない。

第 2 節 実施許諾

第 33 条

別途契約のある場合を除き、産業意匠権者は、第 9 条に規定するすべての行為を行うための実施契約に基づいて、他者に対して実施許諾を与える権利を有する。

第 34 条

第 33 条の規定を損なうことなく、別途契約のある場合を除き、産業意匠権者は常に第 9 条に規定する行為を自ら行い、かつそれを行うために他者に実施許諾を与える権利を有する。

第 35 条

- (1) 実施許諾契約は本法に規定する料金の支払を伴い、総局において産業意匠原簿に記録される。
- (2) 産業意匠原簿に記録されない実施許諾契約は、第三者に対抗できない。
- (3) 第 1 項の実施許諾契約は産業意匠公報により公開される。

第 36 条

- (1) 実施許諾契約は、直接又は間接的にインドネシア経済に被害を及ぼす規定を含んではならず、現行法規に定められた不公正な競争を引き起こすものであってはならない。
- (2) 総局は第 1 項に述べる規定を含む実施許諾契約を拒絶しなければならない。
- (3) 実施許諾契約の要件及び手続きは、さらに大統領令で規定される。

第 VI 章 産業意匠登録の取消

第 1 節 権利者の申請に基づく登録の取消

第 37 条

- (1) 登録された産業意匠は、産業意匠権者の書面による申請に基づいて、総局により取消することができる。

- (2) 第1項に規定する産業意匠権の取消は、産業意匠原簿に記録された実施権者が、当該登録取消の申請に添付する書面において承認しないとき、認められない。
- (3) 産業意匠権の取消の決定は総局により以下の者に書面で通知される。
- 産業意匠権者
 - 産業意匠原簿に記録にしたがって実施許諾を得た実施権者
 - 取消の申請をした者、この場合、取消の日以降産業意匠権がもはや有効でないことを記載する。
- (4) 第1項に規定される産業意匠の取消は、産業意匠原簿に記録され、産業意匠公報で公開される。
- (7) 日以内に行われる。
- (7) 両当事者の招聘は、最初の口頭審理が行われる最大7日前に、招聘状をもって廷吏により行われる。
- (8) 取消の訴えに対する判決は、訴えの登録日から90日以内に下されなければならない。最高裁判所長官の承認において30日延長できる。
- (9) 完全に法律的な考察よりなる第8項の取消の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言い渡されなければならない。当該判決に対する法的救済が求められるにも関わらず、その事前に効力を有する。
- (10) 第9項に規定する判決の謄本は、当事者に対して判決言渡しの日から14日以内に廷吏により書面で送達されなければならない。

第2節 訴訟に基づく登録の取消

第38条

- (1) 産業意匠登録を取消す訴えは、関心のある者によって第2条第2項又は第4条に規定する理由を伴い商務裁判所に訴えることができる。
- (2) 第1項の産業意匠登録取消に関する商務裁判所の決定は、判決の日から14日以内に総局に送付される。

第3節 訴訟手続き

第39条

- (1) 産業意匠登録取消の訴えは、被告が住所又は居所を有する地方の商務裁判所長に対して請求される。
- (2) 被告がインドネシア国外に居住するとき、当該訴えはジャカルタ中央商務裁判所長に対して請求される。
- (3) 書記は、取消の訴えが提出された日に当該訴えを登録し、訴えた者に対して、訴えの登録日と同じ日付で書記の署名のある受領書を送付する。
- (4) 書記は訴えの登録日から2日以内に、商務裁判所長に対して取消の訴えを送付する。
- (5) 取消の訴えの登録日から3日以内に、裁判所は訴えを審査し、口頭審理の日を決定する。
- (6) 訴えの口頭審理は訴えの登録日から60

第40条

第39条第2項に規定する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ上告できる。

第41条

- (1) 第40条に規定する上告は、上告の対象である判決言渡しの日から14日以内に、当該判決を下した商務裁判所の書記官に登録することにより請求される。
- (2) 書記官は、上告をその請求日に登録し、上告人に対して上告の登録日と同じ日付で書記官の署名のある受領書を送付する。
- (3) 上告人は、第1項の上告の登録日から14日以内に商務裁判所書記官に対して上告理由書を提出しなければならない。
- (4) 書記官は上告の請求書及び第3項に規定する上告理由書を当事者に対して上告の登録日から2日以内に送付しなければならない。
- (5) 被上告人は、第4項の上告理由書を受理した日から7日以内に商務裁判所書記官に対して答弁書を提出することができ、裁判所書記官はそれを受理した日から2日以内に上告人に対して答弁書を送付しなければならない。
- (6) 書記官は、上告請求書、上告理由書及び答弁書を、当該事件の関係書類と共に

- に最高裁判所に対して第 5 項に規定する期限の経過後 7 日以内に送付しなければならない。
- (7) 最高裁判所は上告を審査し、最高裁判所が上告請求を受理した日から 2 日以内に口頭審理の日を決定しなければならない。
 - (8) 上告請求に対する口頭審理は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 60 日以内に行われる。
 - (9) 上告に対する判決は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 90 日以内に言渡される。
 - (10) 完全に法律的な考察よりなる第 9 項の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言渡されなければならない。
 - (11) 最高裁判所書記官は、商務裁判所書記官に対して、上告に対する判決言渡しの日から 3 日以内に、当該判決の謄本を送付しなければならない。
 - (12) 商務裁判所の廷吏は、第 11 項の規定における判決の謄本を、上告人及び被上告人に対して、上告に対する判決受領の日から 2 日以内に送付しなければならない。

第 42 条

総局は、すでに法的効果を得た取消の訴えに対する判決を、産業意匠原簿に記録し、産業意匠公報で公開する。

第 4 節 登録取消の効果

第 43 条

産業意匠登録の取消は、産業意匠権に関するすべての法的効果及び当該産業意匠から発生するすべての権利を消滅させる。

第 44 条

- (1) 第 38 条第 1 項の訴えに基づいて産業意匠登録が取消されたとき、実施許諾を受けた者は、実施許諾契約で決められた期間が満了するまで引き続きその実施をする権利を有する。
- (2) 第 1 項の実施権者は、権利が取消された産業意匠権者に対して本来支払う義務のある実施許諾料を引続きいて支払

う義務を負わないが、本来の産業意匠権者に対して実施権の残存期間に対する実施許諾料の支払を移転する義務を負う。

第 VII 章 料金

第 45 条

- (1) 登録出願、異議申立、産業意匠原簿の抄録申請、産業意匠優先権書類の申請、産業意匠登録証謄本の申請、権利移転の記録、実施許諾契約の記録、及び本法に規定するその他の申請のそれぞれに対して、政令で規定する料金が課せられる。
- (2) 第 1 項に規定する料金支払の要件、期間、手続きに関する更なる規定は、大統領令による。
- (3) 総局は財務大臣の承認のもと、現行法規に基づいて、第 1 項及び第 2 項に規定する料金を自ら管理することができる。

第 VIII 章 紛争の解決

第 46 条

- (1) 産業意匠権者又は実施権者は、故意に権利なく第 9 条に規定する行為を行った者に対して以下の訴えをすることができる。
 - (a) 損害賠償請求
 - (b) 第 9 条に規定する行為の差止め請求
- (2) 第 1 項に規定する訴えは、商務裁判所に請求される。

第 47 条

第 46 条に規定する訴訟による解決以外に、当事者は当該紛争を仲裁その他の紛争解決方法によって解決することができる。

第 48 条

第 39 条及び第 41 条に規定する訴訟手続きは、第 24 条、第 28 条及び第 46 条の規定を準用する。

第 IX 章 仮処分の決定

第 49 条

損害を受けた者は、十分な証拠に基づいて、商務裁判所裁判官に対して以下の事項に関する仮処分の決定を申請することができる。

- (a) 産業意匠権の侵害に関する製品を含む差止め
- (b) 産業意匠権の侵害に関する証拠の保全

第 50 条

第 49 条に規定する仮処分の決定がなされたとき、商務裁判所は、その行為を行った側に直ちに通知し、その説明を聞く機会を与える。

第 51 条

商務裁判所の裁判官が仮処分の決定をしたとき、当該訴えを審理した商務裁判官は、第 49 条の規定に関する決定を、変更するか、取消すか、確認するかの判断を、当該仮処分の決定発行の日から 30 日以内にしなければならない。

第 52 条

仮処分の決定を商務裁判所が取消すとき、損害を受けたと感じる者は、当該仮処分によって生じたすべての損害に対して、仮処分の申請をした者に損害賠償を請求することができる。

第 X 章 捜査

第 53 条

- (1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、その義務と責任の範囲が知的財産権行政を含む特定の国家公務員に対して、産業意匠の分野における犯罪行為を捜査するために、1981年刑事訴訟に関する法律第8号に規定する捜査官としての特権を与える。
- (2) 第1項の捜査官は、次の権利を有する。
 - (a) 産業意匠の分野における犯罪行為に関する報告又は関連情報の真偽を取り調べること。
 - (b) 産業意匠の分野における犯罪行為を行った嫌疑のある者を取り調べること。
 - (c) 産業意匠の分野における犯罪行為発生に関連する者から情報及び証拠を求めること。
 - (d) 産業意匠の分野における犯罪行

為に関連する帳簿、記録、その他の書類を捜査すること。

- (e) 帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所を捜査すること。
- (f) 産業意匠の分野における刑事訴訟の証拠になり得る材料及び/又は侵害製品を差し押さえること。
- (g) 産業意匠の分野における犯罪行為の捜査義務を実行するに当たって、専門家の協力を要請すること

(3) 第1項の文民捜査官は、インドネシア共和国国家警察捜査官に対して捜査の開始と捜査の結果を報告する。

(4) 捜査が終了したとき、第1項に規定する文民捜査官は、1981年刑事訴訟に関する法律第8号第107条の規定に従い、インドネシア共和国国家警察を通して捜査の結果を検察官に報告する。

第 XI 章 刑事規定

第 54 条

- (1) 故意に権利なく第9条に規定する行為を行った者は、最高4年の禁固刑及び/又は最高 Rp300,000,000(三億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (2) 故意に権利なく第8条、第22条又は第32条に規定する行為を行った者は、最高1年の禁固刑及び/又は最高 Rp45,000,000(四千五百万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (3) 第1項及び第2項に述べる犯罪行為は親告罪である。

第 XII 章 経過規定

第 55 条

- (1) 本法施行前6ヶ月以内に産業意匠を公表した創作者は、本法に基づいて出願をすることができる。
- (2) 第1項に規定する出願は本法施行の日から6ヶ月以内に出願されなければならない。

第 XIII 章 終則

第 56 条

本法の施行により、1984 年工業に関する法律第 5 号第 17 条(1984 年インドネシア共和国官報第 22 号、インドネシア共和国官報補足第 3274 号) は失効する。

第 57 条

本法は制定の日から施行される。

添付資料3

商標法

2001年法律第8号
2001年8月1日改正

第1章 総則

第1条

この法律において、

- (1) 「標章」とは、図形、名称、語、文字、数字、色の組合せ又はこれらの構成要素の結合から成る標章であって、識別力を有し、かつ、商品又は役務の取引に使用されるものをいう。
- (2) 「商標」とは、当該商品を他の同種の商品から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引にかかる商品に使用される標章をいう。
- (3) 「サービスマーク」とは、当該役務を他の同種の役務から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同で又は法人により取引にかかる役務に使用される標章をいう。
- (4) 「団体標章」とは、当該商品及び/又は役務を他の同種の商品又は役務から識別するために、複数の者又は法人により共同で同じ特徴を有する取引にかかる商品又は役務に使用される標章をいう。
- (5) 「出願」とは、標章登録の出願であって、総局に申請されるものをいう。
- (6) 「出願人」とは、出願を申請する者をいう。
- (7) 「審査官」とは、その専門知識により大臣令により標章審査の実務を遂行する者として任命され、標章出願に対する審査を行うことを任務とする者をいう。
- (8) 「代理人」とは、知的財産コンサルタントをいう。
- (9) 「大臣」とは、その業務及び責任の一部が標章を含む知的財産の分野の発展にかかる省の大臣をいう。
- (10) 「総局」とは、大臣の配下にある省に含まれる知的財産総局をいう。
- (11) 「出願日」とは、方式要件を満たした出願が受理された日をいう。
- (12) 「知的財産コンサルタント」とは、知的財産の分野における専門家であって、特許、商

標、産業意匠及びその他の知的財産の出願及び手続きの分野における役務を専門に提供し、知的財産コンサルタントとして総局に登録された者をいう。

- (13) 「実施権」とは、すでに登録された標章の所有者から他者に対して与えられる許可であって、特定の期間内に登録された商品及び/又は役務の全部又は一部について当該標章を使用する権利の付与(移転ではない)に基づくものをいう。
- (14) 「優先権」とは、工業所有権のためのパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において最初にされた出願の出願人が、最初の出願の出願日が、前記2協定のいずれかの加盟国における後の出願が前記パリ条約に規定される期間内になされる限り、その後の出願の優先日として認められるための権利をいう。
- (15) 「日」とは、実働日をいう。

第2章 標章の範囲

第1節 通則

第2条

本法において規定される標章とは、商標及びサービスマークを含む。

第3条

標章に対する権利とは、当該標章を自ら使用するか、又は他者に対してその使用を許諾するために、標章原簿に登録されている標章の所有者に対して一定の期間国が与える特権をいう。

第2節 登録を受けることができない標章及び拒絶される標章

第4条

標章は、善意のない出願人によってなされた出願されたに基づいて登録を受けることができない。

第5条

標章は、次に掲げるいずれかに該当するとき、登録を受けることができない。

- (a) 現行法規、宗教規範、道徳又は公共の秩序に反するもの。
- (b) 識別力を有さないもの。

- (c) 既に公共財産となっているもの。
- (d) 登録を出願している商品又は役務の説明又は関連事項であるもの。

第 6 条

- (1) 標章登録出願は、次に該当するとき、総局により拒絶されなければならない。
 - (a) 同種の商品及び/又は役務に対して、先に登録された他者の所有する標章と要部又は全体において同一性を有するとき。
 - (b) 同種の商品及び/又は役務に対して、他者の所有する著名商標と要部又は全体において同一性を有するとき。
 - (c) 同種の商品及び/又は役務に対して、他者の所有する著名な地理的表示と要部又は全体において同一性を有するとき。
- (2) 第 1 項(b)の規定は、さらに政令で規定する条件を満たす限り、同一でない商品又は役務に対しても適用する。
- (3) 標章は、次に該当するときも総局により拒絶されなければならない。
 - (a) 著名な人物の名前、他人の所有する法人名を構成するとき。ただし、権利者から書面による合意を得た場合を除く。
 - (b) 国家又は政府機関の名称又は略称、旗、表象、象徴又は徽章を模倣するか、若しくはそれと類似するとき。ただし、権利者から書面による合意を得た場合を除く。
 - (c) 国家又は政府機関によって使用される署名又は印又は印鑑を模倣するか、それと類似するとき。ただし、権利者から書面による合意を得た場合を除く。

第 III 章 標章登録出願

第 1 節 出願の要件と手続き

第 7 条

- (1) 出願は以下の項目をインドネシア語で記載して総局に対して申請されなければならない。
 - (a) 年月日
 - (b) 出願人の完全な氏名、国籍、住所

- (c) 出願が代理人を通して申請される場合、代理人の完全な氏名及び住所
- (d) 登録を申請する標章が色彩の要素を使用する場合、その色彩の名前
- (e) 出願が優先権を伴って申請される場合、最初の出願の国名と日付

- (2) 出願は出願人又は代理人によって署名される。
- (3) 第 2 項の出願人は、単独の個人又は共同する複数の者又は法人より構成することができる。
- (4) 出願は手数料支払の証明を添付される。
- (5) 当該表彰に対して出願が複数の者により共同で申請されるとき、それらの内一名の住所を全員の代表住所として選択した上で、全員の氏名を記載する。
- (6) 第 5 項の出願の場合、代表させる複数の出願人の同意書の提出により、当該標章に対する権利を有する出願人の内一名によって署名される。
- (7) 第 5 項の出願が代理人を通して申請されるとき、そのための委任状は当該標章に対する権利を有する者全員によって署名される。
- (8) 第 7 項の代理人は、総局に登録された知的財産コンサルタントである。
- (9) 知的財産コンサルタントとして任命される条件に関する規定は、政令で定め、その任命手続きは大臣令で定める。

第 8 条

- (1) 商品及び/又は役務の 2 以上の類に対する出願は、ひとつの出願で行うことができる。
- (2) 第 1 項の出願は、その登録が出願された類に属する商品及び/又は役務の種類を明記しなければならない。
- (3) 第 1 項の商品又は役務の分類は、さらに政令で定める。

第 9 条

出願の要件及び手続きに関する規定は、さらに政令で定める。

第 10 条

- (1) インドネシア共和国外に住所又は居所を有する出願人によってなされる出願は、インドネシアに代理人を通して申請されなければならない。

- (2) 第 1 項の出願人は、インドネシアにおける法的住所として、代理人の住所を選択しなければならない。

第 2 節 優先権の主張を伴う標章登録出願

第 11 条

優先権を伴う出願は、工業所有権保護のためのパリ条約又は世界貿易機関設立条約の加盟国において最初に受理された標章出願の日から起算して 6 ヶ月以内に行われなければならない。

第 12 条

- (1) 本章第 1 節の規定に従う以外に、優先権の主張を伴う出願には、当該優先権を生じる最初の標章登録出願受理に関する証明書類を添付しなければならない。
- (2) 第 1 項の優先権証明書は、インドネシア語に翻訳される。
- (3) 第 11 条の優先権の主張を伴う出願を行う権利の消滅後、3 ヶ月以内に第 1 項及び第 2 項の規定に従わないときは、当該出願は手続きが継続するが、優先権主張は伴わない。

第 3 節 標章登録要件の具備の審査

第 13 条

- (1) 総局は、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定する標章登録要件の具備に関する審査を行う。
- (2) 第 1 項の要件が満たされないとき、総局は、標章局からの当該不備の補正を要求する通知の送付の日から遅くとも 2 月以内に当該不備を補正するよう要求する。
- (3) 当該不備が第 12 条の要件に関するときは、当該要件の不備の補正期間は、優先権の主張を伴う出願期間満了の日から遅くとも 3 ヶ月以内である。

第 14 条

- (1) 当該要件の不備が第 13 条第 2 項の期間内に補正されないときは、総局は出願人又は代理人に出願は取下げられたものとみなされたことを通知する。
- (2) 第 1 項に述べる、取下げられたとみなされた出願の場合、すでに総局に納付された手数料はすべて返還されることはない。

第 4 節 標章登録出願の受理時

第 15 条

- (1) 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に述べる方式要件の全てが具備されているとき、出願に出願日が与えられる。
- (2) 第 1 項の出願日は、総局により記録される。

第 5 節 標章登録出願の変更及び取下

第 16 条

出願の変更は、出願人又は代理人の名義及び/又は住所の変更に対してのみ許可される。

第 17 条

- (1) 出願は、総局からの決定を受けていない限り、出願人又は代理人により取下げることができる。
- (2) 第 1 項の取下が代理人により行われるとき、その取下は、当該取下にかかる委任状に基づき行われなければならない。
- (3) 出願が取下げられるとき、すでに総局に納付された手数料はすべて返還されることはない。

第 IV 章 標章登録

第 1 節 実体審査

第 18 条

- (1) 第 15 条に規定する出願日から 30 日以内に、総局は出願に対する実体審査を行なう。
- (2) 第 1 項の実体審査は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定に基づいて行われる。
- (3) 第 1 項の実体審査は、9 ヶ月以内に終了する。

第 19 条

- (1) 実体審査は総局の審査官によって行われる。
- (2) 審査官は、その専門知識により実務を遂行する者として、特定の要件及び資質に基づいて大臣により任免される公務員である。
- (3) 審査官は、現行の法規に従い、地位、手当、その他の権利を与えられる。

第 20 条

- (1) 審査官が実体審査結果として、出願が登録を認められると報告したとき、総局長の承認により、当該出願は標章公報にて公告される。
- (2) 審査官が実体審査結果として、出願は登録できない、又は拒絶されると報告したとき、総局長の承認により、そのことは書面により出願人又は代理人に理由を付して通知される。
- (3) 第 2 項の通知を受領した日から 30 日以内に、出願人又は代理人は反論又は意見を理由と共に届け出る。
- (4) 出願人又は代理人が第 3 項の反論又は意見を届け出ないとき、総局は当該出願の拒絶を決定する。
- (5) 出願人又は代理人が第 3 項の反論又は意見を届け出て、審査官が当該意見は承認できると報告したとき、総局長の承認により、当該出願は標章公報にて公告される。
- (6) 出願人又は代理人が第 3 項の反論又は意見を届け出て、審査官が当該意見は承認できないと報告したとき、総局長の承認により、当該出願は拒絶を決定される。
- (7) 第 4 項及び第 6 項の拒絶の決定は、書面にて出願人又は代理人に理由を付して通知される。
- (8) 出願が拒絶されるとき、すでに納付された手数料は返還されない。

第 2 節 出願公告

第 21 条

登録出願が承認された日から 10 日以内に、総局は当該出願を標章公報にて公告する。

第 22 条

公告は、3 ヶ月間継続して次のように行われる。

- (a) 総局により定期的に発行される標章公報に掲載される。及び/又は
- (b) 総局により提供される専用の設備に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように設置される。
- (c) 出願公告の開始日は、総局により標章公報に記録される。

第 23 条

公告は、次に掲げる事項を記載して行われる。

- (a) 出願人の氏名及び住所、並びに出願が代理人を通じて行われるときは、代理人を含む。
- (b) 登録が出願される標章にかかる商品及び/役務の類及び種類。
- (c) 出願日。
- (d) 出願が優先権主張を伴ってなされた場合、最初の出願の国及び日。
- (e) 以下を含む商標の見本。色彩に関する情報、並びに標章が外国語及び/又はインドネシア語において通常使用されないローマ字及び/又は数字以外の文字を使用する場合、そのインドネシア語、インドネシアにて通常使用されるローマ字又は数字、及びローマ字での表記方法並びに訳及び標章の見本。

第 3 節 異議申立及び答弁

第 24 条

- (1) 第 22 条の公告期間中、何人も当該出願について総局に対して手数料の支払いにより書面にて異議を申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の異議申立は、登録出願された標章が本法に基づいて登録を受けることができないか、又は拒絶されるべきであるという証拠を伴った十分な理由があるときに、行うことができる。
- (3) 第 1 項の異議申立のあるときは、総局は、異議申立の受理の日から遅くとも 14 日以内に、出願人又は代理人に対し、当該異議申立を内容とする文書の副本を送達する。

第 25 条

- (1) 出願人又は代理人は、総局に対して第 24 条の異議申立に対する答弁を提出する権利を有する。
- (2) 第 1 項の答弁は、総局により送達された異議申立の副本の受領の日から遅くとも 2 ヶ月以内に書面にて提出される。

第 4 節 再審査

第 26 条

- (1) 異議及び/又は答弁のあったとき、総局は当該異議及び/又は答弁を、21 条に規定する公告の終了後実施する再審査の検討資料と

- して利用する。
- (2) 第 1 項に述べる出願の再審査は、公告期間の終了後2ヶ月以内に終了する。
 - (3) 総局は、第 1 項及び第 2 項の再審査の結果を、異議申立人に書面で通知する。
 - (4) 審査官が、異議を承認するという再審査結果を報告したとき、総局は出願人に出願は登録できない又は拒絶されることを書面で通知する。その後出願人または代理人は審判請求をすることができる。
 - (5) 審査官が、異議を承認しないという再審査結果を報告したとき、総局長の承認により、出願は標章原簿に登録することを認められなかったと宣言される。

第 27 条

- (1) 第 24 条の異議の申立てがないとき、総局は公告期間の終了後 30 日以内に、商標登録証を発行し、出願人又は代理人に与える。
- (2) 第 26 条第 5 項に規定する異議が承認されないとき、総局は当該出願が標章原簿への登録を認められた日から 30 日以内に、商標登録章を発行し、出願人又は代理人に与える。
- (3) 第 1 項の商標登録証には以下の事項を記載する。
 - (a) 登録された標章の所有者の氏名と完全な住所
 - (b) 第 10 条に基づく出願の場合、代理人の氏名及び完全な住所
 - (c) 出願の申請日及び受理日
 - (d) 優先権主張を伴う出願の場合、最初の出願の国名及び日付
 - (e) 登録された標章の見本、及び商標が色彩を構成要件とする場合は色彩の情報、及び標章が外国語及び/又はローマ字以外の文字及び/又は数字であってインドネシア語において通常使用されないものを使用する場合は、そのインドネシア語訳及びローマ字及び数字であってインドネシア語で通常使用されるもの、並びにローマ字での表記方法
 - (f) 登録番号及び登録日
 - (g) 登録された商品及び/又は役務の類及び種類
 - (h) 標章の登録期間
- (4) 何人も、手数料の支払いにより標章原簿に

登録された標章の登録証の抄録を申請することができる。

第 5 節 登録標章の保護期間

第 28 条

登録標章は出願日から 10 年間法的に保護され、その保護期間は延長できる。

第 4 節 審判の請求

第 29 条

- (1) 審判の請求は、第 4 条、第 5 条又は第 6 条に述べる実体的事項に関する理由及び判断の根拠を付して出願の拒絶に対して行うことができる。
- (2) 審判の請求は、出願人又は代理人により、標章審判委員会に対して、総局に宛てたその副本を付して書面にて行われる。
- (3) 審判の請求は、実体審査の結果としての出願の拒絶に対して、完全な異議の説明と理由とともに請求される。
- (4) 第 3 項の理由は、拒絶された出願の補正又は補完であってはならない。

第 30 条

- (1) 審判の請求は、出願の拒絶通知の日から遅くとも 3 ヶ月以内に行われる。
- (2) 第 1 項の期間が審判請求のないまま徒過したとき、出願の拒絶は、出願人によって受諾されたものとみなされる。
- (3) 第 2 項の出願の拒絶が出願人により受諾されたとき既にみなされたとき、総局は、標章原簿にその拒絶を記録し、公告する。

第 31 条

- (1) 標章審判委員会の審決は、審判請求の受理の日から遅くとも 3 ヶ月以内に下される。
- (2) 標章審判委員会が、審判請求を承認するとき、総局は、すでに標章公報にて公告された出願を除き、第 21 条の公告を行う。
- (3) 標章審判委員会が、審判請求を拒絶するとき、出願人又は代理人は、当該拒絶の審決受理の日から 3 ヶ月以内に、審判請求の拒絶に対する不服を商務裁判所に申し立てることができる。
- (4) 第 3 項の商務裁判所の判決に対して、最高裁判所にのみ不服が申し立てることができる。

る。

第 32 条

審判の請求手続き、審理及び終結については、さらに大統領令で定める。

第 7 節 標章審判委員会

第 33 条

- (1) 標章審判委員会は、独立した特別機関であって、知的財産の分野に属する省内にある。
- (2) 標章審判委員会は、委員を兼任する 1 名の委員長、委員を兼任する 1 名の副委員長及び必要とされる分野における複数の専門家及び上級審査官から構成される。
- (3) 第 1 項の標章審判委員会の構成員は、大臣により 3 年の任期をもって任免される。
- (4) 委員長と副委員長は標章審判委員会の構成員から同構成員により選出される。
- (5) 審判請求の審理のために、標章審判委員会は少なくとも 3 名よりなる奇数人数の合議体を形成し、その内 1 名は出願の実体審査を行わなかった上級審査官である。

第 34 条

標章審判委員会の組織構成、職務及び機能についてはさらに政令で定める。

第 8 節 登録標章の保護期間の延長

第 35 条

- (1) 登録標章の所有者は、毎回同期間の延長申請をすることができる。
- (2) 第 1 項の延長申請は、当該登録標章の保護期間が満了する前 12 ヶ月間、標章所有者又はその代理人により書面にて行われる。
- (3) 第 2 項の登録標章の保護期間の延長申請は総局に対して行われる。

第 36 条

登録標章の保護期間の延長申請は、次に掲げる場合に承認される。

- (a) 当該標章がその標章登録証に記載されているような商品又は役務に現に使用されている場合。及び
- (b) (a)に述べる商品又は役務が現に生産及び取引されている場合。

第 37 条

- (1) 第 35 条及び第 36 条の規定を満たさないとき、登録標章の保護期間の延長申請は総局により拒絶される。
- (2) 当該標章が、他者が所有する著名商標と全体又は要部において同一性を有するとき、延長申請は総局により拒絶される。
- (3) 延長申請の拒絶は、標章の所有者又はその代理人に対してその理由を付して書面にて通知される。
- (4) 第 1 項及び第 2 項に述べる延長申請の拒絶に対する不服は、商務裁判所に対して申し立てることができる。
- (5) 第 3 項の商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。

第 38 条

- (1) 登録標章の保護期間の延長は、標章原簿に登録され、標章公報にて公告される。
- (2) 登録標章の保護期間の延長は、標章の所有者又はその代理人に対して書面にて通知される。

第 9 節 登録標章の所有者の名義及び/又は住所の変更

第 39 条

- (1) 登録標章の所有者の名義及び/又は住所の変更は、手数料の支払いにより、標章原簿に登録されるために、当該変更の証明に関する認証謄本を添付し、総局に対して届け出る。
- (2) 登録標章の所有者の名義及び/又は住所の変更であって、総局により既に登録されたものは、標章公報に公告される。

第 V 章 登録標章に対する権利の移転

第 1 節 権利の移転

第 41 条

- (1) 登録標章に対する権利は、次に掲げる方法で移転することができる。
 - (a) 相続。
 - (b) 遺言。
 - (c) 贈与。
 - (d) 契約。

- (e) 法律により認められたその他の理由。
- (2) 第 1 項の標章に対する権利の移転は、標章原簿に記録するように総局に対して申請しなければならない。
 - (3) 第 1 項の標章に対する権利の移転には、それを確認する書類を添付する。
 - (4) 第 2 項の登録標章に対する権利の移転であって、すでに記録されたものは、標章公報にて公告される。
 - (5) 登録標章に対する権利の移転であって、標章原簿に記録されないものは、第三者に対して法的効力を有さない。
 - (6) 第 1 項の標章に対する権利の移転の登録は、本法で定める手数料の支払いを要する。

第 41 条

- (1) 登録標章に対する権利の移転は、その標章にかかる名声、評判又はその他当該標章に関連する事項の移転を伴う。
- (2) 役務に関する標章であって、当該役務を与える個人の能力、資質及び技量から分離することができないものに対する権利は、役務の提供の質に対する保証を義務づける規定をもって移転することができる。

第 42 条

標章に対する権利の移転は、その標章が商品又は役務の取引に使用される予定であるという譲受人の書面による宣言を付した場合にのみ、総局により登録される。

第 2 節 使用許諾

第 43 条

- (1) 登録標章の所有者は、使用権者が当該標章を商品又は役務の一部又は全部に対して使用するという契約により、他者に対して使用許諾を与える権利を有する。
- (2) 使用許諾契約は、別途契約のない限り、インドネシア共和国の領土全体において、当該標章の保護期間を超えない期間に対して与えられる。
- (3) 使用許諾契約は、手数料の支払いにより、総局に対して記録されるよう申請されなければならない。使用許諾契約の記録による法的効果は、関係当事者及び第三者に対して有効である。
- (4) 第 3 項の使用許諾契約は、総局により標章

原簿に記録され、標章公報にて公告される。

第 44 条

第 43 条第 1 項に述べる他人に実施許諾を与えた登録標章の所有者は、別途契約のない限り、引き続き自身で使用するか、又は当該標章の使用について他の第三者に使用許諾を与えることができる。

第 45 条

使用許諾契約の中で、使用権者は、さらに第三者に実施権を与えることができると規定することができる。

第 46 条

使用権者によるインドネシアにおける登録標章の使用は、標章の所有者によるインドネシアにおける当該標章の使用と同等と認められる。

第 47 条

- (1) 使用許諾契約は、直接又は間接にインドネシア経済に被害をもたらす規定や、一般的技術の修得及び発展におけるインドネシア国民の能力を妨げる制限を含むものであってはならない。
- (2) 総局は、第 1 項の禁止事項を含む使用許諾契約の記録を拒絶しなければならない。
- (3) 総局は、第 2 項の拒絶の通知を、標章所有者又は代理人及び実施権者に対して理由と共に書面で通知する。

第 48 条

- (1) 善意の使用権者であって、その後その標章が、すでに登録された別の標章に要部又は全体が類似していることに基づいて拒絶されたものは、依然として、当該使用許諾の期間が終了するまでの間、当該使用許諾契約を実施する権利を有する。
- (2) 第 1 項の使用権者は、拒絶された使用許諾者に対して本来支払うべき使用料を引き続き支払わなくてもよいが、その代わりに拒絶されなかった方の標章所有者に対して使用料を支払わなければならない。
- (3) 使用許諾者が、すでに使用権者から一括的にて使用料を受け取ったとき、当該使用許諾者はすでに受け取った使用料の一部を、使用許諾の残存期間に比例した分、拒絶されなかった標章の所有者に対して支払わな

なければならない。

第 49 条

使用許諾の記録の要件及び手続き並びに本法の使用許諾に関する規定は、さらに大統領令で定める。

第 VI 章 団体標章

第 50 条

- (1) 団体標章としての商標又はサービスマークの登録出願は、当該登録出願において当該標章が団体標章として使用される旨が明確に宣言された場合にのみ認められる。
- (2) 第 1 項の団体標章の使用に関する確認の他に、当該出願は、当該標章の所有者全員により署名された団体標章としての当該標章の使用規程の謄本も添付しなければならない。
- (3) 第 2 項の団体標章の使用規程には、特に次に掲げる事項が含まれていなければならない。
 - (a) 生産及び取引される商品又は役務の性質、共通の特徴又は品質。
 - (b) 当該標章の使用を効果的に管理するための団体標章の所有者に対する規定。
 - (c) 団体標章の使用規程の違反に対する制裁。
- (4) 第 3 項の規定は、標章原簿に登録され、標章公報に公告される。

第 51 条

団体標章の登録出願に対して、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、及び第 50 条の要件具備の審査を行う。

第 52 条

団体標章の登録出願に対する審査は、第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定により行われる。

第 53 条

- (1) 団体標章の使用規程の変更は、当該変更の証明に関する認証謄本を添付し、標章局に対して記録の申請をしなければならない。
- (2) 第 1 項の変更は、標章原簿に登録され、標章公報に公告される。
- (3) 団体標章の使用規程の変更は、標章原簿

に登録された後、第三者に対して効力を発生する。

第 54 条

- (1) 登録団体標章の所有権は、当該団体標章の使用規程に従い効果的な管理を行うことができる譲受人にのみ移転が可能とされる。
- (2) 第 1 項の登録団体標章に対する権利の移転は、標章局に登録の申請を行わなければならない。
- (3) 第 2 項に述べる権利の移転は、標章原簿に登録され、かつ、標章公報に公告される。

第 55 条

登録団体標章は、他者に使用許諾を与えることができない。

第 VII 章 地理的表示及び原産地表示

第 1 節 地理的表示

第 56 条

- (1) 地理的表示であって、自然的要因、人間的要因、又はこれらの組合せを含む地理的範囲の要因のために、生産された商品に特定の特徴及び品質を与えるものは、商品原産地を示す標章として保護される。
- (2) 地理的表示は以下の者の申請に基づいて保護される。
 - (a) 当該商品を産出する地域の社会を代表する組織であって、次の者から構成されるもの。
 1. 自然商品、天然資源商品を生産する者
 2. 農産物を生産する者
 3. 手工芸品又は工業製品を生産する者
 4. 上記商品を販売する者
 - (b) これに関する権利を受けた者
 - (c) 当該商品の消費者団体
- (3) 第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 25 条の公開に関する規定は、地理的表示の登録出願にも適用する。
- (4) 地理的表示の登録出願は、以下に該当するとき総局によって拒絶される。
 - (a) 宗教規範、道徳、公共の秩序に反するか、又は特質、品質、原産地、生産工程又は使用等の特徴について社会を

誤認混同させる。

- (b) 地理的表示としての条件を満たさない。
- (5) 第 4 項の拒絶に対して、標章審判委員会に対して審判の請求ができる。
- (6) 第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条の規定は、第 5 項の審判請求にも適用する。
- (7) 登録された地理的表示は、当該地理的表示の保護の根拠になる特質や品質が存在する限り、法的保護を受ける。
- (8) 地理的表示としての登録出願時又はそれ以前に、第 2 項の規定により登録を受ける権利のない者が善意に標章の使用をしたとき、当該善意の者は、当該標章が地理的表示として登録された日から 2 年間引き続いて当該標章を使用することができる。
- (9) 地理的表示の登録手続きに関するさらなる規定は政令で定める。

第 57 条

- (1) 地理的表示の権利を有する者は、許可なく地理的表示を使用する者に対して、損害の賠償、使用の停止、当該許可なく使用された地理的表示をしたラベルの廃止を請求することができる。
- (2) 権利が侵害された者の被害の拡大を防ぐために、裁判官は侵害者に製造と複製の停止を命じ、かつ当該不法な地理的表示を使用したラベルを廃棄するように命じることができる。

第 58 条

第 XII 章の仮処分に関する規定は、地理的表示の権利行使に対しても適用する。

第 2 節 原産地表示

第 59 条

以下に該当する原産地表示は、標章として保護を受ける。

- (a) 第 56 条第 1 項の規定を満たすが、登録されないもの。又は
- (b) 商品又は役務の出所のみ示すもの

第 60 条

第 57 条及び第 58 条の規定は、原産地表示にも適用する。

第 VIII 章 標章登録の抹消及び取消

第 1 節 抹消

第 61 条

- (1) 標章原簿からの標章登録の抹消は、総局により職権で又は当該標章の所有者の請求に基づいて行われる。
- (2) 総局の職権による標章登録の抹消は、次に該当するときに行うことができる。
- (a) 標章が、総局により認められる理由がある場合を除き、登録の日又は最後に使用した日から継続して 3 年以上商品及び/役務の取引に使用されていない場合。
- (b) 標章が、登録標章と合致しない標章の使用を含め、登録出願された商品又は役務の種類と一致しない商品及び/役務の種類に使用されている場合。
- (3) 第 2 項(a)の理由とは、次に掲げることである。
- (a) 輸入の禁止。
- (b) 当該標章を使用した商品の流通の許可に関する禁止又は権限ある当局からの暫定的な決定。又は
- (c) 政令で定められたその他の同様の禁止。
- (4) 第 2 項の標章登録の抹消は、標章原簿に記録され、かつ、標章公報に公告される。
- (5) 第 2 項の標章登録の抹消の決定に対する不服申立は、商務裁判所に提起することができる。

第 62 条

- (1) 出願人又は代理人による標章登録の抹消の請求は、商品及び/又は役務の一部分又は全部について、総局に対して行われる。
- (2) 第 1 項の標章が、なお使用許諾契約に拘束されているとき、当該抹消は、そのことが使用権者により書面にて承諾された場合のみ行うことができる。
- (3) 第 2 項の承諾に対する適用除外は、使用権者が使用許諾契約において、当該承諾を要さないことに明らかに同意している場合のみ可能とされる。
- (4) 第 1 項の標章登録の抹消は、標章原簿に記録され、かつ、標章公報に公告される。

第 63 条

第 61 条第 2 項(a)及び(b)の理由に基づく標章登録の抹消は、第三者による商務裁判書に対する訴訟の形態において請求することもできる。

第 64 条

- (1) 第 63 条の商務裁判所の判決に対しては、最高裁判書にのみ不服を申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の裁判所の判決内容は、当該判決の日以降総局に対して当該裁判所の書記官により送付される。
- (3) 当該標章の抹消の請求が認容され、法的効力を有するとき、総局は、標章原簿から当該標章の抹消を行い、かつ、標章公報にそれを公告する。

第 65 条

- (1) 標章登録の抹消は、総局が標章原簿から当該標章を削除し、当該抹消の理由及び日付を記載することにより行われる。
- (2) 第 1 項の登録の抹消は、抹消の理由及び標章原簿からの抹消の日より当該標章登録証はもはや効力を有していないと宣言された旨を記載して、標章の所有者又はその代理人に対して書面にて通知される。

第 66 条

- (1) 総局は、以下の事項に基づいて団体標章の登録を抹消することができる。
 - (a) 団体標章の全使用者の承認書を伴う、団体標章の所有者自身による請求。
 - (b) 当該団体商標が、総局により認められる理由がある場合を除き、登録の日又は最後に使用した日から継続して 3 年以上商品及び/役務の取引に使用されていないことの十分な証拠。
 - (c) 団体標章が、登録標章と合致しない標章の使用を含め、登録出願された商品又は役務の種類と一致しない商品及び/役務の種類に使用されていることの十分な証拠。
 - (d) 団体標章が、その使用に関する合意事項にしたがって使用されていないことの十分な証拠。

(2) 第 1 項(a)の団体標章の抹消の請求は、総局に対して提出される。

(3) 第 2 項の団体標章の抹消は、標章原簿に登録され、標章公報に公告される。

第 67 条

団体標章の抹消は、第三者により、第 66 条第 1 項(b)(c)又は(d)の理由に基づく商務裁判所に対する訴訟として請求できる。

第 2 節 取消

第 68 章

- (1) 標章登録の取消訴訟は、第 4 条、第 5 条又は第 6 条の理由に基づき利害関係人により提起することができる。
- (2) 登録されていない標章の所有者は、総局に出願を申請した後、第 1 項の訴訟を提起することができる。
- (3) 第 1 項の取消訴訟は、商務裁判所に対して提起される。
- (4) その取消訴訟の請求人又は被請求人がインドネシア共和国外に居住するときは、訴訟は、ジャカルタ商務裁判所に対して提起される。

第 69 条

- (1) 標章登録の取消訴訟は、標章の登録の日より 5 年以内に提起される。
- (2) 当該標章が宗教規範、道徳又は公共の秩序に反するとき、取消訴訟は、期間の定なしに提起することができる。

第 70 条

- (1) 取消訴訟に関する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。
- (2) 第 1 項の裁判所の判決内容は、当該判決の日後、総局に対して関係する書記官により送付される。
- (3) 第 1 項の裁判機関の判決が認容され、既に確定した後、総局は、標章原簿から当該標章登録の取消を行い、標章公報に公告する。

第 71 条

- (1) 標章登録の取消は、総局が標章原簿から当該標章を削除し、当該取消の理由及び日付を記載することにより行われる。

- (2) 第 1 項の登録の取消は、その理由及び標章原簿からの削除の日より当該標章登録証はもはや効力を有していないと宣言された旨を記載して、標章の所有者又はその代理人に対して書面にて通知される。
- (3) 第 1 項の標章原簿からの標章登録の削除は、標章公報に公告される。
- (4) 標章登録の取消及び削除により、当該標章に対する法的保護は終了する。

第 72 条

第 68 条第 1 項の取消事由以外に、団体標章に対しては、当該団体標章が第 50 条第 1 項の規定に反する場合に取消の請求ができる。

第 IX 章 標章行政

第 73 条

本法に規定する標章に関する行政は、総局により行われる。

第 74 条

総局は、標章に関する情報をできるだけ広く一般に提供できるように、全国的な規模で標章の文献・情報網体制を確立する。

第 X 章 手数料

第 75 条

- (1) 標章出願の申請又は更新出願、標章原簿の抄録請求、登録標章所有者の氏名及び/又は住所の変更、使用権の記録、出願に対する異議申立、審判請求及びその他本法で定める事項には、政令で金額を定める手数料の支払いが義務付けられる。
- (2) 第 1 項の支払いの要件、期限及び手続きに関するさらなる規定は、大統領令で定める。
- (3) 総局は、大臣及び財務大臣の承認により、現行法規に基づいて、第 1 項及び第 2 項の手数料による収入を使用することができる。

第 VIII 章 標章の侵害に対する訴訟

第 76 条

- (1) 登録標章の所有者は、権限なくして当該標章とその要部又は全体において類似した標章を商品及び/又は役務に使用する者に対して、次の事項を訴えることができる。

(a) 損害賠償請求、及び/又は

(b) 当該標章の使用にかかるすべての行為の停止

- (2) 第 1 項に述べる訴訟は、商務裁判所に対して提起される。

第 77 条

第 76 条の標章の侵害に対する訴訟は、登録標章の使用権者が、単独で又は当該標章の所有者と共同で提起することができる。

第 78 条

- (1) 審理の係属中に損害がさらに拡大することを防ぐために、原告である標章の所有者又は使用権者の請求に基づき、裁判官は、被告に対して権限なく当該標章を使用した商品又は役務の生産、頒布及び取引を停止するよう命じることができる。
- (2) 被告が権限なくして標章を使用した商品の引渡をもするように求められたとき、裁判官は、裁判所の判決が既に確定した後、当該商品又は商品の相当額の引渡を行うよう命じることができる。

第 79 条

商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ不服を申し立てることができる。

第 2 節 商務裁判所における訴訟手続き

第 80 条

- (1) 標章登録取消訴訟は、被告の住所又は居所がある地方区分の商務裁判所長に請求される。
- (2) 被告がインドネシア国外に住所を有するとき、当該訴訟は中央ジャカルタ商務裁判所に請求される。
- (3) 書記官は、取消の訴えを当該訴えが請求された日に登録し、請求人に対して書記官の署名のある受領書を訴えの登録日と同じ日付で発行する。
- (4) 書記官は、取消の訴えを商務裁判所長に対して訴えの登録日から 2 日以内に送達する。
- (5) 訴え登録の日から最大 3 日以内に、商務裁判所は訴えを検討し、審理の日を決定する。
- (6) 取消の訴えの審理は、訴え登録の日から 60 日以内に行われる。

- (7) 両当事者の召喚は、訴え登録の日から 7 日以内に廷吏により行われる。
- (8) 取消の決定は、訴え登録の日から 90 日以内に下されなければならない、最高裁判所の承認により最大 30 日延長できる。
- (9) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 8 項の取消訴訟の判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない、当該判決に対する法的救済措置が請求されるにも関わらず、前もって有効である。
- (10) 第 9 項の商務裁判所の判決内容は、廷吏により両当事者に、取消判決の言い渡しから 14 日以内に送達される。

第 81 条

第 80 条に規定される訴訟の手続きは、第 76 条の訴訟にも適用する。

第 3 節 上告

第 82 条

第 80 条第 8 項の商務裁判所の判決に対しては、上告のみ請求できる。

第 83 条

- (1) 第 82 条の上告請求は、上告の対象となる判決言い渡し又は両当事者への通知の日から 14 日以内に、当該判決を下した書記官に登録すると共に、請求することができる。
- (2) 書記官は、当該上告が請求された日に上告請求を登録し、上告請求人に対して書記官の署名する受領書を登録受理の日発行する。
- (3) 上告請求人は、第 1 項の上告請求登録の日から 7 日以内に、書記官に対して上告理由書を提出する義務がある。
- (4) 書記官は、上告請求登録の日から 2 日以内に、上告請求と第 3 項に述べる上告理由書を、上告被請求人に通知する義務がある。
- (5) 上告被請求人は、上告被請求人が第 4 項の上告理由書を受理した日から 7 日以内に、答弁書を書記官に提出することができ、書記官は、答弁書が書記官により受理された日から 2 日以内に、答弁書を上告請求人に送達する義務がある。
- (6) 書記官は、第 5 項の期間の経過後 7 日以内に、最高裁判所に対して当該上告書類を送

付する義務がある。

- (7) 最高裁判所は、上告書類を検討し、上告請求が最高裁判所により受理されてから 2 日以内に、審理の日を決定しなければならない。
- (8) 上告書類の審理は、上告書類が最高裁判所に受理された日から 60 日以内に開始される。
- (9) 上告の判決は上告書類が最高裁判所に受理された日から 90 日以内に言い渡されなければならない。
- (10) 当該判決が根拠とする完全に法律的な検討を含む、第 9 項の上告に対する判決は、公開審理の場で一般公衆に告げられなければならない。
- (11) 最高裁判所書記官は、上告判決言い渡しの日から 3 日以内に、上告判決の内容を裁判所書記官に送達しなければならない。
- (12) 廷吏は、上告判決が受理された日から 2 日以内に、第 11 項の判決内容を上告請求人及び上告被請求人に対して送達しなければならない。

第 84 条

本章第 1 節に述べる紛争解決以外に、両当事者は当該紛争を交渉又は代替的紛争解決手段で解決することができる。

第 XII 章 裁判所の仮処分

第 85 条

十分な証拠に基づいて、権利を侵されたは商務裁判所裁判官に、以下に関する仮処分の発行を請求することができる。

- (a) 標章侵害行為に関連する商品が流通することの防止。
- (b) 当該標章侵害に関連する証拠の保全。

第 86 条

- (1) 仮処分の請求は以下の要件に従って、商務裁判所に書面で行われる。
 - (a) 標章所有に関する証拠を添付する。
 - (b) 標章侵害の発生に関する強い徴があるという証拠を添付する。
 - (c) 証明のために要求され、搜索され、収集され及び保全される証拠品及び/又は証拠文献に関する明瞭な説明。

- (d) 標章を侵害すると疑われる者が、容易に証拠を隠滅させる恐れがあること。
 - (e) 現金又は銀行小切手の保証金の支払い。
- (2) 第 85 条の仮処分がなされたとき、商務裁判所は、行為を受けた側に通知し、当該者に意見陳述の機会を与える。

第 87 条

商務裁判所が仮処分決定書を発行したとき、当該紛争を審理した商務裁判所裁判官は第 85 条の仮処分の決定を変更するか、取消すか、支持するかを決定を、当該仮処分の日から 30 日以内にしなければならない。

第 88 条

- (a) 仮処分が支持されたとき、すでに支払われた保証金は、処分申請人に返還され、処分申請人は第 76 条の訴訟を提起することができる。
- (b) 仮処分が取消されたとき、すでに支払われた保証金は、仮処分の結果として、損害賠償として行為を受けた側に与えられる。

第 XIII 章 捜査

第 89 条

- (1) インドネシア共和国警察の捜査官の他に、総局の特定の公務員に、標章分野における犯罪捜査を行うために刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号に述べる捜査官としての特別な権限が与えられる。
- (2) 第 1 項の文民捜査官は、次に掲げる権限を有する。
 - (a) 標章分野における犯罪行為にかかる報告又は情報の信憑性に関する捜査を行うこと。
 - (b) (a)の告発に基づいて、標章分野における犯罪行為をした疑いのある者又は法人に対して捜査を行うこと。
 - (c) 標章分野における犯罪行為に関連して個人又は法人から情報及び証拠物件を求めること。
 - (d) 標章分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録その他の書類の検査を行うこと。
 - (e) 証拠物件、会計帳簿、記録その他の書

類が存在する疑いのある特定の場所において捜査を行い、かつ、標章分野における刑事訴訟において証拠として使用できる侵害の材料及び製品を押収すること。

- (f) 標章分野における犯罪行為の捜査任務を遂行する範囲において専門家の支援を求めること。
- (3) 第 1 項の文民捜査官は、インドネシア共和国警察の捜査官に対して捜査の開始及びその捜査の結果を通知する。
 - (4) 第 1 項の文民捜査官は、刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号第 107 条の規定に留意して、インドネシア共和国警察の捜査官を通じて検察官にその捜査の結果を送致する。

第 XIV 章 罰則

第 90 条

何人も、故意に権利なく他者の所有にかかる登録標章とその全体において同一である標章を、生産及び/又は取引される同種の商品及び/又は役務に使用する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp1,000,000,000 (十億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 91 条

何人も、故意に権利なく他の者又は他の法人の所有にかかる登録標章とその要部において同一である標章を、生産及び/又は取引される同種の商品及び/又は役務に使用する者は、最高 4 年の禁固刑及び/又は最高 Rp800,000,000 (八億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 92 条

- (1) 何人も、故意にかつ権利なくして他者の所有にかかる地理的表示とその全体において同一である標章を、登録された商品と同一又は同種の商品に使用する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp1,000,000,000 (十億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (2) 何人も、故意にかつ権利なくして他の者の所有にかかる地理的表示とその要部において同一である標識を、登録された商品と同一又は同種の商品に使用する者は、最高 4 年の禁固刑及び/又は最高 Rp800,000,000 (八億ルピア)の罰金刑に処せられる。

- (3) 侵害物となる商品への真の原産地の記載又は当該商品が地理的表示に基づき登録され、保護されている商品の模倣品であることを示す語句の記載は、第1項及び第2項の規定の適用を受ける。

第93条

何人も、故意にかつ権限なくして当該商品又は役務の原産地に関して公衆を欺き、又は誤認させるように、商品又は役務の原産地表示に基づき保護されている標識を使用する者は、最高4年の禁固刑及び/又は最高 Rp800,000,000 (八億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第94条

- (1) 何人も、当該商品及び/又は役務は、第81条、第82条、第82A条及び第82B条に述べる侵害物であるということについて知っており又は当然知っているべき者であって、かかる商品及び/又は役務の取引を行った者は、最高1年の禁固刑又は最高 Rp200,000,000 (二億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (2) 第1項の犯罪行為は、侵害である。

第95条

第90条、第91条、第92条、第93条及び第94条に述べる犯罪行為は、親告罪である。

第XV章 経過規定

第96条

- (1) 1997年法律第14号によって改正された標章に関する1992年法律第19号に基づいて申請された出願、登録標章の期間延長、権利移転の記録、名称及び/又は住所の変更、標章登録の抹消又は取消の請求であって、本法施行の日はまだ手続きが完了していないものは、当該法律の規定に基づき手続きを完了させる。
- (2) 1997年法律第14号によって改正された標章に関する1992年法律第19号に基づいて登録された標章であって、本法施行時点で有効なものは、残りの登録期間本法に従って有効である。

第97条

第96条第2項の標章に対して、第4条、第5条

又は第6条の理由に基づき、第68条に述べる商務裁判所に対する取消の訴えが提起できる。

第98条

本法施行の時点で裁判に継続中の標章紛争は、法的に確定した判決を得るまで、引き続き1997年法律第14号によって改正された標章に関する1992年法律第19号に基づいて処理される。

第99条

本法施行の時点で存在する、1997年法律第14号によって改正された標章に関する1992年法律第19号に基づく全ての施行規則は、本法に基づく新しい規則に反しないか又は取り替わらない限り、依然として有効である。

第XVI章 終則

第100条

本法の施行に伴い、1997年法律第14号によって改正された標章に関する1992年法律第19号はもはや効力がない。

第101条

本法は、公布の日から施行する。

添付資料4

著作権法

2002 年法律第 19 号

2002 年 7 月 29 日制定

第 1 章 総則

第 1 条

本法において、

- (1) 「著作権」とは、著作者又は権利を受けた者に与えられる排他的権利であって、現行法規による限定を損なうことなく、その著作物を公表又は複製し、若しくはそのための許可を与えるための権利をいう。
- (2) 「著作者」とは、個人又は共同する複数の者であって、着想によって、思考力、想像力、奇智、技量、又は技能に基づいて、特別かつ個性的な形に表現された著作物を創作する者をいう。
- (3) 「著作物」とは、著作者の作品であって、科学、芸術、文学の分野で獨創性を示すものをいう。
- (4) 「著作権者」とは、著作権の所有者としての著作者、又は著作者からその権利を譲り受けた者、又はその者からさらに権利を譲り受けた者をいう。
- (5) 「公表」とは、インターネットを含むあらゆる媒体を利用して著作物を読解、放送、展示、販売、流通、又は頒布すること、又はいかなる方法によって著作物が何人にも読まれたり、聞かれたり、見られたりするようにすることをいう。
- (6) 「複製」とは、ある著作物の全部又は非常に実質的な一部を、同一又は同一でない材料を使って、恒久的に或は一時的に数を増やすことであり、複写することをいう。
- (7) 「肖像」とは、何らかの方法及び器具を使って、身体の他の部分と共に或は身体の他の部分を含まずに描かれた人の顔の像をいう。
- (8) 「コンピュータープログラム」とは、言語、コード、図、又はその他の形態で表現された

命令の集まりであって、命令の設計のための準備を含み、コンピューターによって解読可能な媒体に組み入れられたとき、コンピューターに特定の作業をさせ、又は特定の結果を得るようにすることができるものをいう。

- (9) 「著作隣接権」とは、著作権に隣接する権利であって、実演者がその実演を複製、放送するための、レコード製作者がそのレコードを複製、賃貸するための、放送事業者がその放送作品を製作、複製又は放送するための排他的権利をいう。
- (10) 「実演家」とは、俳優、歌手、音楽家、舞踏家又は音楽、演劇、舞踊、文学、伝統芸能及びその他の芸術作品を表現し、上演し、公演し、歌い、伝え、朗読し、演じる者達をいう。
- (11) 「レコード製作者」とは、個人又は法人であって、公演又は他の音声を最初に録音し、その音声の録音の実施に責任を負うものをいう。
- (12) 「放送事業者」とは、法人として放送を行う機関であって、有線又は無線、若しくはその他の電磁システムを通じてある放送作品の放送を行うものをいう。
- (13) 「出願」とは、出願人が総局に対して提出する著作物の登録出願をいう。
- (14) 「実施許諾」とは、特定の条件のもとに、その著作物を公表及び/又は複製、若しくはその隣接権を複製するために、著作権者又は著作隣接権者から他人に対して認められた許可をいう。
- (15) 「代理人」とは、本法に規定する知的財産コンサルタントをいう。
- (16) 「大臣」とは、職務と責任の範囲が著作権を含む知的財産権の分野での指導を含む大臣をいう。
- (17) 総局とは、大臣管轄下にある知的財産権総局をいう。

第 2 章 著作権の範囲

第 1 節 著作権の機能と性質

第 2 条

- (1) 著作権とは、著作者及びその権利を譲り受けた者に対して与えられる、著作物を公表又は複製するための権利であって、現行法規による制限に違反することなく、著作物の創作によって自然に発生する権利である。
- (2) 映像作品とコンピュータープログラムに関する著作物の著作者及び/又は著作権者は、商業的利益の為に、他人にその著作物を賃貸する許可を与えたり、他人が許可なく賃貸する事を禁じる権利を有する。

第3条

- (1) 著作権は、動産と見なされる。
- (2) 著作権は次の理由により全部又は一部が移転又は譲渡される。
 - (a) 相続
 - (b) 贈与
 - (c) 遺言
 - (d) 書面による契約 又は
 - (e) 法律規則によって正当と認められる他の原因

第4条

- (1) 著作者が所有する著作権は、その著作者の死亡後、遺産相続人又は遺言による相続人の所有となり、その著作権を剥奪することはできない。
- (2) 公表されない著作権は、その著作者の死亡後、遺産相続人又は遺言による相続人の所有となり、その著作権を剥奪することはできない。

第2節 著作者

第5条

- (1) 反証されない限り、次の者が著作者として見なされる。
 - (a) 氏名が法務省の著作権原簿及び著作権登録公報に記載されている者
 - (b) 氏名が著作者として著作物の中で述べられているか、公表されている者
- (2) 反証されない限り、書面の資料を使わず、かつ著作者が誰であるかという通知がない講演では、講演者が、その講演の著作者と見な

される。

第6条

著作物が二人又はそれ以上の者が創作したいくつかの部分より構成されるとき、著作者と見なされるのはその著作物の全部を完成することを指導、監督した者であると見なされ、そのような者が存在しない場合には、著作物のそれぞれの部分の著作権を侵害することなく、著作物をまとめた者であると見なされる。

第7条

著作物が一人の者によって設計され、その設計者の指導監督のもとに他の者によって具現化され、実行されるとき、著作者はその著作物を設計した者である。

第8条

- (1) ある著作物が他人との雇用関係の下で職場において作られるとき、その者のためにその著作物が作られた者が著作権者となる。ただし、その著作物が職務関係を超えて利用されるとき、著作者としての製作者の権利を損なわない範囲で双方の間に別途契約がある場合はこの限りではない。
- (2) 第1項の規定は、雇用関係の下で発注される注文に基づいて他人が創作する著作物についても適用される。
- (3) 著作物が職務関係の下で創作されるか又は注文に基づいて創作されるときには、その著作物を創作する者が著作者であり著作権者であると見なされる。但し、双方の間に別途契約がある場合は除く。

(訳者注:「雇用関係」が定常的雇用関係を意味するのに対して、「職務関係」は非定常的雇用関係又は一時的契約関係を意味する。)

第9条

ある法人が、著作者として個人の氏名を述べることなく、その法人が源である著作物を公表するとき、反証されない限り、その法人が著作者であると見なされる。

第3節 著作者が不明の著作物に関する著作権

第10条

- (1) 有史前、有史後の遺跡、その他の国家的文化資産については、国が著作権を有する。
- (2) 例えば昔話、民話、おとぎ話、神話、歴史、民芸品、振り付け、舞踊、書及びその他の芸術作品のように、共有物となっている民衆の文化資産は、国が著作権を有する。
- (3) インドネシア国民でない者が、第2項の著作物を発表し複製するためには、管轄機関から事前に許可を得なければならない。
- (4) 本条に規定する国有著作権に関する更なる規定は、政令で定められる。

第11条

- (1) ある著作物について著作者が不明であり、かつその著作物がまだ発行されていないとき、著作者の利益のために国がその著作物の著作権を有する。
- (2) ある著作物がすでに発行されているが著作者が不明なとき、又はその著作物に著作者のペンネームのみが表示されているとき、著作者の利益のために発行者がその著作物の著作権を有する。

第4節 著作権が保護される著作物

第12条

- (1) 本法で保護される著作物は、科学、芸術、文学の分野の著作物で次のような作品を含む。
 - (a) 書籍、コンピュータープログラム、パンフレット、発行物の印刷レイアウト、及びその他すべての文字によって書かれた作品
 - (b) 講演、講義、演説及びその他の著作物で、口頭で表現されたもの
 - (c) 教育と科学の目的のために作成された視覚教材
 - (d) 歌又は音楽で、歌詞を有するもの及び有しないもの
 - (e) 演劇、ミュージカル、振り付け、舞踏、ワヤン影芝居、パントマイム

(f) 絵画、絵図、彫り物、書、彫刻、銅像、コラージュ、及び応用美術等のあらゆる形態の芸術作品

(g) 建築物

(h) 地図

(i) パティック

(j) 写真

(k) 映画

(l) 翻訳、通訳、脚色、選集、データベース及びその他の作品で、形態の変化によるもの

(2) (l)号に規定する作品は、元の作品に関する著作権を侵害することなく、個別の作品として保護される。

(3) 第1項及び第2項に規定する保護には、非公開又は未発表の著作物であるが、すでに明確なある単位の形態となっており、その複製が可能であるものを含む。

第13条

- (1) 次に対する著作権は存在しない。
 - (a) 国家機関の公開審議の結果。
 - (b) 法律規則
 - (c) 公的な演説及び政府官吏の演説
 - (d) 裁判判決及び裁判官の判定
 - (e) 仲裁機関の判定

第5節 著作権の制限

第14条

次の行為は著作権侵害と見なされない。

(a) 国の印章及び国歌を本来の性格に従って公表し複製すること。

(b) 政府によって又は政府の名義で発表されたあらゆるものの公表及び/又は複製。ただし、法律規則によって、又はその著作物自身若しくはその著作物が公表される際に行われる表明によって、当該著作権の保護がされている場合を除く。

(c) ニュースの出所を完全に明記した上で、通信社、ラジオ又はテレビ放送機関、及び新聞からのニュースの全部又は一

部を引用すること。

第 15 条

出所を表示することを条件とし、次の行為は著作権侵害と見なされない。

- (a) 教育、研究、学術論文の執筆、報告書の作成、評論文の執筆及び著作者の正当な利益に損失を与えない問題の検討のために、他人の著作物を利用すること。
- (b) 裁判所の内外での弁護の必要のために他人の著作物の全部及び一部を引用すること。
- (c) 次の必要のために他人の著作物の全部及び一部を引用すること。
 - (i) 教育と学術のみを目的とする講演
 - (ii) 著作者の正当な利益に損失を与えないという条件で、無料で行われる公演
- (d) 盲人のために点字で科学、芸術及び文学の分野の著作物を複製すること。ただし、商業目的で複製する場合は例外である。
- (e) コンピュータープログラム以外の著作物を、公共図書館、調査研究又は教育機関、非営利な文書センター等において、あらゆる方法又は手続きにて、その活動の必要性のためにのみ限定的に複製すること。
- (f) 技術的な実施の検討に基づいて、建物等の建築著作物に変更を加えること。
- (g) 自分で使用するためにのみ、コンピュータープログラムの所有者がコンピュータープログラムの予備コピーを作成すること。

第 16 条

- (1) 教育、学術、研究開発活動のために、学術、文学の分野の著作物を、著作権審議会に諮問した後、大臣は次の行為を行うことができる。
 - (a) 所定の期間内にインドネシア共和国の

領域内で、著作物の翻訳及び/又は複製を行うように、著作権者に義務づけること。

- (b) 当該著作権が(a)に規定する義務を自ら実施しないとき、所定の期間内にインドネシア共和国の領域内で、当該著作物の翻訳及び/又は複製を行うために他人に許可を与えるよう、当該著作権者に義務づけること。
 - (c) 著作権の所持者が(b)に規定する義務を実施しないとき、当該著作物の翻訳及び/又は複製を行うため者を指定すること。
- (2) 第 1 項の翻訳義務は、その作品がインドネシア語に翻訳されたことがない限り、学術及び文学分野で公表されてから 3 年経過後に実施される。
 - (3) 第 1 項の複製義務は、次の期間経過後に実施される。
 - (a) インドネシア共和国の領土内で複製されたことのない数学及び自然科学分野の書物が公表されてから 3 年
 - (b) インドネシア共和国の領土内で複製されたことのない社会科学分野の書物が公表されてから 5 年
 - (c) インドネシア共和国の領土内で複製されたことのない芸術及び文学分野の書物が公表されてから 7 年
 - (4) 第 1 項に規定する翻訳又は複製は、インドネシア共和国領土内でのみ使用することができ、他国に輸出することができない。
 - (5) 第 1 項(b)及び(c)の規定の実施は、大統領令で定める金額の報酬を伴う。
 - (6) 第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する翻訳及び/又は複製のために申請手続きは、大統領令で規定される

第 17 条

政府は著作権審議会に諮問した後、宗教、国家の治安防衛、道徳、公共秩序に関する政策に反する著作物の公表を禁じることができる。

第 18 条

- (1) 国家利益のために政府が行うラジオ又はテ

テレビの放送を通じての著作物の公表は、著作者又は著作権者の正当な利益を損なわず著作者又は著作権者に当然の報酬を与えることを条件に、著作権者の許可なしに実施することができる。

- (2) 第1項の規定における著作物を公表する権限を持つラジオ又はテレビの放送事業者は、それ以後の放送については、当該著作権者に当然の報酬を与える事を条件に、ラジオ又はテレビで独自に放送するためにのみ、その著作物を独自の機器で固定化する権限を持つ。

第6節 肖像に対する著作権

第19条

- (1) ある者の肖像に関する著作権を有する者は、その著作物を複製又は公表するために、事前にその肖像の者から許可を得るか、その肖像の人物が死後10年間その相続人より許可を得なければならない。
- (2) ある肖像に二人又はそれ以上の者が描かれているており、当該複製又は公表がその肖像にある他の者も含むとき、著作権者は肖像の描かれているそれぞれの人物を複製又は公表するために、肖像の描かれた者それぞれから事前に許可を得るか、又はその肖像の人物が死後10年間その相続人より許可を得なければならない。
- (3) 本条の規定は次のように作成された肖像についてのみ適用される。
- (a) 肖像の描かれた者自身の要求によって作成されたもの
- (b) 肖像の描かれた者の代表者によって要求され作成されたもの
- (c) 肖像の描かれた者の利益目的で作成されたもの

第20条

次に該当するとき、肖像の著作権者は肖像の公表を許されない。

- (a) 肖像を描かれた者の承認なく作成されたとき。
- (b) 肖像を描かれた者の代表者のなく作成

されたとき。

- (c) 肖像を描かれた者の利益の為でないとき。但し、公表が肖像を描かれた者の利益、又は肖像を描かれた者が死亡しているときは、その相続人の利益に関連するとき。

第21条

公演における一人又はそれ以上の実演家の肖像を公表するために作成することは、たとえ商業目的であっても、著作権違反とは見なされない。ただし、当事者が別途異なる意志を表明する場合は除く。

第22条

公衆の安全及び/又は刑事裁判の手続きで必要とされるために、権限を持つ機関は特定の者のいかなる形の肖像をも、複製し公表することができる。

第23条

著作権者及び写真、絵画、絵図、建築物、彫刻及び他の芸術作品の所有者の間で別途合意がある場合を除き、所有者は著作権者の承認を得ることなくその著作物を一般を対象とする展覧会で公表する権利を有し、又は第19条及び第20条の規定に違反することなくカタログに複製する権利を有する。

第7節 道德権

第24条

- (1) 著作者又はその相続人は、著作権者に対して、著作物に引き続き著作者の名前を記すよう要求する権利を有する。
- (2) 著作者又は著作権者が死亡したときはその相続人の承認がある場合を除き、著作物に変更を加えることはできない。
- (3) 第2項に述べる規定は、著作物の題及び副題、著作者の名前又はペンネームの記載とその変更についても適用される。
- (4) 著作者は、社会適用に応じて著作物の変更を行う権利を持つ。

第 25 条

- (1) 著作者の権利管理情報に係る電子情報は、破壊されたり変更されてはならない。
- (2) 第 1 項に関する更なる規定は政令で定められる。

第 26 条

- (1) ある著作物についての著作権は、その著作物の購入者に著作権を全部引渡さない間は依然として著作者の手元にある。
- (2) 全部又は一部を売却した著作権は同じ売却者によって二度売却することはできない。
- (3) ある著作物の同一の著作権を購入した複数人の中で紛争が生じたとき、その著作権を先に購入した者が保護される。

第 8 節 技術的管理手段

第 27 条

著作者の許可がある場合を除き、著作者の権利保全のための技術的管理手段は、破損、破壊、又は機能不能にされてはならない。

第 28 条

- (1) 高度技術製造設備を利用する著作物、特に光学ディスクは、権限ある機関が定めるすべての契約規則及びすべての製造基準を満たさなければならない。
- (2) 第 1 項に述べる光学ディスクを製造する高度技術製造設備に関する更なる規定は、政令で定める。

第 III 章 著作権の有効期間

第 29 条

- (1) 次の著作物に対する著作権は、著作者が生存中と、著作者死亡後 50 年間有効である。
 - (a) 本、パンフレット、その他のすべての書物
 - (b) 演劇、ミュージカル、舞踊、舞踏
 - (c) 絵画、彫刻、像等の形態のすべての芸

術

- (d) パティック
 - (e) 歌詞付又は歌詞なしの歌曲又は音楽
 - (f) 建築物
 - (g) 講演、講義、演説及びその他の口頭で表現される作品
 - (h) 教育、学術のための視覚教材
 - (i) 地図
 - (j) 翻訳、解説、脚色、選集
- (2) 第 1 項の著作物が二人又はそれ以上の著作権に係るとき、著作権は最も長く生存する著作者の生存中とその者の死後 50 年間有効である。

第 30 条

- (1) 次の著作物に関する著作権は、最初の公表から 50 年間有効である。
 - (a) コンピュータープログラム
 - (b) 映画
 - (c) 写真
 - (d) データベース
 - (e) 形態の変化した作品
- (3) 発行物の印刷レイアウトに係る著作権は、最初の発行から 50 年間有効である。
- (4) 第 1 項、第 2 項及び第 29 条第 1 項に述べる著作物についての著作権で、ある法人が所有するものは、最初に公表されてから 50 年間有効である。

第 31 条

- (1) 国が保有又は実施する著作物に係る著作権は、
 - (a) 第 10 条第 2 項は無制限に有効である。
 - (b) 第 11 条第 1 項及び第 3 項は、最初にその作品が公表されてから 50 年間有効である。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定に基づいて、出版社が実施する著作物についての著作権は、最初に発行されてから 50 年間有効である。

第 32 条

- (1) 一部分ずつ公表される著作物に係る著作権

の有効期間は、最後の部分が公表された日から起算する。

- (2) 二巻又はそれ以上から構成される著作物に係る著作権の有効期間を決めるに当たり、同様に定期的に発表され同時ではない要約及びニュースについても、それぞれの巻又は要約及びニュースが個別の著作物と見なされる。

第 33 条

著作者の権利を保護する期間は、

- (a) 第 24 条第 1 項の規定の適用は、無制限である。
- (b) 第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用は、該当する著作物に係る著作権の存続期間内有効である。ただし、著作者の氏名又はペンネームの記載及び変更については例外とする。

第 34 条

著作物の作成以後計算される著作権保護期間に関して著作者の権利を損なわず、著作物の保護期間は、当該著作物が公表され、公に知られ、発行され、又は著作者が死亡した翌年の1月1日から起算して次の期間である

- (a) 50 年間。
- (b) 著作者の生存中と著作者が死亡してから 50 年間。

第 IV 章 著作物の登録

第 35 条

- (1) 総局は、著作権原簿に著作物の登録を行う。
- (2) 当該著作権原簿は、無料で何人も総局で閲覧することができる。
- (3) 何人も料金の支払を伴い、当該著作権原簿の抄録を自分のために入手することができる。
- (4) 第 1 項の登録に関する規定は、著作権を入手するための義務ではない。

第 36 条

著作権原簿への著作物の登録は、登録される著作物の内容、意味又は形態の承認としての意味を含まない。

第 37 条

- (1) 著作権原簿への著作物の登録は、著作者又は著作権者又は代理人が申請する出願によって行われる。
- (2) 出願は総局宛てにインドネシア語で書かれた書類を2部及び著作物の見本又はその代価物の提出と、料金の支払をもって行われる。
- (3) 第 1 項に述べる申請に対して、総局は出願が不備なく受理された日から最大 9 ヶ月以内に決定を行う。
- (4) 第 1 項に述べる代理人は、総局に登録されたコンサルタントである。
- (5) 第 4 項のコンサルタントの選定及び登録の要件及び手続きに関する規定は、政令で定める。
- (6) 出願の条件と手続きに関する更なる規定は、大臣令で定める。

第 38 条

ひとつの著作物に対して権利を有する複数の個人又は法人名が共同で出願するときは、当該出願はそのことを証明する書類の正式な謄本又は文書を添付する。

第 39 条

著作権原簿には、次の事項が記載される。

- (a) 著作者と著作権者の氏名
- (b) 願書受理の日付
- (c) 第 37 条に規定する要件が満たされた日付
- (d) 著作物の登録番号

第 40 条

- (1) 著作物登録は、その出願が第 37 条の要件をすべて満たして総局に受理された時点、又はその出願が第 38 条に述べる複数の個人又は法人によって申請されるときには、第 37 条及び第 38 条に規定する要件をすべて

満たして総局に受理された時点で、行われたと見なされる。

- (2) 第 1 項に述べる登録は、総局によって著作権公報で公開される。

第 41 条

- (1) 第 39 条の規定に従って単一の番号で登録された著作物に係る権利の譲渡は、その登録された著作物に係る全ての権利が権利を譲り受けた者に譲渡される場合にのみ認められる。
- (2) 当該権利の譲渡は、双方又は権利を譲り受けた者からの申請により料金の支払を伴い著作権原簿に記録される。
- (3) 当該権利の譲渡の記録は、総局によって著作権公報で公開される。

第 42 条

著作物が第 37 条第 1 項及び第 2 項並びに第 39 条の規定により登録されるとき、第 2 条の規定における著作権に関する権利を有する他人は、ジャカルタ商務裁判所に登録の取消を訴えることができる。

第 43 条

- (1) 著作権原簿に著作者又は著作権者として氏名が記録されている個人又は法人の名義変更又は住所変更は、その氏名又は住所に係る著作者又は著作権者の書面での申請により、料金の支払を伴い、著作権原簿に記録される。
- (2) 名義変更又は住所変更は、著作権公報又はその他の手段で、総局により公開される。

第 44 条

著作登録の法的効力は次の理由により取り消される。

- (a) 著作者又は著作権者として名称が記録されている個人、法人の申請による取消。
- (b) 第 32 条の規定を考慮し、第 29 条、第 30 条、第 31 条による権利期間満了。
- (c) 最終的な法的効力を得た裁判所判決による無効。

第 V 章 実施許諾

第 45 条

- (1) 著作権の所持者は、第 2 条に規定する行為を行うために実施許諾契約に基づいて他人に実施許諾を与える権利を有する。
- (2) 別途契約がある場合を除き、第 1 項に述べる実施許諾の範囲は、実施許諾契約期間にわたり、インドネシア全領土内で実施される、第 2 条のすべての行為を含む。
- (3) 別途契約がある場合を除き、第 1 項及び第 2 項の行為の実施は、実施権者から著作権者に対する実施料の支払いを伴う。
- (4) 実施権者から著作権者に対して支払われるべき実施料の額は、専門機関の合意を参考にして両当事者の合意に基づく。

第 46 条

別途契約がある場合は除き、著作権者は、引き続き第 2 条に規定する行為を自らで実施し、又は他の第三者に実施許諾を与えることができる。

第 47 条

- (1) 実施許諾契約は、インドネシア経済に損失を発生させえるような規定、又は現行法規に規定される不公正な競争を起こさせるような規定を含んではならない。
- (2) 第三者に対して法的効力を持つことが可能とするために、実施許諾契約は総局に記録されなければならない。
- (3) 総局は、第 1 項に述べる事項を含む実施許諾契約記録の申請を拒絶しなければならない。
- (4) 実施許諾契約記録に関する更なる規定は、大統領令で定める。

第 VI 章 著作権審議会

第 48 条

- (1) 著作権の振興のための普及・指導活動を行う政府を補佐する目的で、著作権審議会を形成する。

- (2) 著作権審議会の会員は、関連する政府機関の代表者、専門機関の代表者、著作権分野の知識を有する民間人から構成され、大臣によって任免される。
- (3) 著作権審議会の義務、機能、組織、業務手続、予算、及び任期についての更なる規定は、政令で定める。
- (4) 第3項の著作権審議会の予算は、知的財産を管轄する省の予算により拠出される。

第 VII 章 隣接権

第 49 条

- (1) 実演家は、その公演の録音及び/又は録画の作成、複製又は放送を行うことを他人に許可し、又は承認なくそのような行為を行うことを禁じるための特権を有する。
- (2) レコード製作者は、音声記録の作品を他人が複製及び/又は賃貸することを許可し、又は承認なくそのような行為を行うことを禁じるための特権を有する。
- (3) 放送事業者は、有線若しくは無線通信、又はその他の電磁システムを通して伝達する放送作品を、作成、複製及び/又は再放送することを他人に許可し、又は承認なくそのような行為を行うことを禁じるための特権を有する。

第 50 条

- (1) 保護期間は以下の通りである。
 - (a) 作品の公演を行った実演家については、その作品の公演若しくは録音又は録画の日から 50 年間有効である。
 - (b) 音声録音したレコード製作者については、その作品の録音が終了してから 50 年間有効である。
 - (c) 放送作品を放送した放送事業者については、その放送作品が最初に放送されてから 20 年間有効である。
- (2) 第 1 項に述べる保護期間は、次の事項の翌年 1 月 1 日より起算する。
 - (a) 公演作品の実現又は公演が終了後
 - (b) 音声録音の終了後
 - (c) 放送作品の最初の放送終了後

第 51 条

第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条(b)及び(c)、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 66 条及び第 67 条、第 68 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条、第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 77 条は、著作権に隣接権に対しても適用される。

第 VIII 章 著作権行政

第 52 条

本法で定めるように、知的財産総局は著作権に関する行政事務を行なう。

第 53 条

総局は、国家規模の著作権公報システム及び可及的広範囲で著作権情報を社会に広めるための情報ネットワークを構築する。

第 IX 章 料金

第 54 条

- (1) 著作権出願、著作権原簿の抄本、著作権譲渡の記録、名義・住所変更の記録、実施許諾契約の記録、強制実施の記録、その他本法に定められる事項の申請は、料金の対象となり、その金額は政令により定められる。
- (2) 第 1 項の料金支払いの条件、期間及手続きについては、大統領令で定める。
- (3) 総局は、大臣及び財務大臣の承認により、第 1 項及び第 2 項の料金から得た収入を現行法規に従って使用することができる。

第 X 章 紛争の解決

第 55 条

著作物全体に係る著作権を他の個人又は法人に譲渡することは、著作者又は著作者の相続人が、彼らの承認なく次の事項を行う者を訴える権利を損なわない。

- (a) その著作物に記載されている著作者の氏名を削除すること。
- (b) 著作物に著作者の名前を記載すること。
- (c) その著作物の題を交換又は変更すること。
- (d) その著作物の内容を変更すること。

第 56 条

- (1) 著作権者は、著作権侵害に対して商務裁判所に損害賠償請求を訴え、又は公表又は複製された物の差押さえを請求する権利を有する。
- (2) 著作権者は、商務裁判所に対して、著作権侵害となる講演及びその他の学会会合、又は公演又は展示会より得られた収入の全部又は一部の差し出しを命じるように請求する権利をも有する。
- (3) 判決を出す前に、権利が侵害された者の損失の拡大を避けるために、裁判官は侵害者に対して、著作物又は著作権侵害の結果である物品の公表及び/又は複製の活動を停止するよう命じることができる。

第 57 条

第 56 条に述べる著作権者の権利は、その著作物を自分の必要性のためにのみ善意で入手し、いかなる商業的目的の及び/又は商業活動に関連する利益のために用いない者に対しては適用されない。

第 58 条

著作物の著作者又は相続人は、第 24 条の規定の違反に対して損害賠償の請求を要求できる。

第 59 条

第 55 条、第 56 条及び第 58 条に述べる訴えは、商務裁判所に提訴した日から 90 日以内に判決が下されなければならない。

第 60 条

- (1) 著作権侵害に対する訴えは、商務裁判所長に対して請求される。
- (2) 書記は、第 1 項の訴えが提出された日に当該訴えを登録し、訴えた者に対して、訴えの登録日と同じ日付で権限ある者の署名のある受領書を送付する。
- (3) 書記は訴えの登録日から 2 日以内に、商務裁判所長に対して訴えを送付する。
- (4) 取消の訴えの登録日から 3 日以内に、裁判所は訴えを審査し、口頭審理の日を決定する。
- (5) 訴えの口頭審理は訴えの登録日から 60 日以内に行われる。

第 61 条

- (1) 訴えの口頭審理は訴えの登録日から 60 日以内に行われる。
- (2) 両当事者の招聘は、最初の口頭審理が行われる最大 7 日前に、招聘状をもって廷吏により行われる。
- (3) 取消の訴えに対する判決は、訴えの登録日から 90 日以内に下されなければならない。最高裁判所長官の承認において 30 日延長できる。
- (4) 完全に法律的な考察よりなる第 8 項の取消の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言い渡されなければならない。当該判決に対する法的救済が求められるにも関わらず、その事前に効力を有する。
- (5) 第 9 項に規定する判決の謄本は、当事者に対して判決言渡しの日から 14 日以内に廷吏により書面で送達されなければならない。

第 62 条

- (1) 第 61 条第 4 項に規定する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ上告できる。
- (2) 第 1 項の上告は、上告の対象である判決が当事者に言渡され、裁判所に登録された日から 14 日以内に請求される。
- (3) 書記官は、上告をその請求日に登録し、上告人に対して上告の登録日と同じ日付で書記官の署名のある受領書を送付する。

第 63 条

- (1) 上告人は、第 62 条第 2 項の上告の登録日から 14 日以内に商務裁判所書記官に対して上告理由書を提出しなければならない。
- (2) 書記官は上告の請求書及び第 1 項の上告理由書を被上告人に対して上告理由書が書記官に受理されてから 7 日以内に送付しなければならない。
- (3) 被上告人は、第 2 項の上告理由書を受理した日から 14 日以内に商務裁判所書記官に対して答弁書を提出することができ、裁判所書記官はそれを受理した日から 7 日以内に上告人に対して答弁書を送付しなければならない。
- (4) 書記官は、上告関係書類を最高裁判所に対して第 3 項に規定する期限の経過後 14 日以内に送付しなければならない。

第 64 条

- (1) 最高裁判所は上告を審査し、最高裁判所が上告請求を受理した日から 7 日以内に口頭審理の日を決定しなければならない。
- (2) 上告請求に対する口頭審理は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 60 日以内に行われる。
- (3) 上告に対する判決は、最高裁判所が上告請求を受理した日から 90 日以内に言渡されなければならない。
- (4) 完全に法律的な考察よりなる第 3 項の訴えに対する判決は、一般に公開された法廷において言渡されなければならない。
- (5) 最高裁判所書記官は、書記官に対して、上告に対する判決言渡しの日から 7 日以内に、当該判決の謄本を送付しなければならない。
- (6) 商務裁判所の廷吏は、第 5 項の規定における判決の謄本を、上告人及び被上告人に対して、上告に対する判決が書記官によって受理されてから 7 日以内に送付しなければならない。

第 65 条

第 55 条及び第 56 条に述べる訴訟による解決以外に、当事者達は仲裁又は代替的紛争解決法によって紛争を解決できる。

第 66 条

第 55 条、第 56 条及び第 65 条に述べる訴えを起こす権利は、国家が著作権侵害に関する刑事訴訟を起こすことを妨げない。

第 XI 章 仮処分

第 67 条

損失を被った者の請求により、商務裁判所の裁判官は、次の事項のために迅速かつ効果的である決定書を発行できる。

- (a) 著作権及び著作権に隣接する権利の侵害行為の継続を防止し、特に輸入を含む商業網に著作権及び著作権に隣接する権利を侵害する疑いのある物品の侵入を防ぐため。
- (b) 証拠品紛失防止の目的で、著作権と著作権に隣接する権利の侵害に関連する証拠を保全するため。
- (c) 被害を被った者に対して、その者が著作権と著作権に隣接する権利の保有者であり、その申請者の権利が実際に侵害されていることを証明する証拠を提出するよう求めるため。

第 68 条

当該仮処分の決定があったとき、処分を受けた側の意見陳述の権利を含み、直ちに両当事者に通知されなければならない。

第 69 条

- (1) 商務裁判所の裁判官がすでに仮処分を決定したとき、商務裁判所の裁判官は、第 67 条(a)及び(b)に規定する判決を変更、取り消し又は支持するか、当該仮処分決定の日から 30 日以内に決定しなければならない。
- (2) 第 1 項に述べる決定を 30 日以内に裁判官が行なわないとき、裁判所の仮処分は法的効力をもたない。

第 70 条

仮処分が取り消されるときには、被害を被った者は、当該仮処分によって発生したあらゆる損失に

ついて、仮処分を請求した者に損害賠償を求めることができる。

第 XII 章 捜査

第 71 条

- (1) インドネシア共和国の警察捜査官のほか、職務と責任が知的財産権行政を含む省の特定の文民係官は、著作権分野での犯罪行為を捜査するために、刑事訴訟に関する 1981 年法律第 8 号に規定する捜査官としての特別の権限を与えられる
- (2) 第 1 項に規定する捜査官は次の権限を有する。
 - (a) 著作権分野での犯罪行為に係る報告又は情報の真実性を調査すること。
 - (b) 著作権分野での犯罪行為を行ったと疑われる者に対する調査を行うこと。
 - (c) 著作権分野での犯罪事件に関連する個人又は法人から情報を求めること。
 - (d) 著作権分野での犯罪行為に関連する帳簿、記録及び他の書類の調査を行うこと。
 - (e) 帳簿、記録、その他の書類の証拠資料が得られると思われる特定の場所の調査を行うこと。
 - (f) 著作権分野での犯罪事件の証拠となり得る侵害品の材料又は製品の押収を警察と共同で行うこと。
 - (g) 著作権分野での犯罪行為の捜査を行なう上で専門家の支援を求めること。
- (3) 第 1 項の文民捜査官は、刑事訴訟に関する 1981 年第 8 号の規定に従って、検察官に対して捜査の開始を通知し、捜査の結果を提出する。

第 XIII 章 刑事規定

第 72 条

- (1) 何人も第 2 条第 1 項又は第 49 条第 1 項及び第 2 項の行為を故意に権利なく行なう者は、最低 1 ヶ月の禁固刑及び/又は最低 Rp1,000,000(三百万ルピア)の罰金刑若し

くは最高 7 年の禁固刑及び/又は最高 Rp5,000,000,000(五十億ルピア)の罰金刑に処せられる。

- (2) 何人も、故意に著作物、又は第 1 項及び第 2 項に規定する著作権及び著作隣接権の侵害品を故意に放送、展示、流通又は一般大衆に売却する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp500,000,000(五億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (3) 何人も、故意に権利なく商業目的でコンピュータープログラムを複製する者は、最高 5 年の禁固刑及び/又は最高 Rp500,000,000(五億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (4) 何人も、故意に第 17 条の規定に違反する者は、最高 5 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp1,000,000,000(十億ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (5) 何人も、故意に第 19 条、第 20 条、第 49 条第 3 項の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (6) 何人も、故意に第 24 条及び第 55 条の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (7) 何人も、故意に第 25 条の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (8) 何人も、故意に第 27 条の規定に違反する者は、最高 2 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp150,000,000(一億五千万ルピア)の罰金刑に処せられる。
- (9) 何人も、故意に第 28 条の規定に違反する者は、最高 5 年間の禁固刑及び/又は最高 Rp1,500,000,000(十五億ルピア)の罰金刑に処せられる。

第 73 条

- (1) 著作権又は著作隣接権を侵害する作品又は商品及びその行為を行なうための器具は、処分するために国に押収される。
- (2) 第 1 項の作品であって、芸術分野に属し独創性を有するものは、処分の対象にならな

いよう考慮される。

第 XIV 章 経過規定

第 74 条

本法の施行により、本法施行の日に存在する法律規則であって、本法に矛盾せずこの法に基づく新しい規則に取り代わられない限り、依然として有効である。

第 75 条

本法施行の時点で、1987 年法律第 7 号及び 1997 年法律第 12 号によって改正された著作権に関する 1982 年法律第 6 号に基づいて発行された著作権登録証は、残存する保護期間依然として有効である。

第 XV 章 終則

第 76 条

この法は、次に対して適用される。

- (a) インドネシア国民、インドネシアの居住者及びインドネシア法人のすべての著作物。
- (b) インドネシア国民でなく、インドネシアの非居住者及びインドネシアの法人でない者のすべての著作物で、最初にインドネシアで公表されたもの。
- (c) インドネシアの国民ではない者で、インドネシアの非居住者でインドネシアの法人ではない者のすべての著作物で、次の条件満たすもの。
 - (i) インドネシア共和国と著作権保護に関する二国間条約を締結している国に属する者又は
 - (ii) インドネシア共和国と共に著作権保護に関する多国間条約に加盟している国に属する者

第 77 条

本法の施行により、1987 年法律第 7 号及び 1997

年法律第 12 号によって改正された著作権に関する 1982 年法律第 6 号法は無効となる。

第 78 条

本法は制定の日から 12 ヶ月後に施行される。

添付資料5

通報書

No. [REDACTED]

通報者	
氏名：	J [REDACTED]、年齢：37 才、出生地・生年月日：メダン・1962 年 2 月 2 日、宗教：仏教、国籍：インドネシア、 職業：自営業（PT.C [REDACTED] 社長）、住所：[REDACTED] 電話 [REDACTED]、携帯電話 [REDACTED]
通報の内容	
1．発生時期	1997 年 1 月
2．発生の場所	ジャカルタ及びブカシ（首都警察管轄地域及びその近辺）、スラバヤ（東ジャワ地方警察管轄地域）及び パダン（西スマトラ地方警察管轄地域）
3．事件の内容	ジャム・健康飲料における商標 INDOSARI の無断使用
4．容疑者	PT.I [REDACTED]（社長 H [REDACTED]）
5．発生の経緯	事件の説明に記載
6．通報時期	1998 年 12 月 14 日

犯罪行為：

ジャム・健康飲料のための商標 INDOSARI 及び図柄であって、全体又は要部が法務省著作権特許商標総局において Johny 名義で 1997 年 10 月 10 日に No.398227 により登録された公式な商標 INDOSARI 及び図柄と同一であるものを権利なく使用した。

条文：1992 年商標に関する法律第 19 条に関連する 1997 年法律第 14 条第 81 条、第 82 条及び第 84 条

証人の氏名及び住所

1 . 氏名：L [REDACTED]、年齢：25 才、出生地・生年月日：メダン・1973 年 2 月 17 日、宗教：仏教、インドネシア国籍、職業：自営業、住所：

[REDACTED]

<p>証拠品：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．商標 INDOSARI 及び図柄の登録証写し 2．商標 INDOSARI 及び図柄を付したジャム / 健康飲料の真正品 1 箱 3．商標 INDOSARI 及び図柄を付したジャム / 健康飲料の模造品 1 箱 	<p>発生の経緯：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．ジャム・健康飲料のための商標 INDOSARI 及び図柄は、PT.Citra Deli Arya Kemuning（住所：Desa Priuk Jaya, Tangerang）が所有する。 2．INDOSARI 及び図柄の商標を付したジャム及び健康飲料は、PT.Citra Deli Arya Kemuning によって 1993 年頃から製造販売され、ジャカルタ及びその近辺で販売されてきた。 3．1997 年 1 月頃から現在まで、通報者は自身の所有する INDOSARI 及び図柄の商標と類似する INDOSARI 及び図柄の商標を付したジャム・健康飲料であって、模造品であると思われる製品がジャカルタ、スラバヤ、パダンの市場に出回っているのを知っていた。 4．当該 INDOSARI 及び図柄の商標を付したジャム・健康飲料の販売により、通報者は道徳的にも物質的にも被害を受けたので、当局に法律による救済を求めるものである。
<p>取られる措置：通報書の作成、通報証明書及び証拠品受領書の作成</p>	

ジャカルタにて 1998 年 12 月 14 日

添付資料6

捜査命令書

No. [REDACTED]

考慮 : 犯罪捜査の利便性のために、捜査命令書の発行が必要である。

根拠 : 1 . 刑事訴訟法第 1 条第 2 号、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条、第 11 条、第 106 条、第 109 条第 1 項ならびに第 110 条第 1 項
2 . 1998 年 12 月 14 日通報書 No. [REDACTED] 2

命令

対象 : 1 . Drs. [REDACTED] / 警察少佐 / 60090698 / 捜査官
2 . Drs. [REDACTED] / 警察少佐 / 63070836 / 捜査官
3 . B [REDACTED] / 警察隊長 / 64110589 / 捜査官
4 . B [REDACTED] / 警察隊長 / 600010423 / 捜査官
5 . I [REDACTED] / 警察隊長 / 63110078 / 捜査官
6 . H [REDACTED] / 警察第 1 副隊長 / 62030154 / 捜査官
7 . A [REDACTED] / 警察第 2 副隊長 / 62030154 / 捜査官
8 . S [REDACTED] / 巡査部長 / 68080318 / 捜査官補

目的 : 1 . 1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条の規定による、商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、テムラワック健康飲料に対して 1997 年 10 月 10 日 No.398227 にて法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と全体又は要部が類似するものを無断で使用した犯罪行為の捜査を行う。
2 . 十分な捜査を行い、結果を報告する。
3 . 本命令書は発行の日から有効である。

ジャカルタにて
1998 年 12 月 31 日

経済犯罪捜査局長
捜査官として

添付資料7

取調報告書

専門家証人

1999年1月12日火曜日西部時間11:30、私：

B [REDACTED]

警察隊長公務番号6 [REDACTED] は、上記警察署において捜査官として以下の者と共同で：

S [REDACTED]

巡査部長公務番号6 [REDACTED]、それぞれ上記同一の警察署から1994年1月13日発行された捜査員決定書 No. [REDACTED] に基づき、捜査官として以下の男性に対する取り調べを行った。

Y [REDACTED]

年令：44才、出生地・生年月日：PangkalPinang・1955年11月29日、宗教：イスラム教、国籍：インドネシア、職業：Jl.Daan Mogot Km24Tangerang 法務省著作権特許商標総局商標局法務資料部法務課長、自宅住所：[REDACTED]

上記の者は、1992年商標に関する法律第19号に関連する1997年法律第14号第81条、第82条及び第84条の規定による、商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、テムラワック健康飲料に対して1997年10月10日 No.398227にて法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と全体及び/又は要部が類似するものを、無断で使用した犯罪の刑事事件における専門家証人として、1998年12月14日通報書 No. [REDACTED] に基づいて取り調べを受けた。

取り調べにおける質問に対して、上記の者はその専門知識に基づいて以下のように応答した。

質問と応答

Q. 今の時点で証人は心身共に健康で、取り調べを受けることができ、真実を話すか？

A. 私は心身共に健康であり、取り調べを受けることができ、真実を話す。

Q. 証人が捜査官により取り調べと尋問を受ける理由を理解しているか？

A. 理解している。ジャム及び健康飲料に使われる商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と類似するものを、無断で使用した犯罪の刑事事件において、警察当局又は

捜査官を支援する専門家証人として証言を与えるためである。

Q . 法務省著作権特許商標総局における証人の職位は何か、またその職位に関連して証人の職務は何か？

A . 私の職位は、法務省著作権特許商標総局商標局法務資料部法務課長であり、職務は裁判又は第三者に対して商標の法務に関する事項における意見や見解を述べ、また商標侵害に関する通報を行うことである。

Q . 証人の職務に関連して、商標の侵害又は模倣とは何を意味するのか述べよ。

A . 商標とは、図柄、名称、文字、数字、色彩又はそれらの要素の組み合わせであって、識別性を有し、商品又は役務の商業活動において使用され、商品がある個人又は法人の製造による商品が、別の個人又は法人から区別されるように付与されるものである。個人又は法人が、同じ商品においてすでに登録された商標と全体または要部において同一である商標を使用するとき、その者は犯罪を犯したということになる。(1992年商標に関する法律第19号に関連する1997年法律第14号第81条、第82条及び第84条)

Q . 捜査官は証人に対して、通報者()が提出した商標「INDOSARI及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料の商品を見せ、このジャム及び健康飲料の付された商標「INDOSARI及び容器図柄」が、すでに法務省著作権特許商標総局商標局に登録されているかどうか、もし登録されているならば、誰の名義で登録番号は何番であるか尋ねた。

A . ジャム及び健康飲料のための商標「INDOSARI及び容器図柄」は法務省著作権特許商標総局商標局に398227号として1997年10月10日に、J の名義で登録されている。

Q . 法務省商標局に登録されたジャム及び健康飲料のための商標「INDOSARI及び容器図柄」が、証人が上のNo.5で答えたものの外、別の個人/法人に登録されているか？

A . 登録されていない。

Q . 1992年商標に関する法律第19号に関連する1997年法律第14号第81条、第82条及び第84条に規定される犯罪行為について、全体又は要部の同一の基準を説明せよ。

A . 商標が全体に同一であるとは、記載又は形状が全く同一であることを意味し、商標の要部が同一であるとは、呼称、字形、数字、又は商標の一部をなす色彩の組み合わせが同一である場合である。

Q . 捜査官は上記 No. 5 の応答に関連して、法務省商標原簿に公式に登録された商標

「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料と、通報者が提出した PT.I [REDACTED] [REDACTED] の製造による偽物の疑いのある商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付した健康飲料を見せ、以下の質問をした：

- a. これら二つの商標は同一性があるか、もしあるならばどの部分において同一性があるのか？
- b. もし全体 / 要部に同一性があるならば、どのような犯罪行為であるのか？
 - A.
 - a. 捜査官が私に見せた証拠品で、No.5 で私が回答した登録商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料と、偽物と疑われる商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料を見たが、両者は要部において同一性を有する。
 - b. 発生した侵害は 1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 82 条によるものであり、当該商品を販売した者は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条及び第 84 条の規定の適用を受ける。

Q . No.5 で証人が答えたようにジャム及び健康飲料のために登録された INDOSARI 及び容器図柄の記載 / 表示は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条に規定する犯罪行為なのか？その理由と法的根拠を説明せよ。

A . 上記 INDOSARI 及び容器図柄 (形状) のジャム及び健康飲料への貼付 / 表示は違法である。何故なら、当該 INDOSARI という言葉及び容器図柄 (形状) は、すでに J [REDACTED] 名義で登録され、ジャム及び健康飲料の商品に登録されている。したがって、上記 INDOSARI 及び容器図柄 (形状) のジャム及び健康飲料への貼付 / 表示は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条に規定するところの商標の侵害に相当する。

Q . 上記ジャム及び健康飲料のための商標 INDOSARI 及び容器図柄は、地方裁判所の民事訴訟に係属しているか？

A . 法務省商標局の記録に寄れば当該商標に関する民事訴訟はない。

Q . すでに述べた事項以外に付け加えることはないか？

A . ない。

Q . 証人の証言は真実であり、法的に責任を持つか？

A . 法的に責任を持つ。

Q .これまでに証人が述べた事は真実であるか、また本取り調べの中で証人はどこからか圧力、強制、挑発を受けたと感じるか？

A . 感じない。

取り調べはここまでで終了し、引き続き、証人は記録の内容を読み、その内容を支持し、当該証言内容を確認するために、下欄に署名する。

被取り調べ人

Y [REDACTED]

本取調報告書は、宣誓に基づいて真実に作成され、上記日付にジャカルタにおいて署名され終了した。

捜査官

B [REDACTED]

捜査官補

S [REDACTED]

添付資料8

取調報告書

証人

1998年12月17日木曜日西部時間13:00、私：

A

公務番号 61070204 は、上記警察署において 1996 年 6 月 5 日発行された捜査員決定書 No.Pol.:Skep/668/VI/1996 に基づき、捜査官として以下の男性に対する取り調べを行った。

J

年令：37 才、出生地・生年月日：メダン・1962 年 2 月 2 日、宗教：仏教、国籍：インドネシア、職業：自営業（PT.C 社長）、住所：
電話、携帯電話

上記の者は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条の規定による、商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、テムラワック健康飲料に対して 1997 年 10 月 10 日 No.398227 にて法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と全体及び / 又は要部が類似するものを、無断で使用した犯罪の刑事事件における証人として、1998 年 12 月 14 日通報書 No. に基づいて取り調べを受けた。

取り調べにおける質問に対して、上記の者は以下のように応答した。

質問と応答

Q. 今の時点で証人は心身共に健康で、取り調べを受けることができ、真実を話すか？

A. 私は心身共に健康であり、取り調べを受けることができ、真実を話す。

Q. 証人が捜査官により取り調べと尋問を受ける理由を理解しているか？

A. 理解している。1998 年 12 月 14 日に私が通報した商標「INDOSARI 及び容器図柄」の無断使用に関連してである。

Q. 証人の経歴を簡単かつ明瞭に説明せよ。

A. 最終学歴：中学卒業

職業：自営業（PT.C 社長）

Q . その PT.C [REDACTED] の事業分野、取得した許可すべて、製造する製品すべて、組織の概要について説明せよ。

- A . a. PT.C [REDACTED] は健康飲料製造の分野
- b. テムラワック飲料
 - c. ・会社設立定款
・商標登録証
・納税番号
・保健省登録証

Q . 商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したテムラワック健康飲料の製造はいつから始めたのか？

A . テムラワック健康飲料の製造は 1993 年から始めたが、商標 INDOSARI の使用は 1997 年からである。

Q . テムラワック健康飲料のための商標「INDOSARI 及び容器図柄」はすでに法務省著作権特許商標総局に登録されているのか？

A . 登録されている。J [REDACTED] (私自身) の名義で 1997 年 10 月 10 日に No.398227 により商標局に登録されている。

Q . 証人が製造するその商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したテムラワック健康飲料がどこで販売されているのか説明せよ。

A . その製品はジャカルタで販売され始めたばかりである。

Q . 証人が製造するテムラワック健康飲料のための商標「INDOSARI 及び容器図柄」の特徴は何か？

- A .
- ・基本的な色は赤、緑、黄色、青、黒、白である。
 - ・Natural Drink との記載がある。
 - ・TEMULAWAK の記載、円の中の数字 6 5、Standard Instant、及び植物の図柄の下にある INDOSARI の記載。
 - ・紙製容器
 - ・一袋の値段 600 ルピア

Q . 証人はテムラワック健康飲料のための商標「INDOSARI 及び容器図柄」が真似られたことをいつ知ったのか、また偽物の特徴は何か？

A . 市場を回っている私の販売員から、PT.I [REDACTED] が 1998 年 12 月に、当該

商品及び商標 INDOSARI を付したテムラワック商品を 6000 ルピア（10 袋入り）で販売流布していることを知った。

Q . その PT.I [REDACTED] はどこに存在するのか？

A . [REDACTED] であり、事務所は [REDACTED] に所在する。

Q . PT.C [REDACTED] の製品を模した偽物と疑われる商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャムの存在によって、証人は被害を被っているか？

A . 道徳的、物質的に被害を被っている。

Q . 本取り調べに関連して、証人が提供できるそれ以外の必要な情報はるか？

A . 当局に対して PT.I [REDACTED] の行為に対して現行法に応じて処分するようお願いしたい。

Q . これまでに証人が述べた事は真実であるか、また本取り調べの中で証人はどこからか圧力、強制、挑発を受けたと感じるか？

A . 証人が述べた事は真実であり、証言をする中でどこからも圧力、強制、挑発を受けたとは感じない。

取り調べはここまでで中止された。引き続き、証人は記録の内容を読み、その内容を支持し、当該証言内容を確認するために、下欄に署名する。

被取り調べ人

J [REDACTED]

本取調報告書は、宣誓に基づいて真実に作成され、上記日付にジャカルタにおいて署名され終了した。

捜査官

A [REDACTED]

添付資料 9

起訴状

訴訟番号 [REDACTED]

被告：

氏名 : H [REDACTED]
出生地 : Kisaran
年齢 / 生年月日 : 44 才 / 1995 年 3 月 31 日
性別 : 男性
国籍 : インドネシア
住所 : [REDACTED]
宗教 : 仏教
職業 : 自営業
学歴 : 高校卒
訴え :

第 1 :

被告 H [REDACTED] は、日付けは明確ではないが 1996 年 9 月から 1998 年 12 月まで、又は少なくとも 1996 年から 1998 年までの間、 [REDACTED] 又は少なくともブカシ地方裁判所が本訴の審理、裁判を担当するその管轄地域において、他人すなわち PT.C [REDACTED] が法務省著作権特許商標総局において 1997 年 10 月 10 日に第 398227 号として、製造及び / 又は販売する同じ商品に対して登録した商標 Indosari を故意に無断で使用した。被告の行為は次の通りである：

1992 年から 1996 年まで被告 H [REDACTED] はテムラワック飲料製造会社 PT.C [REDACTED] の営業部門にてディストリビュータのエージェントとして勤務していた。1996 年被告は PT.C [REDACTED] を退職し、被告は自分自身のテムラワック飲料会社 PT.I [REDACTED] を設立した。その組織は自身が取締役で、製造部門に P [REDACTED] 及び A [REDACTED] を配し、住所は [REDACTED] [REDACTED] である。テムラワック飲料を製造するために用意する材料とは、テムラワックの根、砂糖、ぶどう糖であり、製造に使用される装置は、粉碎機、混合機、グラノ（製粉機）、オープン及び包装機である。

アルミニウムフォイルを使用した包装は、PT.S [REDACTED] に注文され、箱とステッカーは PT.A [REDACTED] に注文された。注文された包装箱とステッカーは、65 という記載又は商標に図

柄と形状があり、その箱に記載されたものは、すでに市場に出回っている PT.C [REDACTED] [REDACTED] の製品と図柄や形状が全体的に同じである。そのテムラワック飲料の製造方法は、まずテムラワックの根を粉碎し、絞ってろ過し、ぶどう糖、砂糖を加えて沸騰するまで煮て、沸騰したら冷めるまでそのまま置く。冷めた後、グラノ機 / 製粉機で製粉し、その後オープンに入れるかコンロの上で乾燥するまで加熱し、最後に出来上がったテムラワック飲料を包装機でアルミニウムフイルに包装し、販売できる状態にする。

被告 H [REDACTED] の行為は、1997 年法律第 14 号第 81 条に規定する犯罪行為である。

又は：

第 2：

被告 H [REDACTED] は、第 1 の訴えと同じ時期同じ場所で、他人すなわち PT.C [REDACTED] [REDACTED] が法務省著作権特許商標総局において 1997 年 10 月 10 日に第 398227 号として、製造及び / 又は販売する同じ商品に対して登録した商標 Indosari と要部が同一である商標を故意に無断で使用した。被告の行為は第 2 の訴えの説明にすでに述べた。

被告 H [REDACTED] の行為は、1997 年法律第 14 号第 81 条に規定する犯罪行為である。

又は：

第 3：

被告 H [REDACTED] は、第 1 の訴えと同じ時期同じ場所で、自身又は他人の商売又は事業を起こしたり、その収益を向上するために、多数又は特定の個人を騙して詐欺行為をはたらき、その行為によって、自身の競争相手又はその他の者に被害を与えた。

被告の行為は次の通りである：

1996 年頃から 1999 年 2 月にかけて、被告は [REDACTED] に所在する PT.I [REDACTED] の社長として、テムラワック粉末飲料を製造販売し、ジャカルタ、メダン、スラバヤ、ポンティアナックで市場に出した。この被告の製造した飲料は、証人 J [REDACTED] が所有する PT.C [REDACTED] の製品であって 1993 年から販売されている商標 Indosari のテムラワック粉末飲料と類似しており、そのことによって証人 J [REDACTED] は道徳的、物質的に被害を受け、国家警察に対して被告を更に調査するように報告した。

被告 H [REDACTED] の行為は、刑法号第 382 条の 2 に規定する犯罪行為である。

公訴判事

求刑書

訴訟番号

ブカシ検察局公訴判事は下記被告の裁判審理結果に鑑み：

氏名 : H
出生地 : Kisaran
年齢 / 生年月日 : 44 才 / 1995 年 3 月 31 日
性別 : 男性
国籍 : インドネシア
住所 :
宗教 : 仏教
職業 : 自営業
学歴 : 高校卒

本検事が公訴するところの被告に対する訴えに係る 1999 年 5 月 4 日付ブカシ地方裁判所認定書 及び 通常審理課程報告書 1999 年 5 月 7 日 並びに、

本裁判の継続的審理において示された事実であって、以下の証人、被告、表明者及び証拠品に基づいて：

証人の証言：

1 . J 宣誓のもと行った証言の要点は以下の通り：

証人は被告を知っている。なぜなら被告はかつて証人の会社 PT.C に、営業担当として勤務していたからである。証人が経営する会社の製品はテムラワック飲料であり、1993 年からインドネシア全国で Indosari Botani という商標で販売されているのは事実である。

1995 年以降被告は証人の会社を退職し、自ら会社を起こし、証人の会社のテムラワック飲料と同じ商標と図柄を用いたテムラワック飲料を販売しはじめたのは事実である。

被告の行為によって証人が精神的、物質的に損害を被ったのは事実である。

本裁判において、証人はすでに被告の陳謝を受け入れており、被告に対してこれ以上の請求をしないことを表明していることから、被告の刑が軽いものであっても控訴することはない。

2 . P 宣誓のもと行った証言の要点は以下の通り：

証人は被告 H の経営する PT.I の社員であって、1996 年から現在まで同社で勤務していることは事実である。

証人は同社でテムラワック飲料の製造部門で働いていることは事実である。

同社で製造するテムラワック飲料は、J の経営する会社の製造によるテムラ

ワック飲料ですでに市場に流通しているものと同じ包装がされている。

被告の証言：

H [REDACTED] 宣誓のもと行った証言の要点は以下の通り：

被告は [REDACTED] に所在し、従業員 4 人を擁する PT.I [REDACTED] の経営者であるのは事実である。

被告はすでに Indosari Botani という商標と図柄を付し、アルミニウムフイルからなる袋に入ったテムラワック飲料を製造したのは事実である。

被告はかつて証人 J [REDACTED] が所有し、被告が製造するテムラワックの容器と同一の商標及び図柄のテムラワック飲料を製造する PT.C [REDACTED] の営業部門に勤務していたのは事実である。

被告の製品によって、証人 J [REDACTED] は被害を受け、国家警察に通報したが、その後証人は被告と円満に示談が成立し、被告の謝罪を受入れ、通報を取消し、そのことによって、証人は被告がどんなに軽い刑しか受けなくとも上訴しないことは事実である。

証拠品：

裁判所に提出された証拠品は以下の通りである：

- ・ Indosar botani 及び容器図柄の商標登録証写し
- ・ Indosari 及び容器図柄商標のテムラワック飲料真正品 1 箱
- ・ 模造品と疑われる Indosari 及び容器図柄商標のテムラワック飲料 1 箱その他

裁判に提出された証拠品は合法的に押収されたものであるので、証拠の補強に使用される。

裁判長はこれらの証拠品を被告及び各証人に見せ、各人これらを確認した。

検討：

証人の証言、被告の証言及び裁判に提出されひとつひとつ照合された証拠品に基づいて、被告は選択的に作成した訴状に記載された第 3 の訴えに係る行為を行ったとことは事実であると認められる。

裁判で明らかにされた事実に基づき、第 3 の訴えすなわち刑法 382 条の 2 に関する犯罪行為が証明されたとの結論に達する。その犯罪行為の各要素は以下の通りである：

何人も

本訴訟においては、被告 H [REDACTED] である。

よって「何人も」の要素はすでに満たされた。

本訴訟において、被告の行為により、証人 J ■■■■ は道徳的、物質的に被害を受けた。
よってこの要素もすでに満たされた。

上記説明により、公訴検事は、本訴訟において第 3 の訴えにかかる事項はすでに法に基づき、
公訴状に記載の通り十分に証明された。

公訴判事は求刑にあたって、次の事項を考慮した：

増刑事項：

- ・他人に被害を与えたこと

減刑事項：

- ・被告は初犯であること
- ・通報した証人から、被告との間ですでに示談が成立し、証人はいかなる請求もせず、被告が
軽い刑に処せられても上訴しないことは明らかにされていること。

以上により、公訴判事は本訴訟において関連する法律を考慮し以下のように求刑する：

求刑：

本裁判を審理するブカシ地方裁判所に次の判決を下すように求める：

- 1．被告 HENDAR MULYA は刑法 382 条の 2 に規定される詐欺という犯罪行為を行った。
- 2．被告 HENDAR MULYA に懲役 4 ヶ月、執行猶予 8 ヶ月の刑を下す。
- 3．証拠品は、商標登録証及び飲料の見本である。
- 4．裁判費用 Rp1000 は被告が負担する。

本求刑書は本日 1999 年 5 月 14 日に法廷で読み上げる。

1999 年 5 月 14 日ブカシにて
公訴判事

添付資料 1 1

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表 (1 / 7)

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所	判決確定までの日数
01/Merek/2001	商標登録取消	PT. Lautan Luas Tbk	尼	Mr. Utaya Yososudarmo	尼	2001/11/21	原告勝訴	最高裁	167
02/Merek/2001	商標登録取消	PT. Davinci Collection	尼	Mr. Robin Wibowo	尼	2001/11/23	原告敗訴	商務裁	60
03/Merek/2001	拒絶査定不服	Sinko Kogyo Kabushiki Kaisha	日	商標局	尼	2001/11/28	原告勝訴	再審	448
04/Merek/2001	商標登録取消	Ferrary S.P.A.	伊	PT. Citra Asih Aromindo、 商標局	尼	2001/11/29	原告勝訴	最高裁	208
05/Merek/2001	商標登録取消	Brother Industries, Ltd.	日	PT. Multijaya Girimas	尼	2001/12/4	原告敗訴	商務裁	86
06/Merek/2001	商標登録取消	Audemars Piguet holding	瑞	PT. Adi Perkasa Buana、 商標局	尼	2001/12/15	原告勝訴	商務裁	74
07/Merek/2001	商標登録取消	Berger International Ltd.	新	Berger-Seidle GmbH.	独	2001/12/11	原告部分 勝訴	再審	518
08/Merek/2001	商標登録取消	Laboratoire Cosmetique De Lecouse	仏	PT. Universe Lion	尼	2001/12/12	原告敗訴	最高裁	183
09/Merek 2001	商標登録取消	Morgan S. A.	仏	Fong Sui Pao、商標局	尼	2001/12/12	原告勝訴	商務裁	90
10/Merek/2001	(取下)	PT.Insan Makmur Sejati	尼	Jogi Hendra Atmajaya	尼	2001/12/31	訴訟取下	商務裁	0
11/Merek/2001	商標登録取消	Santa Barbara Polo & Racquet Club	米	PT. Primajaya Pantes Garment、商標局	尼	2001/12/31	原告勝訴	最高裁	162

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表（ 2 / 7 ）

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所	判決確定までの日数
01/Merek/2002	商標登録取消	PT. Langgeng Pramudita	尼	PT. Super Sealindo Kencana、商標局	尼	2002/1/23	原告敗訴	最高裁	153
02/Merek/2002	商標登録取消	Efendy	尼	Swardjono	尼	2002/1/29	原告部分 勝訴	再審	386
03/Merek/2002	商標登録取消	Efendy	尼	Swardjono	尼	2002/2/4	原告敗訴	再審	407
04/Merek/2002	商標登録取消	PT. Primajaya Pantes Garmen	尼	Mohindar H.B	尼	2002/2/11	原告勝訴	最高裁	177
05/Merek/2002	商標登録取消	PT. Catur Wangsa Indah	尼	Iming Sidarta、商標局	尼	2002/2/20	原告敗訴	商務裁	104
06/Merek/2002	商標登録取消	Cespa SRL	伊	Piong San Po、商標局	尼	2002/2/25	原告敗訴	商務裁	51
07/Merek/2002	商標登録取消	PT. Kumalajaya Internusa	尼	Siswandi、商標局	尼	2002/2/28	原告勝訴	再審	378
08/Merek/2002	商標登録取消	Ign. Herry Susanto	尼	Dr. Yusuf Dinata	尼	2002/2/28	原告敗訴	最高裁	214
09/Merek/2002	商標登録取消	Sugiono	尼	Hermanto Kargito、商標 局	尼	2002/3/4	訴訟取下	商務裁	0
10/Merek/2002	商標登録取消	PT. Merdeka Jaya Sentosa	尼	PT. Gumas Agung、商標局	尼	2002/3/14	原告勝訴	商務裁	82
11/Merek/2002	商標登録取消	Ade Willyanto	尼	Bambang Wijaya、商標局	尼	2002/3/19	原告敗訴	商務裁	98
12/Merek/2002	商標登録取消	NV. STTC	尼	商標局	尼	2002/3/25	原告敗訴	最高裁	162
13/Merek/2002	商標登録取消	Hachette Filipacchi Magazine Inc.	英	ACP Mastheads PTY LTD、 商標局	豪	2002/3/26	原告部分 勝訴	商務裁	109
14/Merek/2002	商標登録取消	Brother Industries Ltd.	日	Multijaya Girimas	尼	2002/4/1	原告部分 勝訴	商務裁	36

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表（3 / 7）

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所	判決確定までの日数
15/Paten/2002	特許審決取消	Takeda Chemical industries	日	特許局	尼	2002/4/5	原告敗訴	最高裁	230
16/Merek/2002	商標登録取消	PT. Kalbe Farma Tbk	尼	Unilever NV	米	2002/4/9	訴訟取下	商務裁	0
17/Merek/2002	商標登録取消	Kose Corporation	日	PT. Fortune Indonesia Adv. Co.、商標局	尼	2002/4/15	原告部分 勝訴	商務裁	59
18/Merek/2002	商標登録取消	A Testoni SPA	伊	Tjhia Ping Tju、商標局	尼	2002/4/17	原告勝訴	商務裁	84
19/Merek/2002	商標登録取消	Maple Leaf Foods inc.、 Les Aliments Maple Leaf Inc.	加	Ny. Tinne Ratulangi、商 標局	尼	2002/4/25	原告勝訴	最高裁	181
20/Merek/2002	商標登録取消	Augusta Nationa Inc.	英	Arifin、商標局	尼	2002/5/2	原告勝訴	最高裁	207
21/Merek/2002	商標登録取消	Efendy	尼	Soewarjo	尼	2002/5/7	原告勝訴	最高裁	202
22/Merek/2002	商標登録取消	Haarkosmetik Und Parfumerian gmbh	独	Ninna Ricci	仏	2002/5/15	訴訟取下	商務裁	0
23/Merek/2002	商標登録取消	Drs. Harry Sanusi	尼	PT. Jakarana Tama、商標 局	尼	2002/5/29	原告勝訴	再審	321
24/Merek/2002	商標登録取消	PT. Mitra Sitta Falah	尼	CV. Darma Bunda、Sutan Darmawan、Drs. Jonner. S, Afriadi Darmawan	尼	2002/5/29	訴訟取下	商務裁	0
25/Merek/2002	商標登録取消	PT. Tiga Pilar Sejahtera	尼	CV. Makmur Stationeries & Co.、商標局	尼	2002/5/29	原告勝訴	商務裁	90
26/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Shyam Rupchand, Munli D. Tolani	尼	Yayasan Mahatma Gandi, Trademark Directorate	尼	2002/5/31	原告敗訴	再審	334

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表（４／７）

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所	判決確定までの日数
27/HKI-Merek/2002	商標登録取消	World Wide Brands Inc.	米	Ramli, Trademark Directorate	尼	2002/5/31	原告勝訴	商務裁	88
28/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Wendy's international	米	Candra Saputra, Indra Kusuma Atmaja, Yusik Arianto, Iwan Suprobo	尼	2002/6/12	原告勝訴	商務裁	54
29/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Unilever NV	蘭	PT. Champina Ice Cream, Trademark Directorate	尼	2002/6/14	原告敗訴	最高裁	189
30/HKI-Merek/2002	商標登録取消	PT. Ika Pharmindo Putramas	尼	Lipha, Trademark Directorate	尼	2002/6/20	原告敗訴	最高裁	183
31/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Zino davidoff S. A.	瑞	Henry Tando. SH, Trademark Directorate	尼	2002/6/21	原告勝訴	商務裁	83
32/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Ign. Herry Susanto	尼	Drs. Yusuf Dinata, Trademark Directorate	尼	2002/6/10	原告敗訴	最高裁	192
33/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Merck Kga. A	豪	Edy Gunawan	尼	2002/7/16	原告敗訴	商務裁	63
34/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Comby Corporation	日	Iwan Wahyu	尼	2002/7/26	原告勝訴	最高裁	173
35/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Cespa SRL	伊	Piong San Po, Trademaerk Directorate	尼	2002/7/29	原告勝訴	再審	312
36/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Soka Hutomo SH.	尼	PT. Central Sakti Medikal, Trademark Directorate	尼	2002/8/12	原告勝訴	商務裁	46

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表（5 / 7）

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所	判決確定までの日数
37/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Nashua Corporation	米	Hindra Surya Joe	尼	2002/8/20	原告勝訴	商務裁	62
38/HKI-Merek/2002	商標登録取消	GA Modefine SA.	瑞	Suandi Sutanto, Trademark Directorate	尼	2002/8/21	原告敗訴	最高裁	215
39/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Pepsi Co. Inc.	米	Yogi Pramono	尼	2002/8/29	原告勝訴	商務裁	53
40/HKI-Desain Industri/2002	商標登録取消	PT. Jumbo Power International	尼	Liu Eddy Sucipto, Trademark Directorate	尼	2002/9/3	原告敗訴	最高裁	230
41/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Distillerdeerij En Likeurstokerij Herman Jansen BV	蘭	PT. Central Sari Medical, Trademark Directorate	尼	2002/9/3	原告勝訴	商務裁	64
42/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Shanghai Xinxing Lock Factory	中	Peng Kee Company	新	2002/9/19	原告勝訴	最高裁	126
43/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Alfred Dunhil Limited	英	Mulyati Kusnadi Cs.	尼	2002/9/19	原告勝訴	最高裁	228
44/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Vanson Electronics Ltd.	香	Liem Giok Mui	尼	2002/9/23	原告勝訴	最高裁	219
45/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Mars Incorporated Cs.	米	Henny Tasman, Trademark Directorate	尼	2002/9/24	原告敗訴	商務裁	70
46/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Ford Motor Company	米	PT. Federal Cycle Mustika, Trademark Directorate	尼	2002/9/25	原告勝訴	商務裁	107

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表（6 / 7）

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所	判決確定までの日数
47/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Switz International PTE. LTD	新	Centranusa Insan Cemerlang , Trademark Directorate	尼	2002/9/30	訴訟取下	商務裁	0
48/HKI-HKI-Merek/ 2002	商標登録取消	Reid Tailor & International Ltd.	印	Gobin Pursoomal, Trademark Directorate	尼	2002/10/9	原告敗訴	最高裁	160
49/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Yayasan Trisakti	尼	Ir. Asri N. I. Adjidarmo Ms Cs	尼	2002/10/10	原告敗訴	商務裁	98
50/HKI-Merek/2002	商標登録取消	American Tool Companies	米	Sunandi Linanda	尼	2002/10/17	原告勝訴	最高裁	188
51/HKI-Merek/2002	商標登録取消	PT. Boga Mulia Nagadi	尼	PT. Milenium Pharmacon Int'l Tbk	尼	2002/10/24	原告勝訴	商務裁	56
52/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Aki habara electric Co. Pte	香	Njiauw Nie Tjzie	尼	2002/10/28	原告勝訴	最高裁	108
53/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Davidof & Cie SA	瑞	NV. Sumatra Tobacco Trading Company, Trademark Directorate	尼	2002/10/31	原告勝訴	最高裁	223
54/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Reemtsma Cigarettenfabriken GmbH	丁	NV. Sumatra Tobacco Trading Company, Trademark Directorate	尼	2002/10/31	原告勝訴	最高裁	225
55/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Mak Kwee Chung	尼	Halim Sutjipti Liem	尼	2002/10/31	訴訟取下	商務裁	0
56/HKI-Merek/2002	商標登録取消	PT. Aqua Golden Tbk	尼	Nasution aries S.B., Trademark Directorate	尼	2002/11/5	原告敗訴	最高裁	232

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表（ 7 / 7 ）

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所	判決確定までの日数
57/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Universitas Trisakti	尼	Yayasan Trisakti, Trademark Directorate	尼	2002/11/6	原告敗訴	商務裁	91
58/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Jockey International	米	Juhar Rimba	尼	2002/11/7	原告勝訴	商務裁	69
59/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Metal Manufacture Limited	中?	Edianto Ong , Trademark Directirate	尼	2002/11/12	原告勝訴	商務裁	93
60/HKI-Merek/2002	商標登録取消	Kokomto Inggratupoli bdn., Multi warna Rasa	尼	Utama Wijaya	尼	2002/11/13	原告敗訴	商務裁	82
61/HKI-Desain industri/2002	商標登録取消	Tuan Sukianto	尼	PT. Ultrindo Bintang Tamnindo	尼	2002/11/15	訴訟取下	商務裁	0
62/HKI-Merek/2002	商標登録取消	PT. Aqua Golden Tbk	尼	Margowati, Trademark Directorate	尼	2002/11/19	原告勝訴	商務裁	121
63/HKI-Merek/2002	商標登録取消	PT. Aqua Golden Tbk	尼	HM. Mansur Syaerozi, Trademark Direktorat	尼	2002/11/19	原告敗訴	商務裁	92

添付資料12

著作権損害賠償請求訴訟事例(81/HKI-HakCipta/2003)

1. 概要

PT.ARDYA INSANI INTERNATIONAL(以下、原告)は、APPLE TREE FILMS(以下、被告3)よりビデオ「The Adventure of Tintin」のインドネシアにおける頒布、複製及び販売を独占的に行なう権利を与えられるが、この独占使用権の期間満了前に第三者に同ビデオを複製して乾電池商品の景品として頒布しているのを発見した。2003年10月23日原告はこれらの複製を行なったPT.ADIVEX CENTRA ENTERPRICE(以下、被告1)、頒布を行なったPT. INTERNATIONAL CHEMICAL INDUSTRY(以下、被告2)並びにこれらの許可を与えたAPPLEを相手取って独占使用権が犯されたことによって生じた損害の賠償を請求した。(訴訟番号:81/HAK CIPTA/2003/PN.NIAGA.JKT.PST)これに対して、被告3等は原告との独占使用契約が存在しなかったと反論するが、裁判所は被告の反論を根拠なしと判断し、原告の損害を賠償するように命じる判決を下した。

2. 原告側の主張

1. 2000年11月1日、原告と被告3はビデオライセンス契約に署名。これにより、ホームビデオ「The Adventure of Tintin」(以下、製品)のインドネシアにおける頒布、複製及び販売を独占的に行なう権利が原告に与えられた。契約期間は2000年11月1日から2003年10月31日までであった。
2. しかるに原告はHERO、Carrefour等の店舗で当該製品が景品として電池Alkaline4個入り包装と同時に販売されているのを発見した。
3. 販売されていた当該製品は第1被告によって複製されたものであり、当該製品をAlkaline電池4個入り包装の中に組み込んで販売していたのは第2被告であった。
4. 被告1は原告が当該製品の専用実施権者であることを知っており、被告1は被告3を原告を通して知ったのである。
5. 原告は2003年10月6日と2003年10月14日に3被告に対して当該製品の複製、販売行為を停止するように警告状を送った。
6. しかしながら、この警告状に対して3被告は応答しなかった。
7. 被告1及2が当該製品を複製、販売したために、2003年10月20日より原告の製品は売れなくなった。その結果生じた損害は925,000,000ルピアに利子12.5%/月を加えた金額である。
8. 前記物理的損害以外に、3被告の行為は代理店や消費者から原告に対する評価や信用を傷つけた。そのことによる損害は625,000,000ルピアである。
9. 担保として以下の資産を明渡すことを求める。
 - (1) JL. Pangeran Jayakarta No.113, Jakarta に被告1が所有する土地及び建物。
 - (2) JL.DaanMogotKm.11, Chenkareng, Jakarta Barata に被告2が所有する土地及び建

物。

- (3) JL. Pangeran Jayakarta No.113, Jakarta に保管されている当該製品の在庫品及び当該製品の製造に使用される物品。

10. 本訴訟の判決が実行されて債務が完全に解消されるまで、3 被告共同で 1 日当り 25,000,000 ルピアの遅延金を支払うことを求める。

3. 原告が提出した主な証拠

PK/TR-1	2000 年 11 月 1 日付ビデオライセンス契約書
PK/TR-IIa	電池 Alkaline4 個入り包装と共に梱包された著作権製品
PK/TR-IIb	電池 Alkaline4 個入り包装と共に梱包された著作権製品を購入した際の領収書
PK/TR-IIc	2003 年 10 月 19 日付日刊コンパス第 37 頁
PK/TR-IIIa	2003 年 10 月 6 日付 3 被告に対する警告状
PK/TR-IIIb	2003 年 10 月 14 日付 3 被告に対する警告状
PK/TR-IIIc	2003 年 10 月 6 日付被告 3 に対する警告状に対するファクシミリ受領書
PK/TR-IIId	2003 年 10 月 6 日付被告 3 に対する警告状の DPEX World Wide 発送証
PK/TR-IIIE	2003 年 10 月 6 日付被告 1 に対する警告状の JNE 発送証
PK/TR-IIIf	2003 年 10 月 6 日付被告 2 に対する警告状の JNE 発送証
PK/TR-IIIg	2003 年 10 月 14 日付被告 3 に対する警告状ファクシミリ発送証
PK/TR-IIIH	2003 年 10 月 14 日付被告 3 に対する警告状の DPEX World Wide 発送証
PK/TR-IIII	2003 年 10 月 14 日付被告 1 に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IIIIj	2003 年 10 月 14 日付被告 1 に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IIIIk	2003 年 10 月 14 日付被告 2 に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IIIIl	2003 年 10 月 14 日付被告 2 に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IV	2001 年 1 月 11 日付被告 3 からの実施料 6,000,000 ルピアの請求に関するファクシミリ通信
PK/TR-IVd	2001 年 1 月 12 日付原告から被告 3 への実施料 6,000,000 ルピアの振込証
PK/TR-IVe	2001 年 12 月 11 日付被告 3 からの実施料 6,000,000 ルピアの請求に関するファクシミリ通信
PK/TR-IVh	2001 年 12 月 12 日付原告から被告 3 への実施料 6,000,000 ルピアの振込証
PK/TR-IVi	2002 年 12 月 16 日付被告 3 からの実施料 10,000,000 ルピアの請求に関する電子メール通信
PK/TR-IVL	2002 年 12 月 19 日付原告から被告 3 への実施料 10,000,000 ルピアの振込証
PK/TR-IVn	2003 年 6 月 16 日付原告から被告 3 への 2002 年分実施料 56,049,276 ルピアの請求書
PK/TR-IVq	2002 年 7 月 23 日付原告から被告 3 への実施料 56,049,276 ルピアの振込証

PK/TR-Va	2002年11月3日 Taman Sea World における著作権製品発売記念写真
PK/TR-Vb	2002年4月8日被告3社長 Steven Yeo による電子メール
PK/TR-Vc	2001年1月11日被告3からの原告に宛てた使用料6,000,000ルピア請求に関する電子メール
PK/TR-Vd	2002年10月28日被告3から原告宛の電子メール
PK/TR-Ve	2000年11月4日被告3社長署名によるポロブドゥール・ホテル・レストラン領収書

4. 被告1及び被告2の反論

1. 当該製品を頒布、複製、販売する権利を著作権者から得ているのは被告1の方である。被告1は、2003年6月23日に被告3との間で結んだホームビデオライセンス契約に基づき、当該製品の頒布、複製及び販売を独占的に行なう権利を有する。
2. 2003年6月26日及び2003年10月8日付被告3から被告1に宛てた書簡により、被告1が当該製品の著作権の専用実施権者であって、被告3と原告の間で交わされたライセンス契約の期間は2002年9月15日までである。
3. 被告3から原告に当てた2003年10月20日付警告状 No.678/TET-TT-HS/X/2003、2003年10月27日付警告状 No.679/TET-TT-HS/X/2003、及び2003年10月30日付警告状 No.700/TET-TT-HS/X/2003によると、被告3は原告との間で契約期間が1999年9月16日から2002年9月15日までのライセンス契約を結んだ以外に契約期間が2000年11月1日から2003年10月31日までのライセンス契約に署名したことがない。
4. 原告は、3被告の商業活動を妨害するためにこの訴訟を起こしており、それは悪意に基づき、かつ真の専用実施権者の権利を侵害する行為である。
5. 被告1の被害は以下のとおりである。
 - (1) 2003年10月1,000,000枚のVCDを販売する計画であったところ、200,000枚しか販売できなかった。これによる差損は800,000枚×1,700ルピア = 1,360,000,000ルピアである。
 - (2) 2003年11月、12月の販売計画は1ヶ月当り1,000,000枚であり、これによる差損は2,000,000枚×1,700ルピア = 3,400,000,000ルピアである。
 - (3) よって、被告1が蒙った被害は4,760,000,000ルピアであり、この被害額が賠償されていないことにより、本訴訟の係属中(36ヶ月と想定)1ヶ月当り1.5%の利息がかかるとして計算した利息合計は2,570,400,000ルピアである。
6. 被告2の被害は以下のとおりである。
 - (1) 2003年10月4,000,000個の電池を販売する計画であったところ、800,000個しか販売できなかった。これによる差損は3,200,000個×2,000ルピア = 6,400,000,000ルピアである。
 - (2) 2003年11月、12月の販売計画は、2ヶ月で8,000,000個であった。これによる差損は8,000,000個×2,000ルピア = 16,000,000,000ルピアである。

- (3) よって、被告2が蒙った被害は22,400,000,000ルピアであり、この被害額が賠償されていないことにより、本訴訟の係属中(36ヶ月と想定)1ヶ月当り1.5%の利息がかかるとして計算した利息合計は12,096,000,000ルピアである
7. 上記物質的被害のほか、被告1及び2は、原告によって独占権を冒されたことにより、代理店や消費者からの評判や信頼を傷つけられただけでなく、広い社会に対する信用に計り知れない損失を与えられた。これらの損失は、被告1については5,000,000,000ルピア、被告2については11,000,000,000ルピアと推定する。
8. 担保として以下の資産を明渡すことを求める。
- (1) Jalan Tanah Abang II, Nomor 63 Jakarta に所在する土地及び建物並びに建物内の設備
 - (2) Jalan Rajawati Selatan Raya No. 10, Jakarta に所在する土地及び建物
 - (3) Apartmen Lipp Condominium Tower C Lantai 11, Unit C-D, Jalan Garnisun Dalam 8, Jakarta に所在する2ユニットのマンション
 - (4) 乗用車1台(ナンバーB5Y 青色メルセデスベンツ ML320)
乗用車1台(ナンバーB15EX シルバー色メルセデスベンツ ML320)
乗用車1台(ナンバーB5FY ホンダ CRV)
9. 本訴訟の判決が実行されて債務が完全に解消されるまで、原告は1日当り25,000,000ルピアの遅延金を支払うことを求める。

5. 被告3の主張

1. 2000年11月1日に被告3と原告との間で交わされたとされる契約書は偽物であって、この点についてはすでに首都警察に通報済みである。
2. 1999年9月17日に被告3は原告との間に漫画映画「The Adventure of Tintin」のインドネシアにおける複製、販売及び頒布に関する独占権を与える契約を結び、その契約期間は1999年9月16日から2002年9月15日までであった。
3. 前記ライセンス契約後、被告3は検閲を受けるために当該漫画映画のオリジナルフィルムを原告に与え、検閲終了後、原告はインドネシア国内に頒布するためにVCDに複製したのであった。
4. 前記ライセンス契約は2002年9月16日に終了したが、その前に被告3は原告に対して直接前記ライセンス契約の延長について照会したところ、原告はVCD販売があまり利益をもたらさないことを理由にライセンス契約の延長を希望しないと応答してきたので、2002年9月17日より当該ライセンスは被告3に戻された。

6. 商務裁判所の判断

これに対して、商務裁判所は原告側の主張を基本的に認める判決を下した。その理由は、以下のとおりである。

- (1) 証拠 PK/TR-V によって、2002 年 11 月 3 日の著作権製品の発売記念事業に被告 3 が出席しており、またその前に同事業に関連して原告と被告 3 との間で通信が交わされていることが証明されている。
- (2) 証拠 PK/TR-IV によって、2002 年分の使用料がすでに支払われていることが証明されている。

これにより、3 被告は原告の実損 925,000,000 ルピアを償うべきであると判決したが、利子については月 1%とした。また、物理的損害以外の信用に関する損害については証明が十分にされていないとして原告の要求を認めず、担保、遅延金についても前例なしを理由に要求を認めなかった。

添付資料13

不使用に基づく商標権取消事例---SINKO 事件

(1) 事件の概要

空調機メーカーの新晃工業株式会社が所有する商標 SINKO の不使用取消をめぐる争い。PT.SINKO INDUSTRIES INDONESIA(以下、シンコ・インドネシア)の社長はかつて新晃のディーラーであった。新晃工業が先に登録した商標 SINKO を3年間使用していないというシンコ・インドネシアからの申し立てを受けて商標局は新晃工業商標を取り消し、代わりにシンコ・インドネシアの商標権を認めた。これに対して新晃工業は商務裁判所に対して不服を申し立て、裁判所は新晃工業の主張を認めた。

(2) 事件の経緯

1988年4月1日	新晃工業と Mc Air Indurtries (代表者: Ong Thiam Eng) の間で SINKO 製品の ASEAN 地域、シンガポール、中近東、インド、スリランカ、パキスタンにおける製造販売に関するライセンス契約。
1989年4月1日	新晃工業と Mc Air Indurtries (代表者: Ong Thiam Eng) の間で SINKO 製品のシンガポール、マレーシア、インドネシアにおける製造販売に関するライセンス契約。
1989年7月31日	新晃工業と Ong グループの間で商標 SINKO の使用に関するライセンス契約。
1992年11月25日	新晃工業が商標 SINKO を出願。
1994年11月15日	新晃工業の商標 SINKO が登録番号 317184 で登録される。
1999年10月7日	Ong Thiam Eng、シンコ・インドネシアを設立。
1999年11月25日	シンコ・インドネシアが商標 SINKO を出願。
2000年3月22日	新晃工業、商標 SINKO が第三者によって使用されていることに関連してコンパス紙に警告広告掲載。
2000年8月1日	シンコ・インドネシア代表者 Ong Thiam Eng が商標局に対して登録商標 317184 の不使用に基づく取消を申請。
2000年9月25日	知的財産総局長代理がシンコ・インドネシアより商標 SINKO の不使用に関する証拠を受け取る。
2000年10月3日	商標局、シンコ・インドネシアの要請に応じて、新晃工業に対して商標 SINKO の使用に関する情報提供を指示。
2001年5月10日	新晃工業商標 SINKO 使用に関する証拠を商標局に提出。
2001年5月23日	新晃工業、商標 SINKO が第三者によって使用されていることに

	関連してコンパス紙に警告広告掲載。
2001年7月24日	商標局長代理、工業商業省輸入局長に新晃工業から PT.Shinryo Indonesia に対する輸入の有無を照会。
2001年7月24日	商標局長代理、財務省関税局長に新晃工業から PT.Shinryo Indonesia に対する輸入の有無を照会。
2001年7月25日	PT.Shinryo Indonesia、知的財産総局長に対して新晃工業請求書にある製品の発注はなかった旨報告。
2001年7月27日	警察、SINKO 商標侵害に関する捜査結果を報告。
2001年8月6日	シンコ・インドネシア商標 SINKO を出願。
2001年8月8日	新晃工業代理人、知的財産総局長に対して、商標 SINKO 使用に関する証拠を2001年5月10日に商標局に提出した旨報告。
2001年8月10日	工業商業省東ジャカルタ支局、知的財産総局長に対して PT.Shinryo Indonesia は東ジャカルタに登録されていない旨報告。
2001年8月20日	工業商業省輸入局、知的財産総局に対して PT.Shinryo Indonesia は輸入業者として登録されていない旨報告。
2001年8月27日	新晃工業商標 SINKO 使用に関する証拠を商標局に提出。
2001年8月29日	商標局、新晃工業の商標 SINKO (No.317184) の取消を決定。
2001年11月28日	新晃工業商標局の決定に対する不服を商務裁判所に訴える。
2001年12月10日	日本大使館、知的財産総局に対してこの事件に対する関心を表明。
2002年1月3日	ジェトロ・ジャカルタ事務所、新晃工業に事業活動していることを確認。
2002年2月11日	商務裁判所、新晃工業の訴えを認める。
2002年2月21日	商標局、最高裁判所に上訴。
2002年6月5日	最高裁、商務裁判所の判断を支持。 商標局、最高裁に再審を請求。
2003年2月19日	最高裁、再度商務裁判所の判断を支持。

(3) 新晃工業の主張

- 1) SINKO は新晃工業名義で10カ国で登録された著名商標である。
- 2) 新晃工業はすでに3回に渡り、商標 SINKO の使用に関する情報として送り状コピー等を提供した。これらの証拠により、新晃工業が商標 SINKO を使用していたことは明らかである。

< 新晃工業が提出した証拠書類 >

P-21	1994年12月14日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.6476)
同上	1994年12月30日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.6507)
P-22	1995年1月25日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.6553)
同上	1995年11月28日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.7002)
P-23	1996年1月19日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.7080)
同上	1996年8月7日	PT.Tehnika Perkara Intilestari 宛新晃製品の納品書 (No.7363)
P-24	1997年1月6日	PT.Caturwahana Indah Persada 宛新晃製品の納品書 (No.6326)
同上	1997年12月1日	PT.Golden Eltron Indonesia からの新晃製品発注書
P-25	1999年	Shin Nihon Kocho Co. Ltd 宛、新晃工業が Tanjung Jati “B” Coal Fored Poweer Plant の空調設備及び機械の保証期限を延長し、スペアパーツを交換する旨の通知
P-26	2001年1月10日	PT.Shinryo Indonesia に対する新晃製品販売に係る領収書
同上	2001年9月4日	UD Sang Engon に対する新晃製品販売に係る領収書
P-27A	2001年12月21日	弁護士宛、ジャカルタ、Sanshu プロジェクトに関連して PT.Taikisha Indonesia Engineering と PT.Kinden に対する新晃製品販売に関する情報提供
P-27B	2001年12月20日	PT.Taikisha Indonesia に対する新晃製品販売に係る領収書

(4) 商標局の主張

- 1) 商標局は、工業商業省東ジャカルタ支局、同省国内工業商業総局、同省国際工業商業総局、同省金属・電機製品総局、投資調整庁を独自に調査した結果、商標 SINKO の使用の証拠を発見することができなかった。
- 2) 商標局が、2000年10月3日、新晃工業に対して商標 SINKO の使用に関する情報を提出するよう命じたとき、新晃工業は送り状等の書類を提出したのみであっ

た。もしも商標 SINKO の使用を証明するならば、実際にその商品がインドネシア国内に流通しているはずであるが、新晃工業は SINKO という商標を付した商品見本等、具体的な証拠を提出しなかった。

- 3) 新晃工業が商標 SINKO を付したエアコンを本当に販売しているのであれば、インドネシア国内に代理店があるはずであるが、そのような代理店は存在しないので、SINKO エアコンの流通はないものと考えられる。
- 4) 新晃工業は、PT.Shinryo Indonesia を通して製品を販売していると報告したが、その PT. Shinryo Indonesia は、新晃工業から商品販売の申し込みはあっただけで、商品の購入には至らなかったと言っている。

(5) 商務裁判所の判断

これに対して、商務裁判所は 2002 年 2 月 11 日、新晃工業の訴えを認める判決を下した。

- 1) 新晃工業の提出した PT.Teknika Perkasa Intilestari、PT.Caturwahana Indah Persada、PT.Taikisha Indonesia、PT.Kinde 等への送り状等の証拠 (P - 22,P - 23,P - 24,P - 25,P - 27A,P-27B) は、商標 SINKO がインドネシア国内で使用されていたことを十分に証明するものである。
- 2) 商標局が工業商業省、投資調整庁にて収集した情報は、新晃工業のインドネシアに対する投資の有無、又は PT.Shinryo Indonesia の事業許可に関するものであって、商標 SINKO の不使用を証明するに十分でない。
- 3) Ong Thiam Eng は、元々新晃工業の代理店であって、その後 1999 年 10 月 7 日にシンコ - ・インドネシアを設立、1999 年 11 月 25 日に商標 SINKO を出願、2000 年 8 月 1 日に新晃工業の登録商標 SINKO (No.317184) の不使用取消を申し立てていることは、Ong Thiam Eng は、自社商品に商標 SINKO を使用することを意図したことを意味する。

商標局はこの判決を不服として 2002 年 2 月 21 日最高裁判所に上告したが、上告理由書が期限内 (7 日以内) 提出されなかったため、上告は却下された。

商標局はさらにこれを不服として、最高裁判所に再審を請求したが、上告審は法律審であるとの理由で、最高裁は再度商標局の訴えを棄却した。

添付資料14

冒認出願への対抗事例----プラグ製造コード商標取消事件

1. 事件の概要

スラバヤ在住の Rudy Hartanto (以下 RH) はかつて日系プラグメーカーである PT.NGKINDONESIA (以下、NGK) のディストリビュータであったが、現在は独立して独自にプラグ製造業を営んでいる。RH は当初商標 NDK と製造コードを付し、NGK のプラグ包装と酷似した黄色の包装を使って販売していたが、NGK 側から警告を受け、包装を赤色に変更した。その後、RH は NGK 商品の製造コードであるところの「BP 5 ES」「BP 6 HS」「BP7HS」「C7HSA」「D8EA」を商標登録し、これらに対する商標権に基づいて NGK 側に警告してきた。これを受けて NGK はこれらの製造コードの商標登録取消を求める訴えを起し、裁判所は NGK 側の主張を認めた。

2. 事件の経緯

1980年9月19日	NGK 名義の商標「BP 5 ES」(正確には BP 5 ES の製造コードが入った包装箱の展開図を商標登録したもの)が 7 類で登録。(149356 号)
1990年11月12日	149356 号更新登録。(268346 号)
1992年7月18日	NGK 名義の商標「NGK」が 7 類で登録。(277137 号)
1995年7月13日	RH 名義の商標「BP 5 ES」が 7 類で登録。(339574 号)
1997年8月15日	NGK 名義の商標「BP 5 ES」(正確には BP 5 ES の製造コードが入った小型包装箱の展開図を商標登録したもの)登録。(382776 号)
1999年4月19日	NGK 名義の商標「BP 5 ES」(正確には BP 5 ES の製造コードが入った大型包装箱の展開図を商標登録したもの)登録。(428995 号)
1999年12月13日	中央ジャカルタ地方裁判所、NGK の主張を認める。
2000年1月26日	RH 最高裁判所に上告。
2002年2月13日	最高裁判所、RH の訴えを退ける。

3. NGK の主張

- 1) 製造コード「BP 5 ES」は商標「NGK」と共に NGK の所有する商標として世界的に著名であって、RH の登録商標 339574 号は、それを模したものである。
- 2) RH の登録商標 339574 号は、NGK の著名商標にただ乗りすることを意図して出願されており、それは悪意に基づく。

3)したがって、RHの登録商標339574号は取消されるべきである。

4. RHの主張

- 1) RHの商標は「BP 5 ES」であるのに対して、NGKの商標の主要部は「NGK」であるから、商標は全く類似していない。
- 2) NGKの登録商標382776号と428995号は「BP 5 ES」を含むが、RHの登録商標339574号「BP 5 ES」の方が先に登録されており、NGKがこれらの商標を出願したのは339574号を模倣しようとしたものである。
- 3) 商標法は、商標及びサービスマークを保護するためのものであって、製造コードを保護するものではない。

5. 中央ジャカルタ地方裁判所の判断

これに対して中央ジャカルタ地方裁判所は1999年12月13日、NGK側の主張を全面的に認め、RHの商標339574号を取消すべきであるとの判決を下した。

- 1) 製造コードBP 5 ESとNGKの組み合わせであるところの商標382776号及び428997号はNGKが所有する著名商標である。
- 2) RHの商標「BP 5 ES」は前記著名商標を模倣したものである。

RH側はこの判決を不服とし2000年1月26日最高裁判所に上告するが、RH側の主張が法律審に関するものでないことを理由に、最高裁判所は2002年2月13日RHの訴えを棄却した。その後RHは再審請求をしていないので、この判決は確定した。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インドネシア編

[著者]

ハキング山本インターナショナル

[発行]

日本貿易振興機構 経済分析部

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2005年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2005年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。